

## 七 教育と文化

### (一) 教育制度の拡充整備

#### 1 大正・昭和前期の教育事情

大正六年（一九一七）九月、寺内正毅内閣のもとに平田東助総裁をはじめ三十六名の委員構成によって臨時教育会議が設置された。これは、第一次世界大戦中のことであり、寺内首相の会議開催にあたって述べた言葉によっても明確なように、第一次世界大戦後の新しい世界情勢を背景として、多年にわたって論議されてきた学制改革について検討し、結論をだそうとしたものであった。

〈寺内首相の演説〉

欧州ノ大戦勃発以来、交戦列国ハ兵馬倥傯ノ間ニ処シ、尚且教育上ノ施設ヲ怠ラス、孜孜トシテ学制ノ革新ヲ図リ以テ自強ノ策ヲ講シツヽアリ、我帝國ハ現存ニ於テ兵火ノ惨毒ヲ被ルコト与国ノ如ク甚大ナラスト雖、戦後ノ経営ニ関シテハ前途益々多難ナラムトス、此ノ時ニ際シテハ一層教育ヲ盛ニシテ、国体ノ精華ヲ宣揚シ堅実ノ志操ヲ涵養シテ、自強ノ方策ヲ確立シ以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ラサルヘカラス

寺内内閣は次の九つの諮問事項を臨時教育会議に提出した。

- (1) 小学校教育ニ関スル件
- (2) 高等普通教育ニ関スル件
- (3) 大学教育及専門教育ニ関スル件
- (4) 師範教育ノ改善ニ関スル件
- (5) 視学制度ニ関スル件
- (6) 女子教育ニ関スル件
- (7) 実業教育ニ関スル件
- (8) 通俗教育ニ関スル件
- (9) 学位制度ニ関スル件

これらの件について、会議は大正六年十月から大正八年三月に至るまで約一年半の間に合計三〇回の總會、八三回の主査委員会を開催して審議を行い答申した。答申の中から主なものを挙げると次の如くである。

まず、小学校教育については、①市町村費の中における教育費の著しい増加に対し、教員俸給の半ばを国庫から補助して、市町村財政を助け、これによって教育財政の基礎を確立すべきである。②小学校教育においては国民道徳の徹底を期し、児童の道徳的信念を鞏固にし、特に帝国臣民たるの根基を養うに「いっそうの力を用うべきである。③小学校における上級学校入学準備教育に伴う弊害の改善を行う。④義務教育年限延長は、これを希望するがまだ時期尚早である、の四件であった。市町村立小学校教育費国庫補助法はすでに



寺内正毅首相

明治三十三年（一九〇〇）四月から施行されており、これによって学齡児童の就学率が飛躍的に伸びたことはすでに第三卷（七五五ページ）で述べたが、今回の答申によって大正七年（一九一八）四月市町村義務教育費国庫負担法が施行され、「市町村立尋常小学校ノ正教員及ビ准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ国庫之ヲ負担ス」「国庫ノ負担トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千万円ヲ下ラサルモノトス」とされ

た。更に大正十二年には、国庫負担として支出すべき金額が毎年度四千万円となった。昭和恐慌後の昭和七年（一九三二）九月には市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法が成立、昭和十五年四月には義務教育費国庫負担法が施行され、「市町村立尋常小学校ノ教員（代用教員ヲ含ム）ノ俸給ノ為、北海道地方費及府県ニ於テ要スル経費ノ半額ハ国庫之ヲ負担ス」となった。なお、昭和十年四月から発足した青年学校に対しても、昭和十四年四月より青年学校教育費国庫補助法が施行されている。②の帝国臣民たる根基を養うことについては、大正八年三月、小学校令施行規則の改正があり、理科を尊重して科学教育を改善し、地理及び日本歴史の時間を増加して国民精神の涵養につとめることとした。（明治四十年三月に比べると、第五学年と第六学年で三時間であった日本歴史と地理が四時間となり、理科は第五学年から二時間課していたのを、第四学年から二時間ずつ第六学年まで課すように増加した。）

中学校の改善方針においては、高等学校高等科の入学資格を中学校第四学年修了者とし、修業年限短縮の要望を満たすためと、英才教育への配慮を示した。

高等教育の改善方針については、臨時教育会議の答申において最も注目すべき点となり、大正七年原敬内閣のもとで中橋徳五郎文相は第四十一帝国議会に「高等諸学校創設及拡張計画」を提出し、四千四百五十万円余の追加予算の要求を行って、計画を成立させた。これが高等教育機関の拡張計画であり、大正八年度から十三年度までの六年間に、官立高等学校一〇校、高等工業学校六校、高等農業学校四校、高等商業学校七校、外国語学校一校、薬学専門学校一校、帝国大学の学部四学部をそれぞれ新設し、医科大学五校と商科大学一校との昇格、実業専門学校二校と帝国大学学部六学部について拡張を行うというものであった。大正七

年十二月、大学令が制定され官立のほか公立と私立の大学設置も認めることになった。このような高等教育拡充の一環として佐賀高等学校の設立が大正七年に決定したのである。このことについては、項を改めて述べることにする。

これらのほか、教員養成制度、実業学校、実業補習学校について答申している。要するに臨時教育会議の答申は、明治時代に成立した近代教育制度を、第一次大戦という未曾有の変革の中で、改革・拡充することを方向づけたもので、我国近代教育史上画期的な事業であった。高等教育の拡充推進は原敬内閣の四大スローガンの中にあがり、大正七年の大学令の施行によって、臨時教育会議の答申が実現されていたとみるべきである。

大正八年（一九一九）五月、臨時教育会議が廃止されたあと、臨時教育委員会、教育評議会、臨時教育行政調査会などが設置され、教育に関する諮問に対する調査、建議を行ってそれぞれ役割をはたして廃止された。

大正十三年四月、内閣総理大臣の諮問機関として文政審議会が設置され、国民精神の作興、教育の方針、その他文政に関する重要事項を調査審議し、内閣総理大臣に建議することをうるものとされた。文政審議会は師範学校の年限延長、中等学校配属将校の設置、幼稚園令の制定、青年訓練所及び青年学校制度の創始など重要な教育改革案件十四件の審議を行って、昭和十年五月廃止された。

大正十三年十二月、文政審議会の諮詢に基づき、翌十四年四月師範学校規程が改正され、本科第一部を五年制として予備科を廃止し、高等小学校第二学年修了の程度を入学資格とする。本科第二部は男子は一年、

女子は二〜三年とし、中学校・高等女学校卒業程度を入学資格とする。修業年限一年の専攻科を設置し、本科卒業者などを入学させるとした。しかし、昭和五年十二月、文政審議会の諮詢によって、本科第二部の修業年限は二年とし、翌六年一月師範学校規程の改正が行われた。

大正十三年十二月、文政審議会に「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」という諮詢案が提出された。これは、中等程度以上の学校に現役将校を配属し、学校長の指揮・監督のもとに教練の監督にあたらせるという趣旨のもので、先の臨時教育会議で特別建議として「兵式体操振興ニ関スル建議」が提出されていたのを受けたものであった。翌大正十四年一月十日、教練の実施は「德育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ主旨ニ於テ之ヲ行フベキモノト認ム」として諮詢案を可とし、これに基づいて中学校において教練を実施することになった。同年四月四日、中学校令施行規則が改正され、体操の各学年毎週教授時数が三時間から五時間となり、教練の時間が加わった。

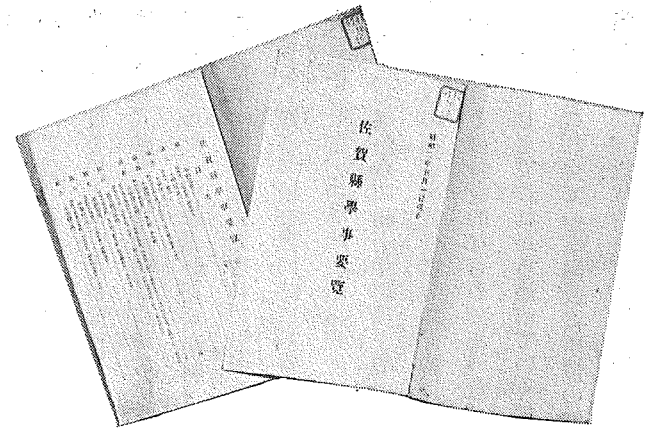
中学校においては、昭和六年一月中学校令施行規則の改正を行い、「生徒教養ノ要旨」（道德教育、国民教育、普通教育、体育の四側面）を新設し、「学科及其ノ程度」として上級学年において第一種・第二種の課程を編成し、実業、理科を重んじた第一種課程と上級学校に進学するものための外国語・数学を重んじた第二種課程を設け、生徒にその一課程を選択履習させた。また、学科内容に関する改革を行い、まず、公民科と作業科を新設した。また、博物・物理・化学を総合して理科と改称した。

さて、中学校に関しては、今一つ注目すべき事柄がある。それは中学校入試方法の改正である。大正後半期、中学校、高等女学校の進学希望者が顕著に増加し、学校数の増加では対応できない状態であり、このた

め小学校における中学校入試のための準備教育の弊害が指摘され、中学校入学試験が社会問題化した。ここにおいて、昭和二年十一月、中学校令施行規則を改正して、入学者選抜の方法として従来の学科試験を廃止することにした。中等学校入学者選抜方法に関する準則によると、小学校長の報告書、人物考査、身体検査によって入学者の選抜を行うこと。人物考査（常識・素質・性行）に口頭試問の方法を用いることとした。昭和四年十一月、人物考査にあたって口頭試問の方法のほかに筆記試験の方法を加えることができるとし、筆記試験の範囲を小学校の教科に基づき「暗記暗誦ニ流ルコトナク理解、推理等ノ能力ヲ判定シ得ヘキ平易ナル事項」に制限したが、筆記試験は復活した。昭和十二年七月、小学校の準備教育の弊害を除去するため、筆記試験の場合、その教科目数をなるべく一科目に限定するように求めたが、この方法は教府県しか励行されなかった。しかし、昭和十四年九月、文部省次官通牒がだされ、選抜問題の主原因である中等学校収容力の拡張などの条件の改善を指示するとともに、小学校の教科に基づく筆記試験を廃止し、小学校長の報告書、人物考査及び身体検査の三者総合判定制度をとることを指示した。報告書に客観性をもたせるため、学級の一覧表をあわせて提出させることにした。昭和十八年十二月、選抜の公正を確保するため、①考査の方法 ②学区制 ③総合考査制による選抜制度の改革が行われ、考査の方法において、「報告」に公文書としての責任と権威を持たせることにした。

中等学校についての記述が若干長くなってしまったが、文政審議会の終末期の特記事項である青年学校制度の創始についてみてみよう。青年学校制度確立の背景には、実業補習学校と青年訓練所の存在があった。実業補習学校は、明治二十六年（一八九三）十一月に実業補習学校規定が制定され、「諸般ノ実業ニ従事セ





『佐賀県学事要覧』

## 2 佐賀県の教育方針

佐賀市域の教育事情を見るにあたって、まず佐賀県の教育方針を知るのに好都合の『佐賀県学事要覧』（昭和二年（十二年））によって、昭和七年度における県の教育計画をみることにする。

### 第一、綱領

- 一、カヲ国民精神ノ作興ニ致シ、殊ニ敬神崇祖ノ念ヲ厚フシ、質実剛健勤勞ヲ尚ブノ風ヲ馴致スルコト。
- 二、教職員ノ人格品位ヲ高メ意氣ヲ振作シ、研究心ヲ旺盛ナラシメ、服務規律ヲ厳守セシムルコト。
- 三、衛生思想ノ普及、運動精神ノ徹底ヲ図リ、個体ニ適応スル体育ヲ行ヒ、一般の体位ノ向上ヲ期スルト共ニ、更ニ民衆体育ノ振興ヲ努ムルコト。

- 四、努メテ自学的態度ヲ養ヒ、観観ヲ重ンジ実験実測実習ヲ尚ビ、以テ確実ナル實際的知能ヲ取得セシムルコト。
- 五、学校家庭ノ連絡ヲ緊密ニシ、個性ヲ究メ環境ヲ調査シ、之ヲ基調トセル教育ノ個別化、地方化、実地化ヲ図リ、上級学校ノ入学並ニ職業指導ヲシテヨク個性ト能力ニ適応セシメ、實際教育ノ振興ニカムルコト。
- 六、学校行事ハ成ルベク之ヲ精選シテ其ノ徹底ヲ期スルト共ニ、職員ヲシテ日々ノ学級経営ニ精勵セシムルコト。

- 七、校地・校舎・器械器具等ノ利用ニ努メ、校費ノ節約ヲ図リ設備ノ経済的管理ニ留意スルコト。
- 八、補習教育並青年訓練ノ就学出席ノ向上ヲ図リ、之ガ内容ヲ充実セシムルコト。
- 九、男女青年団ノ内容ヲ充実シ、其ノ統制的活動ヲ促進スルコト。
- 十、教化ニ関スル諸施設ノ伸展ヲ計リ、之ヲ連絡統制シテ一層其活躍ヲ期スルコト。
- 十一、産業教育ノ必要ナルヲ致悉セシメ、一層勤勉力行ノ美風振作ヲ図ルコト。

この佐賀県教育計画の綱領は昭和七年度のものであるが昭和初期から大きな変化はなくほぼ大正・昭和前期の県教育計画の様相を示していると考えてよからう。全国的にみれば内閣総理大臣の諮問機関である文政審議会の活動の末期にあり、青年訓練・男女青年団・教化の施設というような条項がでてくるところに次期の戦時期への過渡的な様相も呈している。しかし、第四の「自学的態度ヲ養ヒ、観観ヲ重ンジ実験実測実習ヲ尚ビ」という条項は、大正期の新教育運動の経験の尊重をさしており、画一的な軍事教育のはじまる一歩前の状況であることがわかる。この県教育計画は続いて施設及び奨励事項として初等教育・中等教育・補習教育及び社会教育をあげているので要点をあげてみる。

### 甲、初等教育

#### 一、教育綱領ヲ闡明シ学校経営ノ実績ヲ向上セシムル為ニ行フ主ナル事項。

- 1 小学校長会議
  - 2 各郡別首席訓導会
  - 3 各郡別上席女教員会
  - 4 視学委員ノ任命（全教科）
  - 5 研究嘱託及発表会開催
  - （地方化・実地化・個性教育・教科各種研究）
  - 6 自由研究嘱託及発表会開催
  - 7 校長講習会
  - 8 学校経営・学級経営ノ研究活動奨励
- 二、精神教育ヲ振作スル為ニ行フ主ナル事項。

1 奉安設備ノ改善 2 敬神崇祖ノ施設奨励 3 勤勞作業ノ重視 4 其他國民的教養ニ関スル諸施設奨励  
3 確實ナル智能ヲ修得セシムル為ニ行フ主ナル事項。

1 直組教授ノ督励 2 実験実測実習ニ関スル施設奨励 3 教授案重視 4 自学的態度ノ養成奨励

4 個別化・地方化教育並ニ職業指導ノ為ニ行フ主ナル事項。 3 実業科目ノ重視及実業学校へ入学奨励

1 個別教育並ニ職業指導ニ関スル施設奨励 2 市町村勢及環境調査ノ奨励 3 実業科目ノ重視及実業学校へ入学奨励

5 教職員研究修養ノ為ニ行フ主ナル事項。 2 図書館ノ利用奨励 3 学事視察派遣 4 教職員風紀ノ振肅 5 服務規則ノ

1 教員講習会(准代及小本正男女講習会) 2 図書館ノ利用奨励 3 学事視察派遣 4 教職員風紀ノ振肅 5 服務規則ノ

肅正

六、七(略)

乙、中等教育

一、精神教育ヲ振作セル為ニ行フ主ナル事項。

1 思想善導ヲ基調トセル公民科及作業科講習会 2 中等学校生徒連合演習

二、教育全般ニ涉リ一層連絡協調ヲ図ル為ニ行フ主ナル事項。

1 校長会議 2 教務主任會議 3 訓育主任會議 4 庶務主任會議 5 中等学校医會議 6 英語研究囑託員打合會

三、教職員ノ研究心ヲ刺激シ実行向上ヲ期スルコト共ニ、教授方法ノ改善ヲ図ル為ニ行フ主ナル事項。

1 教授研究会 2 講習会 3 巡回指導 4 視察員派遣

丙、補習教育及社会教育

A 補習教育及青年訓練

一、教育ノ普及ト内容充実トヲ期スル為ニ行フ主ナル事項。

1 補習学校生徒研究發表会 2 県下青年訓練連合演習開催 3 補習学校青年訓練所合同觀察會開催 4 青年訓練查閱実施

5 補習学校ノ教育状況調査 6 学校ノ設置並専任教員ノ増置奨励 7 水産補習教育ノ振興奨励 8 各郡青年訓練連合演習

・連合教練(郡別又ハ教育会別)の奨励 9 支部別補習学校視察研究会及競技會等ノ奨励 10 実習設備ノ充実奨励

二、学校ノ活動ヲ適正ニ且盛ニスル為ニ行フ主ナル事項。

1 視学委員任命(家事・裁縫・水産・商業・武道) 2 生徒ノ実習指導徹底方奨励

三、教員並ニ指導員ノ素質ヲ高め、指導法ノ改善ヲ図ル為ニ行フ主ナル事項。

1 補習学校教員講習會開催 2 女教員専任講習會開催 3 指導員講習會開催 4 囑託研究發表會開催 5 教員ノ講習會及

視察員派遣 6 新任専任教員ノ指導講習會開催

四、施設及奨励事項ノ徹底ヲ期スル為ニ行フ主ナル事項。

1 補習学校長及青年訓練所主事會(小学校長と同時)開催 2 独立公民学校長會 3 郡町村農會其他産業団体機關トノ連

絡奨励

五、補習学校ニ対シ特ニ産業開発ノ為ニ行フ主ナル事項。

1 学校農場設置奨励(經濟農場) 2 卒業生指導ノ奨励 3 生徒並ニ卒業生ノ水田裏作普及ノ奨励 4 部落共同実習副業

品共同生産作業奨励 5 農村ニ於ケル女子補習学校ノ農業科指導徹底ノ奨励 6 生徒ノ特能發揮一事研究会ノ設置奨励

7 補習学校中心産業開發運動ノ機運促進奨励

B 一般社会教育

一、男女青年団体ノ内容ヲ充実シ其統制的活動ヲ促進スル為ニ行フ主ナル事項。

1 男女青年団ノ施設経営案並ニ指導系統案作成奨励 2 男女優良青年団ノ紹介並ニ視察會実施 3 幹部講習會開催 4 講

習會並ニ視察派遣 5 優良男女青年団体表彰



佐賀県知事 早川三郎

二、社会教化刷新振興ノ為ニ行フ主ナル事項。

- 1 各郡市町村教化連合会設置並ニ内容充実奨励
- 2 町村婦人会内容充実奨励
- 3 社会教化功労者並ニ優良町村婦人会表彰
- 4 図書館員講習会開催
- 5 講習会派遣

三、青年団ニ於テ特ニ産業開発ノ為ニ行フ主ナル事項。

- 1 団員一人一研究奨励
- 2 各町村男女青年団ニ於ケル創作品展覧会開催
- 3 青年精農者懇談会
- 4 産業講習員派遣
- 5 産業開発ニ関スル研究発表

会開催奨励並ニ優秀研究印刷配布

6 産業成績優良ナル支部へ奨励金交付

7 市町村青年団に奨励スベキ事項

イ 町村産業調査

ロ 産業研究部ノ設置

ハ 産業ニ関スル講演会並ニ講習会開催

ニ 副業実施

ホ 開墾植林等ノ共同作業

ノ 実施

ヘ 各支部ニ於ケル実習地ノ設定並ニ水田裏作ノ実施

丁、学校衛生及体育(省略)

以上、施設及び奨励事項における特色は、全体として補習教育における実業補習学校の充実・社会教育としての青年団活動の充実及び教化運動の振興が強く考えられていたことがわかる。初等教育においては直観教授(経験学習)の奨励、個別化・地方化・実際化という姿勢が強く打ちだされ、中等教育においては、精神教育面における思想善導のための新カリキュラムとして、公民科・産業科の重視が注目される。なお、公民科・産業科の新設は、昭和六年一月の中学校令施行規則改正にともなうもので、公民科の教授要旨は「国民ノ政治生活並ニ社会生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳ヲ涵養シ」、「善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スル」ことであり、作業科は「園芸、工作、其ノ他の作業ヲ課シ、勤勞ヲ尚ビ之ヲ愛好スルノ習慣ヲ養ヒ

且日常生活上有用ナル知能ヲ与フルコト」を教授要旨とした。これらの奨励事項の背景には、小学校教育を終えて実業に従事している青少年への公民教育の重視と、中等学校へ進んだ青少年の思想教育と産業教育の重視がうかがえる。

最後に、本県教育上の諸問題が挙げられているので掲げてみたい。

A、学校教育

一、初等教育

1 巡回実際指導 県下ヲ数区ニ分チ数名ノ実際指導者ヲシテ模範指導並ニ講演ヲ行ヒ、又訓導ノ実際指導ノ講評等ニ依ル指導法ノ指導ヲ行フ。

2 郷土教育調査 昭和七年度県中小学校長会諮問事項ニ基キ、県民性ノ調査ト其ノ助長正短ノ方策ニ関シ、特ニ修身訓練ノ方面ヲ重視シテ研究シ更ニ委員制ヲ採ツテ之等郷土教育資料ノ教授細目ノ編成ニマデ進マウトスルモノデアル。

二、実業補習教育及農学校教育

甲 実業補習学校 1 女子補習学校ノ設置奨励 2 男子ノ専任教員ノ増置 3 女子ノ専任教員ノ設置奨励 4 地方ノ状況

ニ 応ジテ独立公民学校ノ設置奨励 5 専任教員給補助増額

乙 実業補習学校教員養成所 1 全所ノ移転ニ伴フ内容ノ充実 2 女子実業補習教員養成所設置ノ必要

丙 農学校 1 低度ノ農学校修業年限ノ延長 2 農学校ノ経営上地方的特色ニヨル教育内容ノ特異性發揮 3 農学校新設

ニ 伴フ開校諸準備

三、実業学校教育 将来ノ国民ノ中堅タリ、又ハ指導者トシテ職業教育ヲ受ケタル者ノ多数ヲ要スル点ヨリ見て、特ニ本県ニ於テハ実業学校ノ充実ヲ急務トシ、他種中等学校ノ寧口縮小サルル傾向アルニ反シ、此種教育機関ハ更ニ一層拡充

セラルル趨勢ニアル。

四、女学校教育 高等女学校・実科高等女学校・実業女学校各々固有ノ特殊ナル使命ニ鑑ミテ、其学校数ノ配置及学校数等ニ関シテ適當ニ拡張整理等ヲ行フ必要ガアル。

五、中学校教育 本県中学校教育ハ其歴史ニ於テ旧ク、又次第ニ其充実ヲ見ツ、アルノデアルガ、更ニ本県教育是ヲ基準トシテ中学校数ノ配置、学級数ノ整理整頓ヲナシ、其内容方面ニ於テモ一層改善ヲ加ヘテ本教育ノ発達ヲ図ラネバナラス。

六、師範学校教育 師範教育ノ改善ハ多年ノ懸案トナツテイルノデアルガ、本県ニ於テモ其教育ノ任務ニ鑑ミテ初等教育ノ興隆ト県下文教ノ発達ノ上ニ重要ナル使命ヲ有スル師範学校ノ経営ニ当ツテハ、県教育是ノ確立ト相俟ツテ最モ時代ニ適合セル師範教育ノ方針ヲ樹立シ、其施設、内容等各種ノ方面ニ涉ツテ改善進歩ヲ図ルト共ニ本教育ノ實際的効果ヲ挙ゲン事ヲ期シテイル。

## B、社会教育

一、新時代ノ要求ニ応ジタル青年指導方針ノ指示奨励

1 公民教育——公民トシテノ修養特ニ政治教育

2 産業教育——郷土開発ノ為産業方面ニ於ケル調査研究並ニ其実施ノ促進

二、郷土教育ノ振興ニ関シ県民性ノ調査ヲナシ、其最長補短ニ関シ社会教育ノ方面ニ於テ特ニ考慮スル。

C、佐賀県教育是ノ確立 本県教育是ハ郷土ノ歴史・財政・県民性等ニ立脚シテ国家ノ現状並ニ将来ニ鑑ミ、我県民教育上ノ根本方針ヲ確立スルト共ニ、實際教育ニ関シテハ学校ノ諸設備（人的・物的）ハ言フニ及バス、全般的ニ教育機関ノ拡充・整理・廃合等ヲ行ヒ、以テ名実共ニ教育県タル本県ノ面目ヲ一層發揮スルニアル。

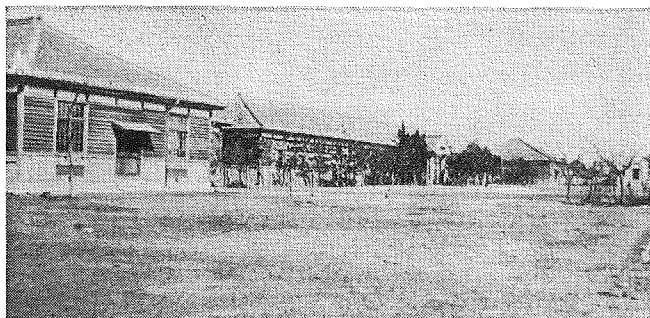
佐賀県教育上ノ諸問題として、まず初等教育の中で県民性を調査しその長所・短所を究明し、郷土教育資料の教授細目をつくり初等教育の資料、社会教育の資料にしよとしてゐる。郷土教育運動については別

項を設けて述べることにする。つぎに、実業補習学校の充実についてであるが、専任教員が少ないのでその養成・増設をあげ、独立公民学校の設置を奨励してゐる。これは、昭和十年に青年学校として完成し、青年学校教員養成所が確立し、ここに実業青年教育の体制が確立することになる。今一つ、佐賀商船学校の廃校にともなう、佐賀農芸学校の新設の動きが「農学校新設ニ伴フ開校諸準備」としてあらわれている。最後の「佐賀県教育是」においては、県及び県民の地方性に立脚した、しかも国家の方針に合致した方針を打ちたてようとしてゐることがうかがわれる。

## 3 佐賀市の教育事情

『佐賀市学事一覽』によつて、大正から昭和初期の佐賀市の教育事情を摘録してみよう。まず、市立小学校は勸興尋常小学校、循誘尋常小学校、日新尋常小学校、赤松尋常小学校、神野尋常小学校（大正十一年より佐賀市立となる。高等科は昭和十年に分離する）、佐賀高等小学校の六校である。市立各々校としては、佐賀商業学校（大正十一年から県立に移管される）、佐賀成美高等女学校（大正九年に私立から市立となる）、佐賀商業補習学校（大正六年三月、循誘・日新両商業補習学校を合併して発足、佐賀高等小学校内に設置される）、佐賀農業補習学校（大正五年十月発足、神野尋常小学校内に設置される）の四校があった。大正十五年（一九二六）、青年訓練所令が公布されると、佐賀商業補習学校がこれに充当され、昭和三年（一九二八）には第一公民学校と改称された。これと同時に佐賀農業補習学校も第二公民学校と改称された。昭和十年青年学校令が公布されると、第一公民学校、第二公民学校は佐賀実業青年学校として発足する。学校場所は、





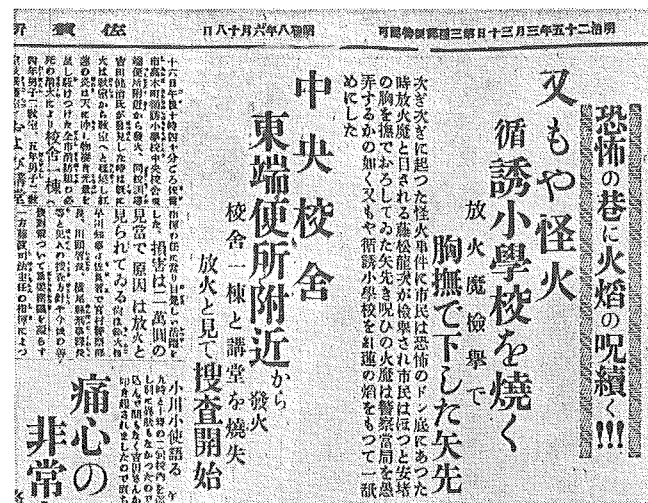
大正2年に新築移転した勸興小学校



大正9年に新築された赤松小学校

月十六日夜火事となり、講堂と五教室を焼失するに至った。当時、九州、四国地方の各地において、学校、神社、寺院などの大建築物を目標けて放火する者がいて、世間の人々はこれを放火魔として恐れていた。六月十六日の夜は折しも学区内の有志や生徒の父兄が学校に会合を開き、放火事件に關しての学校対策を協議し、同夜十時頃散会した。その三十分後の十時三十分には炎上したのである。大いに巷間にさわがれた放火魔による学校焼失事件であったが、犯人はあがらずじまいであった。昭和十年に講堂の復旧、教室など工事は完成した。勸興尋常小学校は、旧松原尋常小学校に移転し（明治四十五年）、北堀端の旧勸興尋常小学校の校舎を分教場としていたが、生徒数に対して狭隘であったので、大正二年四月第二水源地傍（現在地）に校舎を新築することになった。同年十二月

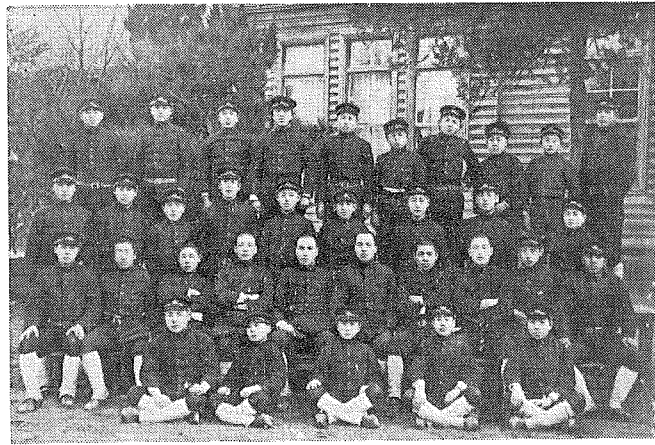
（現在地）に新築に着手し、翌明治四十五年二月に完成し、三月に移転した。同時に循誘尋常小学校も新築にふみ切っている。柳町にあった校舎が狭隘になったため、明治四十四年佐賀郡巨勢村（現在地）に校舎新築工事に着手し、翌明治四十五年二月に完成し、三月に移転した。しかし、循誘尋常小学校は昭和八年六



循誘小学校火災の新聞報道（昭和8年6月18日付「佐賀新聞」）

る。なお、佐賀地域の尋常小学校の生徒の進路状況をみるとみると表(2)のようになる。表(2)によって、尋常小学校を卒業した者の約半分は高等小学校に進み、中学校や高等女学校に進む者は限られた者であったことがわかる。また尋常小学校を卒業すると直接社会にでている者が大正十年と昭和六年を比較すると昭和六年が激減しており、教育水準の向上が知られる。なお、高等小学校を卒業したのち中学校、高等女学校、各種学校に進む者は、卒業者の約半分であとは直接実社会にでている。

市内小学校は、学校創設以来三十有余年を経て、校舎の老朽化がおこり、ここに改築事業が明治末期から大正期にかけて行われた。もっとも早いのが、日新尋常小学校で、明治四十四年長瀬町西念寺裏から長瀬町の北裏



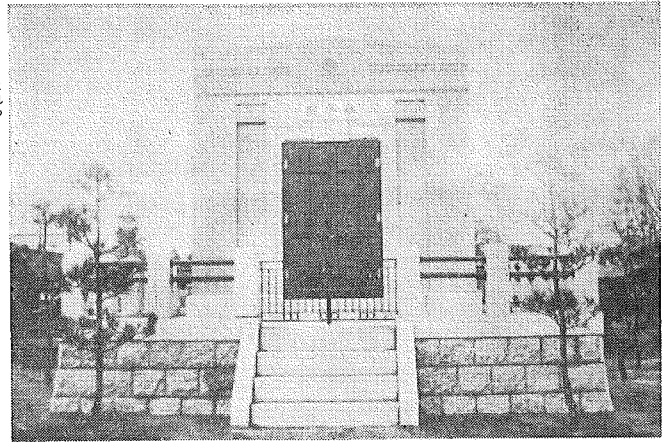
キャハンを着用した佐中生（大正6年）

さて、佐賀中学校には、弘道館以来の蛮風が継承されており、上級生による下級生の制裁などはその例であるが、そのほか上級生の指導による同盟休校の風もあった。このようなパンカラな佐賀中学校の校風の改善にとりくんだのが、大正二年九月に就任した千住武次郎校長であった。大正五年に一度同盟休校事件が起こるが、このあととはなく、体位の向上や上級学校への進学指導に熱が入られた。下村虎六郎（湖人）や白井敏輔などの優秀な教師が招かれたのもこの時期である。千住武次郎校長の在任は一二年の長きにわたった。

大正四年十一月、佐賀中学校創立四十周年式典が行われ、記念事業として資力の乏しい在校生や卒業生に学資を貸与する佐賀中学校育英会が設けられた。大正十二年、今まで四クラス編成であったものが五クラス編成となり、定員が増加した。全校で八百名ばかりであったが、千百名余の生徒を擁す

り、同年九月の新学期から、登校の際は靴及びゲートルの着用が義務づけられた。ここにおいて、登校の時は下駄又は裸足、校庭では裸足という永年の習慣が改められたのである。ゲートル着用は、大正十三年にいたって教練及び旅行の時のみと改正されている。

裸足で堵列してこれを迎えた。このあと、大隈は願正寺において市内の中等学校の生徒をあつめて講演し、「裸足と云ふ事は野蛮人のする事であるから、此は絶対に廃するようにしなければならない」と説いた。このためか、佐賀中学校においては、翌大正三年の入学志願者心得には「なるべく短靴を用意すべし」とあ



大正13年に建設された勸興尋常小学校の奉安殿

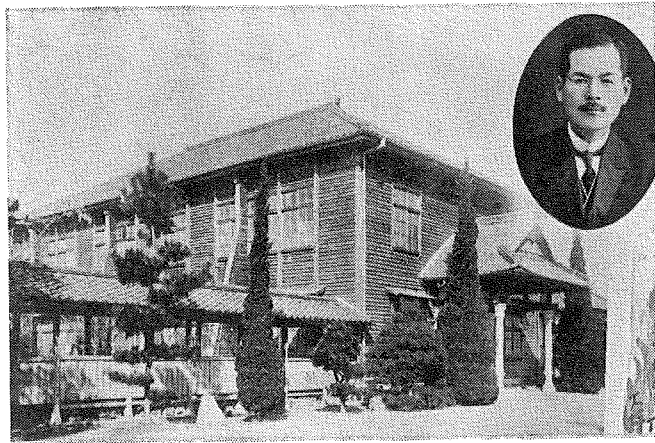
工事は完成し、翌大正三年一月に移転完了した。明治四十一年四月に発足した赤松尋常小学校の校舎新築工事は大正六年から大正九年にかけて逐次完成した。

各小学校には、天皇・皇后両陛下のいわゆるご真影と教育勅語が下賜されていたが、循誘尋常小学校の場合のように火災の恐れからコンクリート製の奉安殿が各校で建築された。早いものでは、勸興尋常小学校が大正十三年創立五十周年式典挙行の折、奉安殿を建設している。昭和八年、日新尋常小学校は区民の寄付で奉安殿を建築し、昭和九年、神野尋常高等小学校、循誘尋常小学校が奉安殿を完成した。同年には佐賀商業学校も同じく建築している。

大正二年十一月、鍋島閑叟公銅像除幕式、佐賀図書館落成式が行われ、それに参列のため郷土の大先輩で元首相・外相であった大隈重信が帰県した。この時、佐賀中学校の生徒は



佐賀高等女学校の校舎と生徒

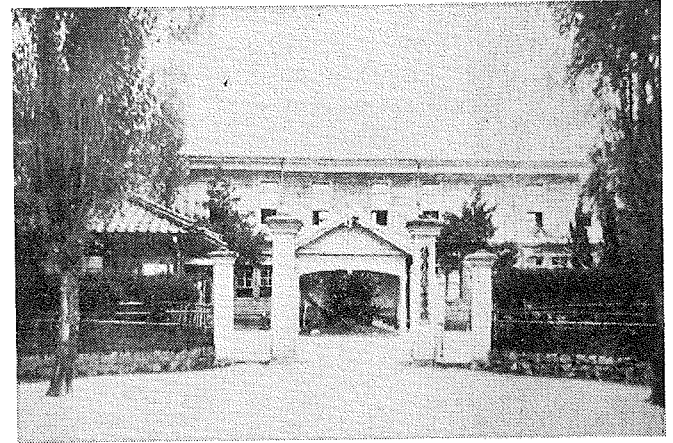


佐賀成美高等女学校

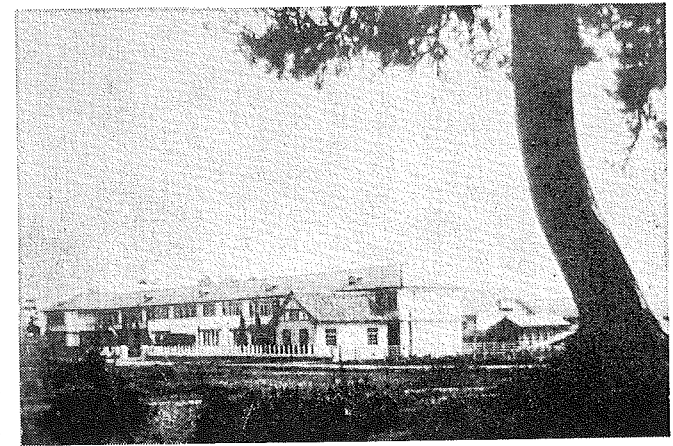
けいれ、大正十一年までこれは継続した。昭和六年就業年限が、三年から五年となり、尋常小学校卒業後入学できるようになった。昭和十一年狭隘になった水ヶ江町から多布施緑小路（現在地）に新校舎の建築を行い、移転した。

大正八年、佐賀

新校舎落成式と創立六十周年記念式典が行われている。  
大正四年、機械科だけの佐賀工業学校（修業年限三年）に電気科が新設され、各学年各科一クラスの六クラス編成となった。大正五年工業補習夜学会が置かれ、翌年から補習部として高等小学校卒業者を五十名受け入れ、大正十一年までこれは継続した。昭和六年就業年限が、三年から五年となり、尋常小学校卒業後入学できるようになった。昭和十一年狭隘になった水ヶ江町から多布施緑小路（現在地）に新校舎の建築を行い、移転した。



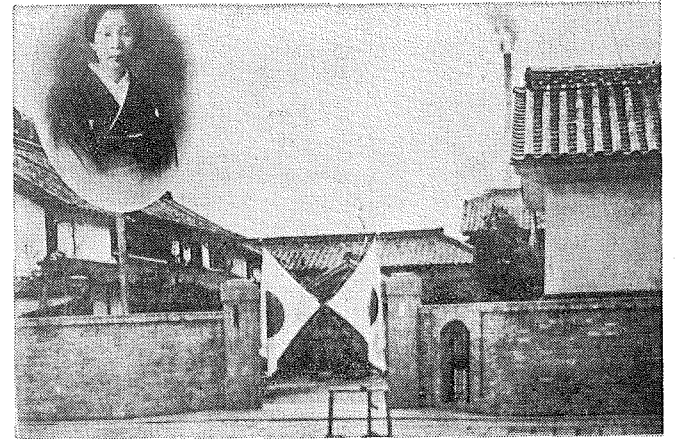
佐賀県立佐賀中学校



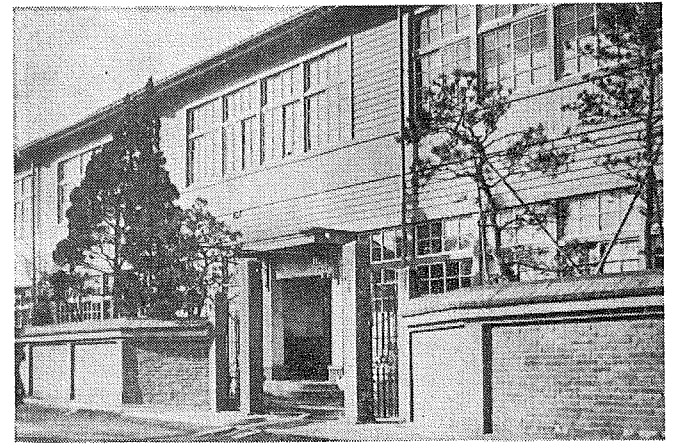
佐賀県立佐賀工業学校

（甲子園大会の前身）に参加している。大正十五年十月、創立五十周年記念式典を行い、校歌を制定している。昭和六年には校旗が制定された。昭和九年二月校舎改築の助成の目的をもって、佐賀中学校後援会が設立され、前校長千住武次郎が会長に就任した。昭和十三年三月新校舎の改築工事が完成し、翌十四年十一月

ることになる。この頃から昭和初期にかけて、運動部の活躍が顕著となる。野球部は大正十二・十三年と連続二回、昭和二・三・四年と連続三回の計六回、大阪朝日新聞社主催の中等学校野球大会の九州予選大会に優勝し、九州代表として鳴尾大会



佐賀高等裁縫女学校



佐賀清和高等女学校

から県立に移管された。

佐賀高等女学校は修業年限四年の本科と修業年限一年の補習科があったが、昭和二年四月より本科は五年制となり、全生徒数は七百五十名を擁した。一方、私立佐賀成美高等女学校は大正九年から佐賀市立とな

農学校の杵島郡移転が決定し、大正十年四月から杵島郡秀津の改築校舎で授業を開始した。

市立佐賀商業学校は、修業年限二年の予科と修業年限三年の本科があり、一〇クラス・約五百名の生徒を擁していたが、大正十一年佐賀市立

た。本科四年制、補習科一年制あわせて八百名を数えた。昭和五年に至り、四年制二〇クラス、生徒数千名と増加した。

明治四十四年四月創立の実科女学校（与賀町、内田清一）は、大正二年九月改称して佐賀実科女学校となり、ついで大正七年四月文部省の認下を得て、組織を変更して私立佐賀実科高等女学校と改めた。修業年限が四年で六クラス・二九三名であった（大正十年）。大正十三年四月、文部省の認下を得て高等女学校となり、清和高等女学校と改称した。大正十五年には十一クラスで五五四名となっている。

佐賀郡鍋島村にあって、中島ヤスの指導のもとの家塾的裁縫教授所は、明治三十七年三月佐賀市に移転し、大正十二年四月佐賀裁縫女学校を創設した。ついで、昭和四年二月、従来の組織を改めて、職業学校規程に基づき文部省の認下を得て、佐賀高等裁縫女学校となった。昭和五年三月、本校の師範科卒業生には無試験検定で小学校裁縫専科正教員の免許状を受けることができるようになった。昭和六年現在で七クラス・一八三名を擁した。

昭和三年四月、佐賀県女子師範学校が創設され、一部・二部・専攻科に分かれ、各々五クラス・二クラス・一クラスを設け、生徒数は二七四名を数えた（昭和六年）。

以上、大正・昭和初期の小学校、中等学校、実業学校などの実態をみてきたわけであるが、ここに尋常小学校、高等小学校を卒業後実社会にでた青少年に対する実業補習教育の発展充実の過程を追ってみることにする。

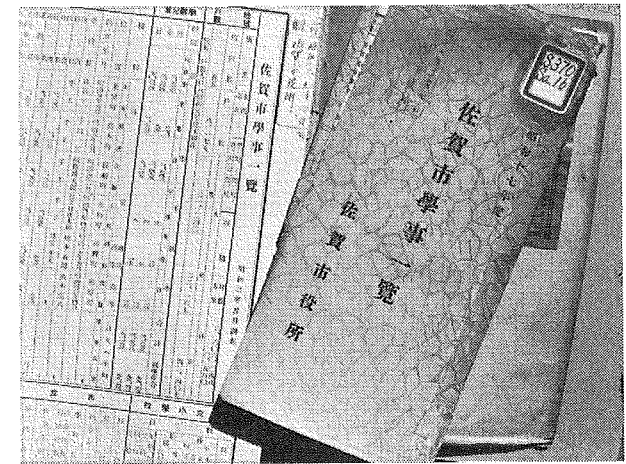
明治四十二年（一九〇九）四月、全佐賀市の男女高等科の生徒を収容する佐賀高等小学校が成立した。大

校 学 各 立 市											
種 別	位 置	創 立 年 月	学 校 長	校 舎 坪 数	校 地 坪 数	運 動 場 坪 数	修 業 年 限	学 級 数	生 徒 数	本 年 度 入 学 者	前 年 度 卒 業 者
第一公民学校	松原町(佐賀高等小学校内)	大正六年三月	木 庄 八				四年	五	二九一	三八二	九七
佐賀市青年訓練所(第一公民学校)	全 上	大正十五年七月	主 事 木 庄 八				四年	三	二九三	三九	九
第二公民学校	神野町(神野尋常高等小学校内)	大正五年十月	橋 本 五 郎				四年	二	三三六	一四三	九八一

第一公民学校・第二公民学校の概要  
(『佐賀市学事一覽』より)

大正十五年(一九二六)四月、青年訓練所令及び青年訓練所規程が公布されると、同年七月、佐賀商業補習学校をそれに充たさせ、佐賀市青年訓練所の主事は佐賀高等小学校長が兼任して発足した。修業年限は四年で、佐賀商業補習学校の研究科がこれにふりあてられ、職員・教授学科は佐賀商業補習学校と同一であった。この段階で教員組織が強化され、校長一、兼任助教諭七、教練指導員三となり、今までの校長一、専任教諭一、兼任教諭三に比し

し、支出は給料の千七百四十円を中心に雑給、需要費、修繕費などあわせて二千五百六十六円であり、この収支の差額千六百六十六円は、佐賀市が特別会計の教育奨励費及補助費で補填している。なお、同じ市立の成美高等女学校は、収入が授業料二万七千六十円(月三円)、入学検査手数料二千四百円、具費補助金四千五百円、指定寄付六千円、雑入四十三円の合計四万九千九百三十三円で、収支の差額九千九百二十円を市が負担している。



『佐賀市学事一覽』

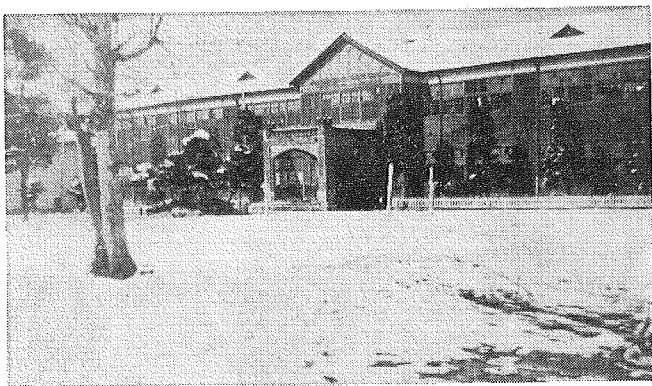
正十年(一九二一)四月、市内の各尋常小学校に附設していた市立商業補習学校を、佐賀高等小学校に統合した。大正十一年十月、神野村が佐賀市に合併されるに至って佐賀農業補習学校が神野尋常小学校内に設けられた。大正十五年現在での佐賀商業補習学校と佐賀農業補習学校の要綱は表(3)の如くである。

佐賀市立の商業と農業の

二つの実業補習学校は授業料はならず、施設は高等小学校内にあり、校長は高等小学校と兼任で、担当教員は専任が少なく、兼任の形が多かったことが知られる。『佐賀市学事一覽』によれば、補習学校費は、大正十二年現在で、収入は具費補助金の五百円と指定寄附の四百円の合計九百円に対

表(3) 佐賀商業補習学校と佐賀農業補習学校の要綱

種 別	佐賀商業補習学校	佐賀農業補習学校
位 置	松原町(佐賀高等小学校内)	神野町(神野尋常高等小学校内)
創 立 年 月 日	大正 6 年 3 月	大正 5 年 10 月
修 業 年 限	前期 2 年、後期 2 年、研究科 1 年	前期 2 年、後期 2 年
学 級 数	2	2
生 徒 数	前期 0 後期 66 研究科 7	前期 2、後期 20
授 業 料	無	無
職 員 数	校長 1、専任教諭 1、兼任助教諭 3	校長 1、兼任助教諭 3
学 科 目	修身、国語、数学、商業、簿記、英語	修身、国語、数学、農業



佐賀市実業青年学校（成章中学校旧校舎）

て、大幅に増員されていることがわかる。また、教練指導員が新設されており、青年訓練所の性格を明確にしている。従って、学科はこれまでの修身、国語、数学、商業、簿記、英語に対して、あらたに公民、歴史、地理、教練が加わり、英語が姿を消している。

昭和三年（一九二八）から、佐賀商業補習学校は第一公民学校と改称し、佐賀農業補習学校は第二公民学校と改称した。

昭和六年、第一公民学校の教員数は、校長一、専任教諭一、兼任教諭一、兼任助教諭三、講師一、教練指導員三の合計十名と増加し、学科に体育・洋服・理髪が加えられた。

昭和十年（一九三五）四月、青年訓練所と実業補習学校の名実ともに合体が行われる青年学校令が公布された。ここにおいて、青年訓練所充当の第一公民学校と第二公民学校は合併して、佐賀市立実業青年学校と改称した。佐賀高等小學校は、昭和七年六月の市庁舎火災の折類焼し、講堂、養護室、宿直室、教室五を失っていたため、昭和九年移転改築に着手し、北堀端の松原町から勸興尋常小學校の西隣り、神野町七二―二を定め、二月に土工を起し、翌昭和十年三月に全建築の竣工をみた。四月、新校舎に移転し、神野尋常小學校高等科を併せて、全市一校の単独高等小學校となった。この佐賀高等小學校内に職員室、武道場、専用教室など

を設け、同年六月から佐賀市立実業青年学校は発足した。昭和十一年の『佐賀市学事一覽』によって、佐賀市立実業青年学校の学則と、学校概要をあげる。

学 則  
第一章 総 則

第一条 本校ハ佐賀県佐賀市立実業青年学校ト称シ佐賀市神野町七百二拾二番地ノ二佐賀高等小學校ニ併置ス

第二条 本校ハ青年学校令ニ基キ男女青年ニ対シ其心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資格ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章 編成並ニ年度

第三条 本校ニ男子部女子部ヲ置キ各部ノ課程ヲ普通科及本科、研究科、専修科ニ分ツ但シ女子部ニ於テハ研究科、専修科ヲ缺グコトアルベシ普通科及本科ハ男子部ヲ第一部（定日制）トシ女子部ヲ第二部（通日制）トス

第四条 本科各科ノ教授及訓練期間左ノ如シ

専 修 科	研 究 科	本 科	普 通 科	男 子 部		女 子 部	
				一 年	二 年	一 年	二 年
必要ニ応ジ其都度之ヲ定ム	一 年	五 年	二 年	必要ニ応ジ其ノ都度之ヲ定ム	二 年	必要ニ応ジ其ノ都度之ヲ定ム	二 年

第五条 本校ノ年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日終ル年度ハ之ヲ三期ニ分チ四月ヨリ八月迄ヲ第一期九月ヨリ十二月迄ヲ第二期一月ヨリ三月迄ヲ第三期トス

第三章 教授及訓練

第六條 本校ノ教授及訓練ノ科目並ニ課程及時數左ノ如シ

一、男子部 普通科

修身及公民科	普通学	職業科	体操科	合計	課程		研究科
					第一年	第二年	
国民道徳要旨、公民心得	講読、作文、実用算術、珠算、国史大要、産業地理、実用理科、外国語	産業大要、簿記、商業文、工業大要、農業大意、耕種、養蚕、養畜、実験、実習	体操、教練、武道、競技	三〇〇	三〇〇	二五	二五
				六〇	六〇	一一五	一一五
				三〇〇	三〇〇	二〇〇	二〇〇
				六〇	六〇	一二〇	一二〇
				三〇〇	三〇〇	五〇	五〇
				六〇〇	六〇〇		

二、男子部 本科及研究科

修身及公民科	普通学	職業科	教練科	合計	本科					研究科
					第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	
国民道徳要旨、公民心得	講読、作文、実用数学、珠算、現代史、産業地理、実用理科、外国語	製図、機械学、簿記、廣告、家兵法、設計、養畜、農産加工実験及実習、作物園芸、養蚕、各個教練、部隊教練、陣中勤務、施信号、距離測量、軍事講話体操、武道、競技		三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	第一年
				一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第一年
				一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第一年
				三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	第一年
				一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	第一年
				三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	第一年

三、女子部 普通科及本科

修身及公民科	普通科	職業科	家事及裁縫科	体操科	合計	普通科		本科	
						第一年	第二年	第一年	第二年
国民道徳要旨、公民科、作法	講読、作文、習字、読用数学、珠算、国史大要、現代史、外国地理大要、産業、地理、博、物理科、生理衛生、図画、音楽	地方実業上適切ナル事項、実習	衣類、食物、料理、育児、看護、家計、染色、住居、洗濯、和服洋服ノ裁方、縫方、繕方、手芸実習	体操、遊戯	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
					四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
					一、二〇〇				

一、普通科第一学年  
一尋常小学校卒業者又ハ年齢十二年以上ニシテ之ニ素養アル者

二、本科第一学年  
普通科修了者高等小学校卒業者又ハ年齢十四年以上ニシテ之ニ相当スル素養アル者

三、研究科  
本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者

四、専修科  
学校長ニ於テ其都度之ヲ定ム

第十二条 中等学校卒業者其他ニシテ本校ニ入学ヲ希望スル者アルトキハ之ヲ相当科ノ相当年ニ入学セシム

第十三条 本校ノ入学期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アルモノハ中途入学セシムルコトアルベシ

第十四条 本校ニ入学セントスル者ハ保護者又ハ雇傭主連署ヲ以テ所定様式（附録第一）ニ依リ入学願書ヲ学校長ニ差出ス  
ベシ

第十五条 本校ヲ退学又ハ転学セントスル者ハ保護者又ハ雇傭主連署ヲ以テ所定ノ様式（附録第二）ニ依リ其事由ヲ兵シ学  
校長ニ願出ツベシ

第五章 修了及卒業

第十六条 学校長ハ教授及訓練ノ出席時数ヲ標準トシ平素ノ成績ヲ参酌シテ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認定ス但シ中途入学者及  
転入学者ニ対スル教授及訓練時数ハ其入学シタル時期以後ノ配當時数ニ依ル

第十七条 普通科又ハ研究科ノ課程ヲ修了シタル者ニハ附録第三様式ノ修了証書ヲ本科ノ課程ヲ卒業シタル者ニハ第四様式  
ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 雑 則

第十八条 学校長ハ必要ニ応シ生徒ニ対シ褒賞又ハ懲戒ヲ行フコトヲ得

第十九条 本校生徒ハ所定ノ青年学校手帳ヲ所持スベシ退学又ハ転学セントスルトキハ青年学校手帳ヲ提出シ出席時数其他  
ノ事項ノ記入證明ヲ受クベシ

第二十条 本校ニ於テハ授業料ヲ徴収セズ  
附 則

本学則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本学則施行上必要ナル細則ハ学校長之ヲ定ム

佐賀市青年訓練所充当佐賀第一公民学校学則ハ之ヲ廃止ス

附 録

第一 入学願書様式

私儀御校何科第何年ニ入学致度候間御許可相成度履歴ヲ具シ相成候也

年 月 日

本 籍 何 々

現住所 何 々

戸主トノ続柄

本人

何 生 年 某 月 日 ㊟

本 籍 何 々

学級編制

生徒数	学年		科	研究	鉄工	木工	農業	商業	商店	専修	小計	女子		小計	総生徒数
	組	年										本	子		
三三	一	年	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五七	二	年	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一三〇	三	年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六三	四	年	三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
六三	五	年	三	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五四	六	年	三	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
三七	七	年	三	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
三五	八	年	三	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
三	九	年	三	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
四	一〇	年	三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三	一一	年	三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一六	一二	年	三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一七	一三	年	三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
二七	一四	年	三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
二七	一五	年	三	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一九	一六	年	三	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
六四	一七	年	三	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一四	一八	年	三	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
四〇	一九	年	三	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
三	二〇	年	三	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二五	二一	年	三	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
七五	二二	年	三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

佐賀市立青年学校	校名	位置	電話	創立年月	生徒数	学級数	兼任専任専任助教諭指導者教諭助教諭員指導員	職	計	校長氏名
佐賀市立青年学校	校名	神野町	一〇	明治三	七五	一八	校長教諭助教諭指導者教諭助教諭員指導員	員	一	江里口庄太郎

佐賀市立青年学校概要

第四 卒業證様式

第 号 卒業 證

校 印

氏 生 年 月 日 名

右者本校本科何修業年限ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス

佐賀県佐賀市立実業青年学校校長位勲氏 名 ④

第三 修了證様式

第 号 修 了 證

校 印

氏 生 年 月 日 名

右者本校普通科(研究科)修業年限ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

佐賀県佐賀市立実業青年学校校長位勲氏 名 ④

佐賀市立実業青年学校校長 何 某 殿

何科何年 何 何

保護者 何 何

雇傭者 某 某

私儀何々ノ為メ御校退学(何学校ニ転学)致度候間御許可相成度願候也

退(転)学願書様式

一、年 月 日 何学校〇業(何学年修了)

二、年 月 日 ヨリ何々勤務

現住所 何々

佐賀市立青年学校校長 何 某 殿

保護者 何 某 ④

雇傭者 何 某 ④

学年別生徒数

性別	科別		科					総計		
	普通科	本	一年	二年	三年	四年	五年		研究科	専修科
計	—	—	100	99	98	97	96	95	94	756
男	—	—	100	99	98	97	96	95	94	641
女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115

十ヶ年間ノ生徒在籍出席状況

年度	在籍		出席		年度合出
	生徒数	籍	生徒数	席	
大正十五年	2,683	—	2,550	—	2,550
昭和二年	1,493	—	1,084	—	1,084
昭和三年	3,363	—	3,150	—	3,150
昭和四年	3,363	—	3,150	—	3,150
昭和五年	4,241	—	3,742	—	3,742
昭和六年	4,652	—	4,300	—	4,300
昭和七年	13,847	—	12,700	—	12,700
昭和八年	16,086	—	15,000	—	15,000
昭和九年	20,328	—	19,000	—	19,000
昭和十年	30,328	—	28,000	—	28,000

表(4) 実業青年学校  
予算額

大正5年	566
大正10年	1,792
大正12年	2,566
大正13年	2,391
大正14年	1,493
大正15年	1,493
昭和2年	3,069
昭和3年	3,087
昭和5年	4,241
昭和6年	4,652
昭和12年	13,847
昭和13年	16,086
昭和15年	20,328
昭和17年	30,328

実業補習学校から青年訓練所、そして実業青年学校と規模の拡大充実の段階で、これに対する予算措置の変化を年次で追うと、表(4)のごとくなる。

予算措置の飛躍的な拡大の原因は、生徒数の増加によつ

て、担当教師の給料として予算額が増加したものである。昭和十七年(一九四二)は、学級数三五、生徒数男八五一、女三五五、合計一二〇六、職員数三九、となっている。このような、実業青年学校の拡大は、その数値の顕著な増加から理解できるように、満州事変、日支事変と発展する国の大陸侵攻策にともなう、兵隊予備軍養成機関であったことがわかる。

#### 4 佐賀高等学校の創設

大正六年(一九一七)十月、寺内正毅内閣に直属した「臨時教育会議」が設置され、三十六人の委員のもとで教育全般にわたって審議が行われた。結局、大正八年三月にいたる約一年半の間に合計三〇回の総会と八三回の主査委員会が開催され、次の九つの事項について答申を行った。

- (1) 小学校教育ニ関スル件 (2) 高等普通教育ニ関スル件 (3) 大学教育及専門教育ニ関スル件 (4) 師範学校ノ改善ニ関スル件
  - (5) 視学制度ニ関スル件 (6) 女子教育ニ関スル件 (7) 実業教育ニ関スル件 (8) 通俗教育ニ関スル件 (9) 学位制度ニ関スル件
- また、「兵式体操振興に関する建議」(大正六年十二月十五日)と「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」(大正八年一月七日)と題する二つの建議を行った。

これらの答申のなかで、高等教育制度及び大学教育、専門教育制度に関しては、この後実現のため政策化されていく。この背景には、第一次世界大戦によって与えられた社会の変化に直面し、学校教育を改革して新しい時代に即応する必要がある。特に高等教育機関の拡充による「高級技術者」の養成が、飛躍的な発展、革新期にあった産業経済界から要請されていたのである。「臨時教育会議」委員沢柳政太郎は高等教育

機関の拡充について他委員と共に建議し、次のように日本の高等教育機関が非常に不足していることを指摘している。

此ノ數年来高等学校ニ於テノ收容人員ト云フモノハ殆ソド増加シテ居ラス、明治四十一年マデ週ッテ調べテ見タガ、四十年ニ於テ入学セシメタ人員ハ二千四百四十七人デアリマス、今年高等学校ニ收容シタ人員ト云フモノハ二千八百八十二人デアリマスカラ僅カニ三十余人ノ増加ニ過ギナイ……高等学校ノ増設ト云フヤウナモノガ、或ハ中学ノ卒業生ノ數ニ比ベマス、或ハ社会ノ進運ニ照シテ見マシテモ、或ハ亦他ノ実業学校等ニ対照シテ見マシテモ、其ノ施設ガ遅レテ居ルト云フコトハ明カナコトデアラウカト思フノデアリマス

このような動きの中で、「大学ハ官立及財団法人ノ設立トスルコト、但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公団体ノ設立ヲ認メルコト」として、従来、専門学校令によって認可されてきた私立大学を官立大学と同格に位置づけようとした。

大正七年（一九一八）八月、終局を迎えた第一次世界大戦下米騒動が起って寺内正毅内閣は倒れ、わが国最初の本格的な政党内閣である原敬内閣が成立した。文相には実業家中橋徳五郎が就任した。原内閣はその成立にあたって「四大政綱」をかかげ、(1)教育施設の改善と充実、(2)交通機関の整備、(3)産業及び通商貿易の振興開導、(4)国防の充実の実現、を期した。「教育の振興」を「四大政綱」の一つとして挙げて臨時教育会議の答申内容を利用した大胆な教育政策の実現にのりだした。

まず、大学教育に関しては寺内内閣の手によって枢密院に送られていた「大学令」を大正七年の暮れに成立させ、官公私立大学を認め、総合大学ばかりでなく、単科大学も承認した。この結果、今までは帝国大学

のみに限られていた大学が、専門学校の昇格によって、四〇余りの大学が成立することとなった。

同じく、高等学校改善についての答申に基づいて大正七年十二月「高等学校令」を公布し、旧高等学校令は廃止した。この新しい高等学校令は、臨時教育会議の改善に関する答申をほとんどその要綱のまま実現したものである。高等学校の性格については「男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ充実ニカムヘキモノトス」としている。ここにおいてこれまでの大学予科としての性格は制度として明確に改められ、高等普通教育機関の一つとなった。そして大学と同様、官立のほか公立・私立の高等学校を認め、公立高等学校を設立しうるのは府県及び北海道、私立は財団法人でなければならないとして、設備資金のほか少なくとも五十万円の基本財産が必要であるとした。

学校の構成については高等学校の修業年限を七か年とし、これを高等科三年、尋常科四年に分ける制度を中心として、高等科のみを設置することもできるとし、高等科のみを置く三年の高等学校はこれを特別な形とした。高等科は文科と理科に分かれ、高等科への入学資格は中学校四学年修了とした。高等学校の教育を徹底させるため、生徒の数について特に考慮をし、高等科四八〇人以上、尋常科三二〇人以上、高等科のみの高等学校は六〇〇人以上と定め、一学級の生徒数は四〇人以上とした。



原敬首相

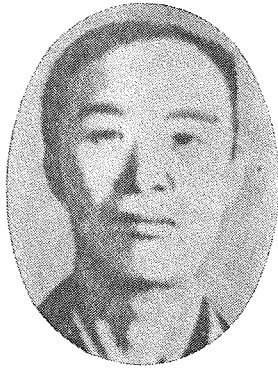
大正七年十二月、原内閣によって第四十一議会において次のような高等教育機関の増設拡張計画が提出された。

- 一、創設すべき学校
- (1) 高等学校 十校 (2) 実業専門学校 十七校 (3) 専門学校 二校 (4) 帝国大学学部 四学部 (5) 医学大学 五校 (6) 商科大学 一校
- 二、拡張すべき学校
- (1) 実業専門学校 二校 (2) 帝国大学学部 六学部

この計画案は、大正八年度以降六か年にわたる継続事業として、これによると大学及び高等・専門学校の学生数は大正七年現在の約二倍に増加されることになり、財源としては、約四千四百五十円を必要とした。政府はこれを天皇からの「御下賜金」一千万円と公債発行でまかなうことにした。

臨時教育会議の答申においては、高等学校を増設することについては述べてなかったが高等学校令制定後のこの高等教育機関拡充計画によって、新制度の高等学校が多数設置されていった。大正七年までは第一から第八までの官立高等学校だけが存在していたが、高等学校令後、大正八年に新潟、松本、山口、松山の各官立高等学校の設置を皮切りに、翌九年に水戸、山形それに佐賀の三高高等学校が設立された。公立高等学校も富山（のち官立に移管）、浪速（大阪府）、府立（東京府）の三校、私立高等学校は武蔵、甲南、成蹊、成城の四校を数えた。このような高等学校の新設はほとんど大正八年から十五年までの間に行われたのである。この結果生徒数は、大正七年の六、七九二人から昭和十一年には一万七〇〇〇人に達し、三倍近い増加となった。

大正九年（一九二〇）佐賀高等学校の設置は、以上のように「臨時教育会議」の答申に基づき、原内閣の「教育振興」政策の一環として実現したものである。また、この時期は第一次世界大戦終了後の日本産業経済界の飛躍的な発展期を背景としており、明治このかたの教育制度に関して変革を求められた時代でもあった。佐賀県知事大芝惣吉は、政府において高等教育の普及拡張に基づいて佐賀に高等学校を設置する趣きがあることを知り、県会議事堂に県議員と県内有志、新聞記者などを集めてこの旨を報告し、新設用地寄附の件について内談する所があった。大正六年八月、佐賀県会より文部大臣あてに佐賀に高等学校新設の請願書が出され、また佐賀市議会は、大正七年三月一日文部大臣あてに、新設用地寄附請願書を提出した。同年九月二十三日、文部省から県に対し敷地寄附受け入れの指示があった。ここに佐賀高等学校の設置が本決まりとなったのである。



佐賀県知事 大芝惣吉

学校設置のために政府の要求する地元寄附は敷地二万坪（六万六千平方メートル）のほか、現金六十九万五千円で、これは建築設備費にあてられることになっていた。敷地は佐賀市が買収して県を通じて寄附することにし、現金は大正八、九、十、十一年の四か年間に分納する建て前で、県が三十万円を負担、残り三十九万五千円のうち、二十四万円を県内外の篤志家におおぎ、十五万五千円は佐賀市と佐賀郡関係七か村で折半負担する計画が立てられた。

大正八年（一九一九）、本庄村（現在の佐賀市本庄町一番地）において敷地工事を竣工して、献納の手續を完了して、ついで翌九年四月十七日勅令百十号を以て、本校を設置して佐賀高等学校



佐賀高等学校初代校長  
生駒萬治

と称した。佐賀高等学校は全国で十五番目の高等学校であった。同月十九日文部省督学官生駒萬治が本校々長に任ぜられ、同二十日より文部省内において開校事務が開始された。

大正九年九月十二日に仮校舎（元佐賀高等小学校女子部跡、位置は旧佐賀市役所の一部）において開校式と第一回入学式が行われた。入学定員は文科八〇名、理科一

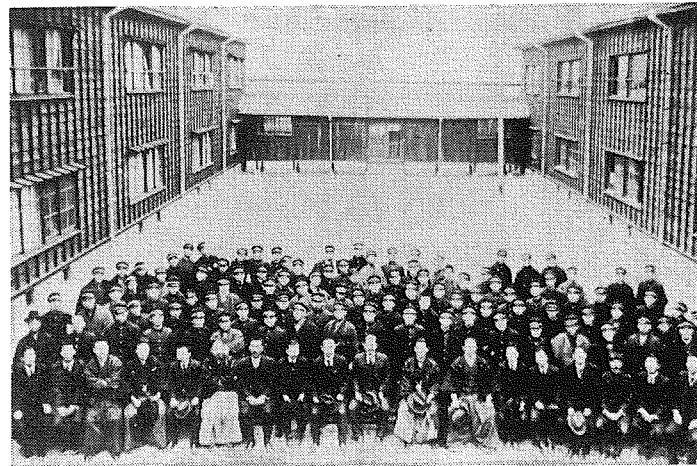
二〇名の合計二〇〇名であった。第一回の入学試験はこれに先だち佐賀中学において行われ、受験者は文科八〇名に対し五三〇人、理科一二〇人に対し六四六人も殺到し、競争率は五倍半から六倍半であった。文科においては入試科目に数学がなく、理科においては漢文が除外されていたので、数学が嫌いな文科生、漢文が不得手である理科生が全国からあつまってきた。

九月十四日より授業が開始され、仮寄宿舎も市内松原町中ノ小路、及び赤松町旧城内の二か所に設けられた。

大正十年二月二十八日、本校の建築工事が竣工したので、三月三十一日市役所跡の仮校舎から移転した。また、中ノ小路、旧城内の寄宿舎も翌十一年一月十日新築寄宿舎（不知火寮）に移転した。この年、創立記念日を五月十七日とすることが決定された。大正十二年四月三十日鎌田栄吉文部大臣の本校視察があり、翌十三年十一月、文部大臣代理として粟屋専門学務局長が臨席して落成式が挙行された。



佐賀高等学校



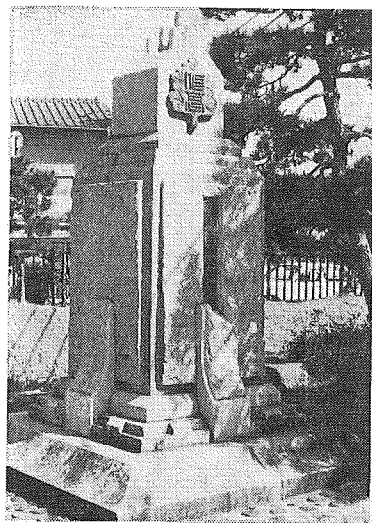
落成当時の不知火寮と学生

大正十三年三月、はじめて卒業生が巣立ち大学などに進んだ。文科八〇人のうち二九人が落第や休学で欠け、理科一二〇人のうち四一人が脱落して、実際に卒業したのは二〇〇人のうち一三〇人であった。第一回卒業生としては、池田直

（前佐賀県知事・東大法）、上田常隆（元毎日新聞社長・京大法）、武内龍次（外務省顧問、元駐米大使・東大法）らがいる。

佐賀高等学校は、昭和二十五年に廃止されるまで三十一年間に卒業生の数は、文科が一九七六人、理科が三二二六人の合計五四五四人である。

佐賀高等学校の同窓会を、校章の菊の葉からとって「菊葉会」と称する。



佐賀高等学校の記念碑  
(佐賀大学構内)

てきた。学生側は、「選挙干渉」学生の自治侵害」としてこれに反対し、文科二年甲類の生徒三十人が同盟休校にはいり、佐賀郡大和町都渡城の旅館にたてこもった。漸次同盟休校に参加する生徒が増加し、文科乙類を除く全文科生百八十名が同盟休校に参加した。学校当局は、これに対して警察の応援を得て圧力をかけると同時に、教授らによる説得工作が行われた。しかし、生徒側は「自治権擁護のた

びとなった。この綱領、規約は、生徒としての範囲を逸脱せず、学校当局の規定する校則、生徒心得などの範囲内で、行政・司法の権限を行使するものというものであった。発足した自治会は、直ちに生徒大会を開き、「各自責任をもって本会所期の目的を貫徹せん」ことを宣誓し、三十人の執行委員を選んだ。これに対し学校当局(校長・教頭・生徒監)は「生徒諸君の人格と信念を信じて自治会の成立を認る」と発表し、ここに佐賀高等学校生徒自治会は正式に発足した。大正九年四月に佐賀高等学校が発足して、六年目のことであつた。生徒自治会の発足の背景には大正デモクラシーの思潮があつたことは容易に想像される。

この生徒自治会に同盟休校(ストライキ)事件がおこつた。昭和五年九月、生徒自治会の総務選挙が行われた。この選挙の時に掲げられたスローガンに対して、学校当局から「候補者の掲げたスローガンが過激すぎる」「君は総務に立候補するのは不適当である」と干渉があり、スローガンの削除と立候補の禁止を命じた。学生側は、「選挙干渉」学生の自治侵害」としてこれに反対し、文科二年甲類の生徒三十人が同盟休校にはいり、佐賀郡大和町都渡城の旅館にたてこもった。漸次同盟休校に参加する生徒が増加し、文科乙類を除く全文科生百八十名が同盟休校に参加した。学校当局は、これに対して警察の応援を得て圧力をかけると同時に、教授らによる説得工



大坪書店での佐高生



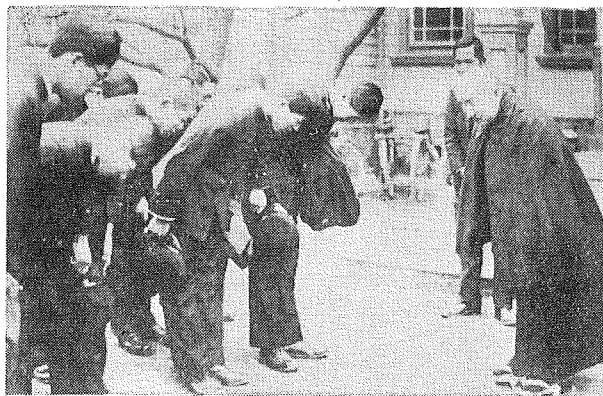
佐賀城鯨の門前を追遶する佐高生

昭和二年から同六年まで、本校内に第十五臨時教員養成所が置かれ、歴史及び地理科の中学校・高等女学校・師範学校の

教員を養成することとなった。

大正十五年(一九二六)二月十一日、佐賀高等学校に生徒自治会が成立した。これまでも、生徒の自主独立の立場を主張して自治会結成の動きがあつたが、生駒萬治校長によっておさえられたといわれる。大正十四年七月、在京の卒業生を中心に、不満分子による生駒校長の排斥運動がおこり、これが契機となつて生徒自治会の組織作りがはじまつた。クラス委員(十五名の生徒代表)、校友会総務、有志委員らによって創立委員会がつくられ、綱領、規約などが起草され、発会式のはこ





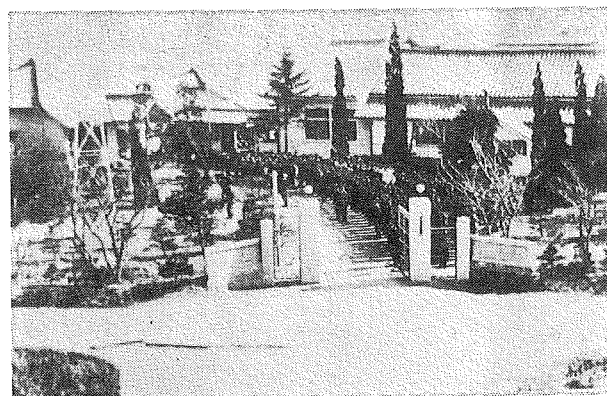
佐賀県会議事堂入口で佐賀商船学校の存続嘆願をする生徒

十一月二十五日、商船学校の全生徒・練習員は中川副村民とともに氏神、松原神社、与賀神社、八幡神社、招魂社に参拝祈願し、開会中の県会を訪れ、学校存続を歎願した。この様子を翌日の新聞は「母校愛に燃ゆる、生徒の悲痛なデモ、県会議事室から学校へ、知事に現状維持陳情、警察では警戒、万一を慮って」（大毎）、「商船学生二百名、議事堂前に殺到、練習生、地元民大挙傍聴、暗雲低迷の佐賀県会」（佐毎）と伝えている。

代表の上京陳情の結果、百武三郎海軍大将・大隈信常侯爵・副島道正伯爵・佐野常羽伯爵・武富時敏ら二十三名の連署をもって、海軍・通信・文部各大臣と早川知事に存続必要の陳情書が発送された。十一月二十八日には武富時敏からの激励電報、また、大隈信常（肥前協会長）から早川知事あての存続陳情の電報もあった。存続陳情の主旨は「旧藩主の遺業としての佐賀藩海軍所跡に設立された商船学校を廃校することなく、極力藩主の遺志を継承してもらいたい」というものであった。

同日、父兄・生徒・卒業生・地元各代表者から文部大臣に存続歎願の電報が打たれた。

商船学校職員・生徒の神社祈願、地元民らの県会傍聴、警備の警察官との小ぜりあい、東京からの有力者の応援下県などがあ



佐賀商船学校の校門と校舎

賀県知事は政友会系の早川三郎（任期・昭和六年十二月〜同八年六月）であった。早川知事は政府の意向をうけて、昭和七年十一月二十一日、通常佐賀県会の開会劈頭（ひき）に商船学校の廃校を発表し、かわって農学校の新設を提案した。これは、商船学校は経常費において三万円かかり、農学校は一万円で済みこれは県の経済状態を救うという理由であった。昭和八年の佐賀県の予算案の中から佐賀商船学校経常費は姿を消し、かわって臨時部学事諸費中に「商船学校整理費」として、二万四千四百五十円があげられていた。これは、三七二名の生徒を他の商船学校に委託する場合の費用と、職員退職者に対する俸給額・勤務年限による特別手当を支給するためのものであった。

すでに、商船学校の存続に関して早川知事の動きが注目をあびていた矢さき、突然の廃校案であったため、商船学校の職員・生徒及び地元民に大きな動揺を与えた。当日、佐賀市宗龍寺において商船学校の父兄総会が行われていたが、廃校案が明らかになると、商船学校存続運動を開始することを決議し、知事、各政党控室に県議を、各県政記者室に記者団を訪ね、存続並びに同運動への援助を歎願した。また、父兄会及び後援会は代表を東京に送り、県出身の政治家、及び海軍軍人に協力を要請した。



佐賀商船学校廃校問題の新聞報道  
(昭和7年12月20・21日付『佐賀新聞』)

り、十二月六日には、佐賀市公会堂において商船学校存続  
 県民大会が三千人の聴衆をあつめて行われている。この  
 時、佐賀市長横尾敬義が座長を勤めている。十二月十八日  
 には、第二回県民大会が開かれている。  
 十二月十七日頃から、商船学校の職員・生徒・地元代表  
 者たちは宗龍寺に合宿し、県会傍聴、陳情を行った。父兄  
 会、後援会は一万円の寄附を行うから存続してほしいと詰  
 め寄っている。県会では、富吉景行、古賀明之助、野口勘  
 三郎、伊丹次郎らの議員から廃校反対の意見が述べられ、  
 早川知事はこれに対して「商船学校を愛することは人後に  
 落ちぬ。然しは一商船学校を愛するに非ず、大局から見  
 て県民を愛するが故である」とつっぱねている。

のよい検束をうけ、県会傍聴者はきびしいボディ・チェックを受けて入場した。議場の周りや、出入口には  
 県下鳥栖、神埼、諸富、小城の各警察署から警官が動員されて、ものものしい警戒陣をしいた。午後三時前  
 によりやく開会となったが、議長の時延長宣言のみで休憩にはいった。午後十時すぎに再開され、諸議案  
 附議ののち、いよいよ商船学校廃止案が附議された。ここに、野口勘三郎ら十一名の議員によって「商船学

校整理費並に農学校新設に関する費目を削除する」という、商船学校復活を意味する修正案と商船学校復活  
 の建議案が提出された。提出者十一名は佐賀郡市選出各派議員並びに民政派議員であった。会期の制限時間  
 が切迫したため、知事による会期延長通告となり会議は続行され、遂に二十一日午前一時三十分無記名投票  
 によって採決が行われ、建議案は十二票対十八票で否決され、商船学校の廃校は決定した。この時、農学校  
 設置案も否決されたが、再議に附され、かろうじて農学校新設の再議案は可決された。

昭和八年三月十五日、佐賀県立佐賀商船学校は解散式を行い、明治三十五年五月、佐賀郡立海員養成学校  
 として発足以来三十二年の歴史を閉じた。卒業生七五〇名余であった。

なお、地元民を中心とした商船学校存続の動きは、昭和八年頭初にはじまり、佐賀市郡二十二か市村組合  
 立で運営することまでは決定したが、そのあと具体的に組合立商船学校の設立はみられなかった。商船学校  
 のかわりに新設された農学校は、佐賀郡尼寺に昭和十一年十一月校舎が落成した。現在の県立佐賀農芸高等  
 学校である。

参考文献

『佐賀県議会史』(上巻・七〇〇～七〇一ページ)

『佐賀県立佐賀商船学校誌』(昭和八年)

『佐賀県教育五十年史』(中巻)

## (二) 新教育の普及と郷土教育運動

### 1 新教育の普及

明治四十五年（一九一三）七月三十日、明治天皇は崩御され、世は大正と改まった。日清・日露の両戦争に勝利を得た日本は内外に重要な問題をかかえていた。軍事費の増加による財政難と慢性的不況にあえぐと同時に、労働者の生活を守る社会運動は高まり、山県有朋らの支持によって成立した第三次桂太郎内閣は国民的政治運動の盛りあがりの前に総辞職を余儀なくされた。世に大正の政変という。一方、対外的には朝鮮及び中国大陸における帝国主義的対立を深めていた。このような状態のところは大正三年（一九一四）に第一次世界大戦が勃発し、元老井上馨をして「日本国運ノ発展ニ対シ大正時代ノ天佑」といわしめた如く、日本の立場に大きな変化をもたらした。

第一次世界大戦の最中、大正六年から八年にかけて、わが国の教育のあり方を検討する「臨時教育会議」が開催された。開催にあたって寺内正毅首相は、欧州に大戦勃発し交戦列国は兵馬に多忙の折とはいえ教育に関しては重要視して、学制の革新を図って自強の策を講じているとして「此ノ時ニ際シテハ一層教育ヲ盛ニシテ国体ノ精華ヲ宣揚シ堅実ノ志操ヲ涵養シテ自強ノ方策ヲ確立シ以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ラサルヘカラス」とした<sup>①</sup>。教育改革を企図したとはいえ、基本的理念は新しいものではなかった。すなわち国民教育の課題は

「徳性ヲ涵養シ知識ヲ啓発シ身体ヲ強健ニシテ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スルニ在リ」として教育勅語、戊申詔書のイデオロギーを確認し、実科教育を「国家致富ノ源泉」として重要視すべきであると強調している。しかし、一方では理解と応用を主として、記憶主義をさけ、独創力を啓発して、能動的に研究心を養うという自発的個性主義を促している。これまでの記憶偏重の画一主義教育を批判している。これは科学技術教育水準の高さ、人間的能力の開発こそが日本の帝国主義的發展のために必要になったからであると考えられる<sup>②</sup>。

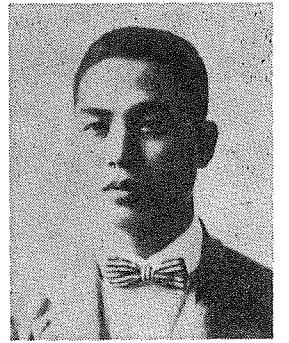
第一次世界大戦後、国際間の平和と協力を目的として結成された国際連盟に加入し、理事国となり、この日本の国際協調的傾向の中で、欧米の自由主義的な近代思想が盛んに流入された。時あたかも吉野作造が民本主義をとなえて国民を政治的に啓発しつつあり、普通選挙の実現をめざして政治的運動が活発に展開され

ていた。この思潮を世に大正デモクラシーと呼ばれているが、このような背景のもとに教育界にも新しい欧米の教育思想が次々と流入してきた。

第一次世界大戦後の大正九年（一九二〇）ごろから、ドルトン・プランとか、プロジェクト・メソッド、あるいはウイネットカ・システムなどが紹介され、また実施された。いずれも児童の自由と協同をモットーとし、一斉教授を廃して自主的・個別的に児童に学習計画を立てさせるやり方



パーカスト女史（中央）



小原国芳

教育や受容主義教育を否定し、ここに児童心理を考慮し、児童を中心として自主的に学習させるという教育が主張されたのである。しかし、このような新教育思想が活発になる背景としてエレン・ケイの自由主義教育の書「児童の世紀」やルソーの教育思想書「エミール」が翻訳紹介されていることも注目すべきである。

このような新教育思想の中でとくに顕著な活躍をしたのが、大正十年（一九二一）日本学術協会が主催した「八大教育主張講習会」の講師となった樋口長市（自学教育論）、河野清丸（自動教育論・日本女子大付属）、手塚岸衛（自由教育論・千葉師範付属）、千葉命吉（一切衝動皆満足論・広島師範付属）、稲毛詛風（創造教育論）、及川平治（動的教育論・明石女子師範付属）、小原国芳（全教育論）、片上伸（文芸教育論）らであった。彼らの新教育論はその方法や表現に多少の相違はあるが、これまでの国定教科書を注的に教授する画一的な教育方法では生きた教育は行い得ないと否定し、児童の自発活動性を尊重し、自由で、創造的で、個性的な教育をなすべきであるという主張において同じ意見である。これが大正新教育の本質であるとみるべきである。<sup>⑧</sup>

新教育の思潮に基づいて現場で実践すべく大正期に新しい個性的な学校が登場した。元京都大学総長沢柳政太郎の私立成城小学校である。教育方針として(1)個性尊重の教育（能率の高き教育）(2)自然と親しむ教育（剛健不撓の教育）(3)心情の教育（鑑賞の教育）(4)科学的研究を基礎とする教育の四項目をかかげ新教育にのりだした。児童定員を三十名として個性尊重の教育をしやすくし、校外教育をしばしば行って児童の自然に対する興味や能動性を養おうとした。また、沢柳は同校の教育において「学級王国」ということも提唱して、自分のクラスについては、何人の干渉も許さぬという徹底的な自主的、児童中心的教育を行った。

明石女子師範付属小学校の及川平治主事は明治末期以来主張し、実践していた「為さしむる主義による教育」が一層理論化されて「分団式動的教育法」として展開されていた。この教育法は「真理を与へんよりは寧ろ真理の探求法を与へよ。知能を授けんよりは寧ろ研究法を授けよ」といい、古い「静的教育法」を批判した。具体的には「自力によって自己の要求を実現し、自力によって生活の価値を創造統御する」自学的な「動的教育法」を、「分団学習」という形態で行おうとしたものであった。

第一次世界大戦後のデモクラシーの風潮の中でこの新教育運動の動向は、一層発展し、全国的に影響を与えた。その一つは手塚岸衛を主事とした千葉師範付属小学校の「自由教育」であった。これは「訓練には自治、教授には自学」という言葉をスローガンとして、おのれの生活をおのれらが自治するように仕向けられるような生活を学校の内につくりだすことをねらいとした。具体的には学級自治会の活動を能動的に行わせ、組織的な教科外活動によって、立憲国家体制下の「自治」をになう公民の育成を学校のレベルで行おうとしたものであった。また、学習面においては「自学主義」をとり、毎日一時間の「自由時間」を設け、

である。そしてアメリカからは、大正十三年ドルトン・プランの創始者パーカスト女史が来朝したのをはじめ、昭和二年（一九二七）にはキルパトリック、昭和六年にはウイネットカ・プランの創始者ウォッシュバーンなどが来朝し、それぞれの教育法について示唆を与え、新教育運動を一層活発にした。このような新教育思想の導入によって日本の教育界に新しい一つの動きが起こった。明治時代からの画一的な一斉



山 口 良 吾

「全然児童個別の自主的学習」を行わせ、授業でも一斉学習を避け、授業における個別的学習の機会を尊重した。

今一つは、木下竹次を主事に迎えた奈良女高師付属小学校の「学習法」及び「合科学習」の理論と実践であった。その教育目標は「民衆主義」を基礎とした、個人の価値と権威を認め、自由と平等を愛し、立憲国家の義務を履行し、権利を伸張させる、自律と共同

の精神を身につけた、自主独立的、発動的な国民をつくろうとしたものであった。具体的には「学習時間」を特設し、子供に「独自学習」を促し、分団相互学習及び学級相互学習を行わせた。教授・訓練・養護に関する事柄を一切児童生徒の立場から見えて学習と称する「学習一元論」をとえ、学習材料は生活そのものとして教科のわくをはずして、「合科学習」という形態をつくりだした。<sup>④</sup>

これらの新教育運動は、大正の末期から昭和初期にかけて、停滞現象を示し、やがて満州事変前後の国家主義と思想統制の中で、封じられて消滅していった。停滞現象を示した原因としては、当然国家権力や保守勢力の抑圧や弾圧が考えられるが、今一つ新教育運動そのものもつ、発展をとげえない弱さ、限界があった。

全国的なこの新教育運動が佐賀県下に影響を与えはじめたのは大正初期である。当時の杵島郡須古小学校校長山口良吾の回顧によると、

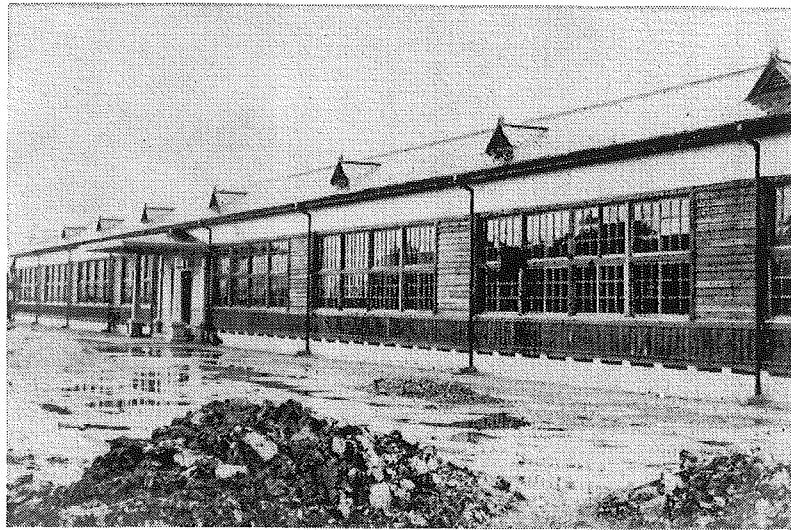
余が教鞭をとり始めた明治三十四年頃は漸く旧来の所謂寺子屋式や学館または聖堂派の教育法が、ヘルバルト派の教育法に

移りかけたところで、砂崎主事などが盛んにラインの五段階教授法を講習して廻っていた時なので、その教育法は至って単純であった如くであるが、明治の晩年から大正の初年にかけては、まるで雨後の筍の如くに新教育学説が続出して、教育上大進歩を促したことは、余が呶々を要するまでもない所である。しかも此の間、本県教育進展の上からは、決して彼の大戸栄吉、砂崎徳三、小平高明ら名主事の功績を忘れてはならない。笑止の沙汰ではあるが今日奈良高師の付属などが盛んに研究し、唱導されつつあるかの合科教育法でも、余らはすでに明治三十八年十月頃、現に東松浦郡に奉職中の古館龜太郎君と此の種教育の法を研究し「統合教育法」の名の下に師範の講堂で公開したのだ。それが偶然にも二十年後の今日、教育研究の最高学府で盛んに研究されているのも面白い。

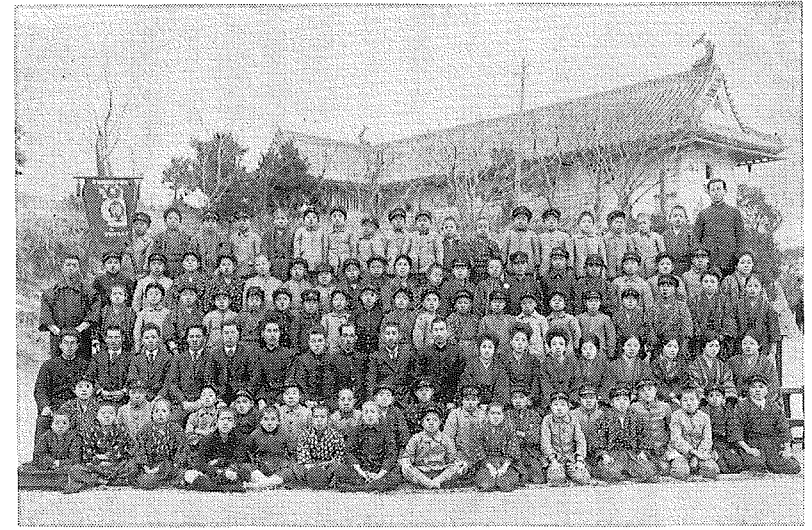
⑤としてゐる。これによって、明治末期頃から新教育の萌芽があったことが知られる。大正五年（一九一六）頃から七年にかけて、杵島郡東川登尋常高等小学校校長山口仙一は、及川平治の「分団式動的教育論」の指導を受け、生徒たちはこの教育法を試みたといわれる。この時、山口仙一のものでこの「動的教育法」に<sup>⑥</sup>りくんだ諸石勝喜は、当時の新教育の県下の動向を次のように語っている。

東川登尋常高等小学校としては明治三十四年四月から出発しており、学校の教育上の主義は「教師の人格的接触と実行補導、児童の道徳的観念向上、自立的修養」を目標とし、経験式動的的研究と個性の開発を具体化するための教育方法がとられた。他からの参観も多く研究授業もよくやった。後に橋小学校で活躍した前山琢磨氏なども当時、師範学校の教育実習生として東川登小にきていたものだ。佐賀県における新教育運動は東川登と佐賀郡の思齋小学校に始まるといえよう。大正末年になって杵島郡の橋小学校、北有明小学校などでダルトン・プランが行なわれはじめた。

諸石の回顧によると、新教育の実践が特に杵島郡佐賀郡を中心として展開されていたことが知られる。昭和二年刊の『佐賀県教育五十年史』（下篇、小学校の創設と発達）によって、今日の佐賀市域の学校に



神野尋常高等小学校校舎(昭和2年竣工)



赤松尋常小学校の男児卒業生(大正15年)

において大正末期から昭和初期にかけて新教育運動がどのように受容されていたか、各学校の「教育上の主義主張」、及び「訓育上の施設」の部分より抽出することにする。

○佐賀高等小学校(校長・富永五藤治)

- 一、人間建設を教育の第一義とし自主自発的努力、活動的の学習訓練を施し、児童環境の整理は勿論社会国家乃至自然界の実際又は之を背景とする生命ある事物を授け、徒らなる室内の空論を避け総てを実習・實際化して活きたる教育を施し以て時代適応の有能者を養ふ。
- 二、訓練に於ては中心的徳目、時代的新方面の徳目、団体的訓練、地方道徳欠陥の矯正等に主力を注ぎ濃厚なる軍国的色彩、偏狭なる国家主義、極端なるお国自慢を採らず。
- 三、児童の個性伸展性を尊重するは勿論なるも過度の児童本位主義を排す。教師は教育の要素に關して深き研究、正しき理解を有し、飽まで共学的同行的態度なるを要す。

※ 訓練五則の第四条として、更に又児童の環境を教育的ならしめ風紀の維持を計らんが為め、全校自治会、学級会を置く。

○循誘尋常小学校(校長・中原勇藏)

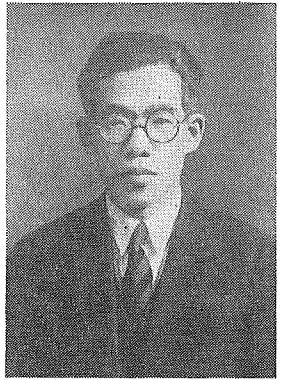
・教員の能率を向上し設備の改善を図り遺算なき準備を基として教授の徹底を遂ぐるに努め、児童に於ては自発的努力の学習態度を養成し独歩進取の氣象を完成せしめ、訓練に於ては至誠以て教育勅語戊申詔書の御趣意の貫徹に努め、校訓の細目に拠り実践事項を制定し之が実行を督励し将来皇国民として遺憾なきを期す。

○赤松尋常小学校(校長・済木庄八)

甲、主義 強健なる身体を作り、快活純美なる心情を養ひ、自治の精神を陶冶し、学業成績の向上を期す。  
乙、綱領 一、学級経営の改善に努め之を基礎として統一的各般の施設をなし以て学校教育の完成を期す。二、自学的態度を馴致し学業成績の向上を図る。三、常に児童と接触し指導啓発をなす。

○神野尋常高等小学校(校長・北村三津次)

・従来の教育は普遍的受動的なりしが将来の教育は個別的



田中清三

能動的たるべきものと考ふるを以て教授を学習に又従来の命令的訓練を自律的訓練に改む。

○西与賀尋常高等小学校（校長・木村十郎）

甲、主義方針Ⅱ児童をして自律的に自己の自覚、行為の反省をなさしめ教師は実践示範と個別的取扱とによりて指導す。

乙、主なる施設Ⅱ自治施設即ち学級議会、学校議会、級長制度、少年団（以下略）

○久保泉尋常高等小学校（校長・堤乙熊）

一、主義方針Ⅱ「窮すれば通ずる」の境地を味はしめ自己の伸展性を正当に自覚せしむるため体験主義の学習をなさしめ新鮮なる輔導をなす。

以上佐賀市佐賀郡下の六校において新教育のあり方が教育上の主義主張及び訓育上の施設にあらわれていて以外と広い範囲にわたって学校現場で実践目標となっていたかが知ることができる。佐賀高等小学校で当時自発的学習を意欲的に行った田中清三訓導の回顧によって、教室における実際の様子を知らることができ<sup>⑦</sup>る。

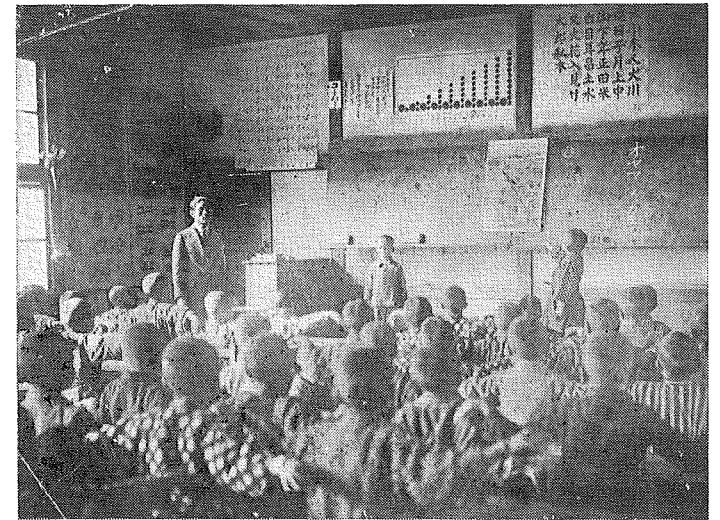
大正九、十年頃からであろうか、従来の注入主義の学習指導から、自発学習の風潮が日本全国にひろがり、初等教育界は非常な活気を呈して来たように思う。私は大正十一年に佐賀師範学校を卒業し、佐賀市佐賀高等小学校に訓導として勤務することになったが、そのころすでに日本には「八大教育主張」が普及されつつあった。地方にあって注入主義の授業、学習指導の新しい主義や方法は、まるでコペルニクスの転回のように思えた。

たしかに大正十二年の夏休みの初めごろだったと思うが、成城小学校の小原国芳主事（現玉川学園長）が佐賀市の公会堂で二、三日の間、「自発学習、全人教育の思想とその実際」というテーマで、講演、講習をされたことがあった。（中略）大正十一年頃から種々の教育雑誌をとってみると、前に述べたように、教育指導、学習等の方法や理論の花盛りのような感を持たされた。アメリカのプロジェクト・メソッドや、パーカスト女史のダルトン・プランなどの紹介をされていて、若かった私は、それらを熟読し、かつ学習指導の方法などを模索して真剣な研究を続けた。私は私なりの受け取り方や解釈や想像をして当時の高等小学校の児童の学習指導をどのように改めようかと苦心した。

私はダルトン・プランを第一の参考にして、自分の学習計画をたてた。だが小学校令にでている時間数、その他を無茶苦茶に変更することはできないので、まず最初に自発学習の手はじめとして「家庭学習帳」なるものを児童に作成させ、一応、学校における「時間表」は全くくずさず、家庭で自発的に学習をする。わからないものは辞典、参考書で調べ、学習したものは必ずノートして行くという方針をとらせた。「家庭学習帳」は全科目のノートになり、大変厚いものであった。算術、読み方、その他の各科目も自分で児童が学習したものを教室で発表する。それに他児童が意見を述べたり、質問したり、教師側の私から指導助言をしていった。

また学習中に討議も多く取り入れたりしたので注入主義の授業に比較して、非常に生き生きとした学習活動が展開したと同時に、校内における生活、清掃作業の仕方などが、かなり自動的にやるようになり、学級管理は以前よりも、私自身が喜んで児童とともにやるようになった形になった。児童、教師が一体となった気持ちで毎日が生き生きとした元氣あふれる学習指導になった。

ことに教室の壁に児童各自の各教科の進展表の一覧表を貼りつけておいて、これに各児童が家庭、あるいは放課後、学校で学習し終えた科目の進展を赤鉛筆でしるさせた。例えば国語（読み方）なら第五課まで進んだとか、地理はアジア州を終ったといったように記録させた。



芙蓉尋常小学校の授業光景（大正15年）

このことは児童間の競争もおこり、優等生に限らず中等生、劣等生も活発に学習するようになった。ことに注入主義の一斉授業では救えなかった劣等生が、この行き方ですと中等生なり優等生によく質問したり、教えられたりするので劣等生は正規の学校の時間における学習において活気を呈してきて、学級全体が気持の上で非常に融和し、救われていった。

（中略）

以上の間に、学校長は「田中君は自由教育をやっている」と非難めいたことをいっていたと後で首席訓導から聞かされたことがあった。いつの時代でも古いカラを破る時はそんなものだと思っていたので、そのようなことは気にならなかった。

さて、このような新教育運動の盛行に対して批判的な立場に立つ教師もいた。『佐賀県教育五十年史』（下篇・実歴感想談の巻）によると、大正十二年（一九二二）三月に藤津郡嬉野尋常高等小学校校長を最後に退職した毛利代三郎は「お互教育家は此等の新思想、新流行

に対しては、少し慎重な態度で思潮の根底と主張の要旨とを究めた上で正当な理解と公正な批判とに基いて採否を決定するようにやりたいのである」として、新教育運動への盲従と迎合と附和雷同を批判している。

大正十一年三月十三日〜十四日にかけて、郡視学会議が開催され、富永鴻佐賀県知事の訓示のあと、郡視学会議提出事項によって会議が進められた。この提出事項の中に新教育運動に対する県の立場、方針があらわれている。関係の部分を抜粋してみる。<sup>⑧</sup>

三、教授ノ改善ニ関スル件

教授ノ改善ニ付テハ漸次面目ヲ改メツ、アルモ左ノ諸項ハ今後尚一層改善ノ余地アルヲ認メ特ニ各位ノ考慮ヲ望ム所ナリ。  
イ、教授ノ形式ニ拘泥シテ教授ノ能率ヲ減退スルノ弊ナカラシムルコト。

ロ、児童ノ学習方法ヲ親切ニ教シテ児童ノ学習趣味ヲ喚起シ教科書ニ依ル学習力ヲ養成シ自学自習ノ基礎的習慣ヲ涵養スルコト。

ハ、教授細目及教授案ノ内容ヲ一層實際的具案的ナラシメ教授ノ實際ヲ確實ナラシムルコト。  
ニ、児童ヲシテ学年ノ程度ニ応シ各教科、目的ニ対スル自覚アラシムルコト。

ホ、特殊ノ教科ヲ偏重シ普通教育ノ趣旨ニ背反スルカ如キ弊ナカラシムルコト。  
ヘ、学校長試問調査ハ相当ノ成績ヲ認ムルモ其ノ試問多クハ基本教科ニ偏シタルト其試問内容単調ニ過キ為ニカラシムル必

要アルコト。

ト、郷土資料ノ調査ヲ有効ニシ教授ヲ實際的ナラシムルコト。

六、教員ノ研究ニ関スル件

教員ノ研究心ヲ旺盛ニシ其実力ノ充実ヲ図ルハ教育能率ノ増進ヲ致ス根本的要件ニシテ生命アリ活力アリ底力アル教授ハ所詮教員其人ノ充実セル実力ニ俟タサルベカラス。本県師範学校ニ新ニ研究科ヲ設置セラレタルハ畢竟此趣旨ニ外ナラサルナリ。近時県下小学校教員間ニ読書講習ノ風漸ク勃興シ来リタルハ喜



佐賀県知事 富永鴻

フヘキ現象ナレトモ識テ具サニ其ノ研究ノ状況ヲ見ルニ中ニハ教授方法上ノ改善ニ熱中シテ最モ必要トスル教材及児童其ノ者ノ研究ヲ等閑ニスルカ如キ、或ハ枝葉ノ問題ニ没頭シテ姑息斷片的的研究ニ安シテ真ノ系統的研究ノ努力ニ乏シキカ如キ、或ハ諸家ノ所説ニ模倣追従シテ独自のノ発見考察ニ努ムルモノノ少キカ如キ、或ハ共同研究ノ施設ニ忙殺セラレテ却テ其ノ根本タル個人ノ自發的各個研究ヲ等閑ニ付スル如キハ往々見ル所ノ欠陥ニシテ為メニ其ノ努力ニ対スル効果ノ如何ヲ疑フヘキモノアルハ遺憾トスル所ナリ。各位ハ宜シク之等ノ欠陥ニ鑑ミ左記諸項ニ留意シ教員ノ研究ヲ一層有効適切ナラシメ時勢ノ進勢ノ進運ニ伴ヒ実力ノ向上ニ遺憾ナキヲ望ム。

イ、共同研究ノ施設ヲ整理シ結果ノ完成ヲ確実ニスルコト。

ロ、一層各教員ノ自發的各個研究ヲ鼓舞シ各個研究ヲ本体トシテ共同研究ヲ補助トスルコト。

ハ、教員ノ実力向上ニ主力ヲ致サシムルコト。

ニ、現実ニ立脚セル適切ノ調査ヲ遂ケ学理ト實際ノ調和ヲ誤ラサルコト。

ホ、教育上ノ新思潮ニ対シテハ主義ニ拘泥シ主義ノ弊ニ墮セシメサルコト。

ヘ、研究結果ノ処理ニ一層注意ヲ払ハシムルコト。

以上、郡視学会議提出事項を見ると、新教育運動に対する慎重な態度ないしは共同研究より自發的個別研究を指示していることに気付く。しかし、弾圧的な態度はみえず、大正デモクラシーの流れのなかで大正末期の段階はまだまだ新教育運動の盛行を知ることができる。

## 2 郷土教育運動

大正末期から昭和初期にかけて、国家権力などの圧力やみずからの矛盾から、新教育運動は停滞現象をあらわしてきた。このような折、教育改革論が数多くとなえられてくる。教育改革論の多くは、教育の根本理念や制度面での刷新を主張して、当時の教育内容の画一主義、教育方法における形式主義、教授理念における主知主義を批判している。そしてこれら旧教授法にかわるものとして、教育の生活化・郷土化・勤労化・作業化・具体化・実際化が必要であり、また人格教育や情操教育が適当するとされた。昭和十年代にはいり、これらの主張は、公教育の教育方針、授業法の原理として公認されるにいたった。

文部省が郷土教育について最初に指示をだしたのは、昭和二年（一九二七）に師範学校の附属小学校を中心に全国で五〇〇校ばかりに、郷土教育に関する調査を行ったことである。調査内容は、郷土教授を特設しているかどうか、その実態や意見を求めたものであった。この調査の項目に「教授時間外ニ於テ郷土愛好ノ念ヲ養生スル為ニ施設セル事項」というものがあり、これによって、文部省の郷土教育の意図の片鱗があらわれている。昭和四年、文部省は「農村用高等小学校読本」の編纂にあたって、特に「土及び郷土を愛する精神」の涵養の趣旨のうちにあげている。また、師範学校校長会議の席上、郷土地理研究者の小田内通敏に郷土室の設置・郷土調査の必要を説かせ、県視学官を対象とする「郷土教育講習会」を開催した折には、小田内に郷土地理研究の過程に関する講演をさせている。昭和五年、小田内は文部省嘱託となっている。同年、文部省は全国師範学校に郷土研究施設費の補助金を交付し、翌六年には、師範学校規程を改正し、地理科の中に地方研究を課している。昭和七年（一九三二）からは、「公民教育に関する郷土教育講話会」「郷土教育講習会」などが全国各地で開催され、地域研究の方法論を中心に郷土教育の振興をアピールしている。

このような文部省の指示のもと郷土教育へのとりくみが全国各地で熱心に行われていくが、その実態は一

般的に次のような状態であった。師範学校の附属小学校で行われた郷土教育は、大正期の新教育運動の中で盛んにいわれた「教育の実際化・具体化」の点で行われ、「郷土を、そこに住み、生活している人々の心の中に体験として存在するもの」としてとらえる主観的・体験的郷土観がとられ、国家愛の基底としての郷土愛の涵養という心情的側面が強調されることになる。ここにおいて郷土教育の価値は、国民教育をよく達成できたかどうかに関し評価基準がおかれるのである。郷土教育と時期を同じくして、非常な勢いで流行したのが労作教育（作業教育）である。労作教育の隆勢は、海外から流入するアメリカニズムやマルキシズムが従来導の良風美俗を破壊し、質実剛健の気風を失わせ、国民生活上に幾多の問題をなげかけているとして、思想善導の有効な手段として期待をあつめたためである。このため、教育出版界では、作業とか労作という名称が書名にあがれば、その本は大変な売れゆきをしめしたといわれる。

さて、このような全国的な郷土教育の運動が、佐賀県及び佐賀市においてどのように具現されていったのであろうか。県内において出版された郷土教育に関する文献を挙げてみれば表(1)のようになる。これによって、佐賀県において郷土教育へのとりくみは、昭和三〜四年頃にはじまることかわかる。(一)教育制度の拡充整備において扱った、昭和七年度の佐賀県教育計画の綱領の中には「教育の個別化・地方化・実際化」をうたいあげ、本県の教育上の諸問題のところでは、初等教育において郷土教育調査の一項を設けており、社会教育の面においても本県産業開発という観点からの郷土の産業に関する調査・研究を掲げている。表(1)の昭和六年「産業開発を本体とする基本調査」(湊公民学校)は、この社会教育の産業調査に部類する。郷土教育・労作教育の隆勢の折、農林省を中心とする農村の自力更生が展開され、郷土の産業開発、郷土民の公民

表(1) 「郷土教育」関係刊行物

年	刊 行 物
大正14	佐賀県青年読本 (佐賀県教育会)
昭和2	夏に伸びる道 (杵島郡教育会)
3	大坪村誌 (大坪尋常高等小学校)
4	本庄村郷土調査資料 (本庄尋常高等小学校) 我が郷土 (大託間尋常高等小学校)
5	我が校教育の地方化・実際化、教科学習に於ける地方化実際化指針、郷土調査、郷土読本 (武雄尋常高等小学校)、能古見村の地誌 (能古見尋常高等小学校)
6	郷土読物、産業開発を本体とする基本調査 (湊公民学校)、教育の地方化実際化の研究 (神埼尋常高等小学校)
7	郷土教育 (佐賀県師範学校)、佐賀県郷土地理書 (佐賀県教育会)
8	基養誌 (三養基郡東部教育会)、南山村郷土誌 (古湯尋常高等小学校)、佐賀市民読本 (佐賀市教育会)、佐賀県大観 (佐賀県師範学校郷土教育研究会)
9	村情調査 (三川尋常高等小学校)、郷土教育 (本庄尋常高等小学校)
10	嬉野吉田郷土読本 (嬉野部教育会)、佐賀県郷土教育資料集 (佐賀県学務部学務課)
11	我が校を中心とした郷土観 (県立鹿島中学校)
12	(郷土教育) 研究発表要録 (佐賀県学務部学務課)

注 佐賀県立図書館郷土資料室蔵書による

精神の高揚がしきりに唱道されており、文部省の郷土教育振興策はこれと歩調をあわせた郷土建設の精神づくりの構想もあったものと考えられる。

昭和七年、佐賀県師範学校は、『郷土教育』という冊子を刊行し、師範学校における郷土教育の目的と実際を広開している。その目的と研究部別として、次のように述べている。

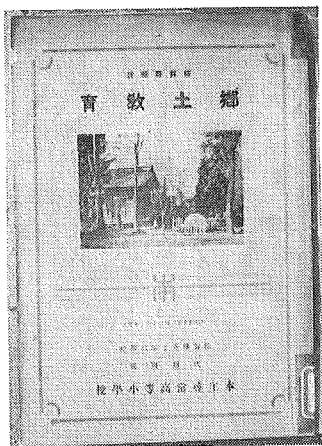
本校の郷土教育は、教育そのものの

郷土化によって自然・人文の統一体たる郷土佐賀県の正しき認識と愛郷心とを陶冶し、進んで郷土の開発と祖国愛とに燃ゆる教育者を養成するを以てその目的としている。

◎郷土教育の施設経営の実際のための部

- 一、理科数学部 一、実業部 一、地理部 一、体育部 一、芸術部 一、文学部 一、歴史部 一、修身公民教育部

次いで、郷土教育の調査要目として、郷土の自然的環境として、一、位置・地形調査 二、地質・土性調



『郷土教育』

査項目を細分化してあげている。校内には郷土室を設置して、前述の目的のもとに経営・陳列された。県師範学校の郷土教育へのとりくみは、県学務部及び県市郡の教育会の共同歩調によって県下の初等教育、中等教育、実業教育の現場で具体化されていく。

昭和七年四月、佐賀県立女子師範学校の代用附属になった、本庄尋常高等小学校は、県囑託となって郷土教育にとりくみ、昭和九年二月二十六日、二十七日の両日にわたって研究会を開催し、冊子『郷土教育』を刊行している。まず、郷土教育の概念として、(1)人生と郷土 (2)郷土教育の史的考察 (3)郷土教育の根底、の三分野から論述し、次いで、郷土教育の意義として、(1)郷土 (2)郷土の範囲 (3)郷土教育の意義、をあげている。すなわち、

先づ郷土の自然並に文化を体験せしめ、認識せしめ、理会せしめねばならぬ。それによって郷土を熱愛し、よりよき郷土を創造せんとするところの郷土人の識見と人格とを養成しなければならぬ。この任務を持つ教育が即ち郷土教育であって、

換言すれば郷土による(教育の手段的見地)郷土への(教育の目的的見地)教育であるということが出来る。つまり人をして郷土の自然ならびに文化を体験認識せしめることにより、郷土に親しみ、郷土を愛し、郷土の為に貢献するに至らしめ、以てその人格を向上・完成せしめる教育が即ち郷土教育である。

としている。次に郷土教育の目的を、地理・国史・理科等の分科又は総合科の予備教授に資せんとする客観的の見方と、自然的・事実的知識の取得は郷土文化体験の前提であり、情操育成への関心とするもので、社会と文化とに接触せしめるものであるという主観的な見方があるとする。前者の見方はすでに大いに提唱され、その方法としては直観科・観察科あるいは郷土科などの特設により、または直観教授の重視などにより、有力な教育主義になっていくとして、近來は生活教育思想の展開とともに、劳作教育・体験教育などの研究に伴い、郷土教育固有の目的方面とすべき後者の主観的目的論的方面が開拓されてきているとする。これを新郷土教育または新興郷土教育などと称している。

要するに郷土教育は、郷土の上に郷土を通じて一般教育をなすことであり、特殊を通じて普遍的文化の研究を導くことである。かくして我が国に於ける郷土教育は国民教育を充実徹底せしめる方法として、郷土に関する事情を理解せしめ、郷土に関する感情を陶冶して、郷土愛↓日本愛、郷土精神↓日本精神を教養して地方文化↓日本文化の建設に貢献せしめることに至ることができる。

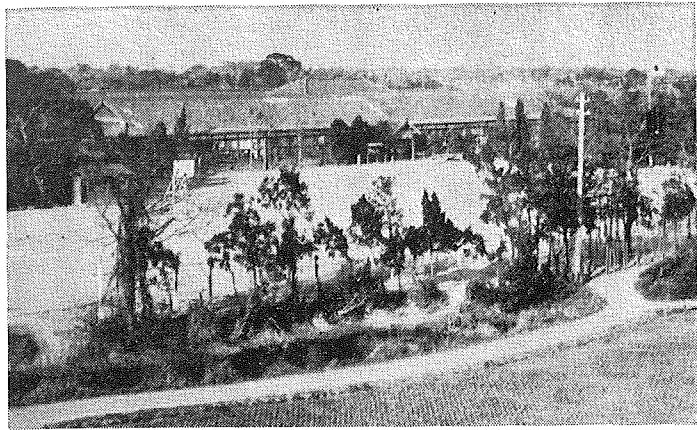
次に、郷土教育の検討すべき点として、(1)郷土教育は国民教育と別個のものではない (2)郷土教育は直ちに農村(都市)教育ではない (3)郷土教育は偏狭な郷土人を育成するものではない (4)平凡な地方でも郷土教育は可能である (5)郷土教育は或教科にのみ限定せられるものではない (6)郷土教育は「郷土教育学」と

称すべきものではない (7) 郷土教育は容易にして且速効的なものではない、の七項目をあげて注意を喚起している。

以上のような郷土教育の定義づけのもとに本庄尋常高等小学校の郷土教育施設があきらかにされる。それは二つに分かれ、一つは「本庄教育」と称する、郷土教育の立場に立つ教育の目標をあげ、その二は「郷土調査」を実施するとして、単に教育の地方化・實際化に満足せず、郷土事象の広汎にして且つ深刻なる再調査を企画しなければならぬとしている。要項選定上の注意として、

- 一、郷土教育の本質・内容・使命を審かに究明して、その要求するところに応じ、必要且十分なる要項を具備すること。
  - 二、郷土の土地、自然に関するもののみならず、民性・風習・道徳・宗教・芸術等の人文方面を重視しなければならぬ。
  - 三、産業経済の調査に於て旧来の形式的・外郭的・統計的な調査のみに甘んずることなく、積極的・建設的・実質的・内容的な調査に徹しなければならぬ。
  - 四、公民的訓練は特に郷土教育に於て主張する事項なるが故に、その調査の精確なるを要する。
- また、調査方法上の注意として、

- 一、前数項により入念に要項を選定し、各項別にその様式と外郭線を定め、先づ第一次調査を行い、次に正確精細なる第二次調査をなし、正しき結論を得て、第三次的には全体的・有機的・統一的に整理するの段階を通らなければならぬ。
- 二、郷土調査をなすことそれ自身が郷土教育の第一歩であることを思い、教育せんとする相手全部をこれに参加せしめねばならぬ。小学校児童・公民学校生徒・男女青年団員・戸主会員・主婦会員は勿論、その他全村全員を動員して行はしむべきもので、過去に於けるが如く学校職員のみで分担して、昼夜兼行・一気呵成的に之に当る様な方法は、多く調査の爲の調査に終り易い。



昭和12年ごろの本庄尋常高等小学校

三、調査に入るに先だち一般人士に郷土教育に就ての理解と、調査に就ての諒解を得て置くことが、迅速にして正確なる結果を得る。

- 四、調査結果の整理を入念にし、郷土教育資料として彙類編綴して活用に便し、且永遠的に随時調査補整を行うこと。
- 五、可成調査の結果を掛図其の他の教弁物に調製し、之が活用を図ること。

以上のように、郷土調査の注意点をあげている。それでは、「本庄教育」の内容と「郷土調査事項」を全文紹介することにする。

#### 本 庄 教 育

##### 本庄教育ノ理想

常ニ聖旨ヲ奉体シ、法令ニ準拠シテ、忠孝一本ノ国民道徳ヲ信念トスル純忠至孝ノ皇国臣民、善良有為ナル本村公民タルノ資質ヲ啓培ス。

##### 本庄教育ノ綱領

- 一、偏知教育ヲ排シテ精神教育ニ徹シ、忠孝済美ノ日本精神、質実剛健ナル本庄精神ノ振作・更張ニ邁進ス。
- 二、国民教育ト郷土教育トヲ一本トスル本庄教育ノ更生振興ヲ期シ

一意専心興國興村ノ教育建設ニ邁進ス。  
 三、熾烈ナル教育愛ト殉教的熱意トヲ傾注シテ、師道ノ確立ヲ期シ、全校全員ヲ一心同体トスル大家族・総動員ノ信条ヲ以テ教育道ニ邁進ス。  
 本庄教育ノ方針

一、訓 練

服章ノ表象スルトコロニ遵ヒ、忠孝一本ノ国民道德ヲ信念トシテ、日常ノ道德生活ヲ訓練シ、特ニ質実剛健ナル本庄精神ヲ涵養ス。

二、教 授

教則ノ明示スルトコロニ遵ヒ、学習・劳作・体験ノ教育原理ニ立脚シテ適性的・實際的ニ大國民トシテノ生活ニ必須ナル徳性・知能ヲ啓発ス。

三、養 護

保健・衛生ニ留意シ、合理的・個別的・鍛錬的体育ヲ施シ、以テ体位ノ向上ヲ図リ、強健ナル身体ヲ鍊磨シ剛毅ナル氣魄ヲ砥厲ス。

四、管 理

校地・校舍ノ環境ヲ整備シ、設備ノ充實活用ニ努メ、經濟的管理ヲ行ヒ、行事ヲ精選シ、事務ヲ簡捷ニシ、統制アル校務ノ遂行ヲ期成ス。

五、職員服務

服務規律ニ恪循シ、至誠一貫兒童教育ニ任シ、懇切公平ニ教生ヲ導キ、修養研鑽教育ノ指導ニ膺リ、常ニ大家族・総動員ヲ信条トシテソノ使命ヲ貫徹ス。

六、社会教化

郷土ノ実情ニ鑑ミ、篤実・勤儉・協同ノ民風ヲ作興シ、学村建設ノ実ヲ挙ゲ以テ全村文化ノ向上發展ニ努力ス。

七、教生指導

教生ヲ指導シテ小学校ノ実務ヲ修業体験セシメ、教師タルノ品格ヲ陶冶シ、兼ネテ教育ニ対スル旺盛ナル研究心ヲ鼓舞シ、真摯ナル服務精神ヲ作興ス。

八、教育指導

農村小学校教育ノ實際的研究ヲ重視シ、積極的ニ初等教育界ヲ指導誘掖シ、以テ県下教育ノ進展ニ貢献ス。

郷 土 調 査 事 項

一、本庄村ノ概観

1 地理的地位 2 産業的地位 3 經濟的地位 4 隣市村トノ比較

二、本庄村ノ歴史

1 沿革 2 村落住民組織及ビ生産ノ変遷 3 郷土ノ名所旧蹟 4 郷土ノ代表的人物

三、本庄村ノ自然

1 本村ノ地勢 2 本村ノ氣象 3 本村ノ地質及ビ土壤 4 本村ノ動植物

四、本庄村ノ土地

1 地目別反別 2 所有異動狀況 3 利用狀況 4 水利慣行 5 土地売買価格ノ変遷

五、本庄村ノ戸口・勞力

1 職業別戸口（部落別） 2 年齢別人口 3 村内人口異動狀況 4 勞力過不足調 5 労働時間調 6 年内勞力ノ分配狀況 7 年内労働日数調

六、本庄村ノ産業

1 職業別生産額調査 2 生産以外職業別収入調査 3 各種産業統計 4 生産物ノ販売組織 5 需給物品種別・数量調

七、本庄村ノ金融

1 金融機関 2 貸借方法及ビ金利 3 負債及ビ貯金調

八、本庄村ノ交通

1 道路 2 自動車 3 自転車 4 運輸(馬車・車力・人力) 5 通信(郵便・電信・電話) 6 ラヂオ

九、本庄村ノ自治機関

1 自治組織 2 警備 3 財政・基本財産・公債 4 土木

十、本庄村ノ各種団体

1 本庄村赤十字少年団 2 本庄村青年団 3 本庄村女子青年団 4 本庄村在郷軍人会 5 本庄村発展会 6 本庄村婦人会 7 本庄村農会 8 本庄村農道会 9 本庄村教育後援会 10 本庄村赤十字社分區 11 本庄村愛国婦人会分區 12 其ノ他

十一、本庄村ノ教育

1 托児所 2 小学校 3 青訓充當公民学校 4 佐賀高等学校 5 累年教育費調 6 教育程度調 7 新聞雜誌購読調 8 社会教育

十二、本庄村ノ兵事

1 累年壯丁検査状況調 2 在郷軍人調 3 戦病死者調

十三、本庄村ノ生活

1 衣食住ノ状況 2 人情(孝子節婦義僕調等ヲ含ム) 3 風俗・習慣 4 冠婚葬祭 5 娯楽 6 神社仏閣 7 思想

十四、本庄村ノ衛生

1 出生・死亡状況調 2 医師・産婆調 3 衛生思想 4 飲料水・用水調 5 村内疾病状況調 6 村内伝染病調

十五、本庄村ノ伝説其ノ他

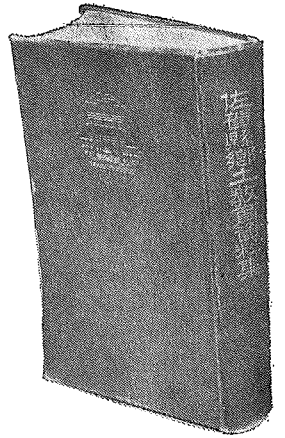
1 伝説・口碑 2 俚言・方言 3 俚唄・俗謡 4 其ノ他

○備考

以上ハ要目ノミヲ挙ゲタルモノニシテ、一項ニ於テモ数多ノ調査事項派生スルヲ普通トスルモ、茲ニハ紙面ノ都合上ソノ細目ヲ示スコト能ハザルヲ遺憾トス。

昭和十一年(一九三六)十二月、佐賀県学務課主催の郷土教育視察会が開催され、「佐賀県が、昭和八年以来、或は研究囑託に、或は郷土教育展覧会に、計画的に実施し来りたる郷土教育振興施設に対する斯教育実践の状況につき検討を加へ、更に将来郷土教育の普及充実に資せん」とされた。十二月十五日は打上尋常高等小学校、同十六日は武雄尋常高等小学校、同十七日は本庄尋常高等小学校で郷土教育視察会が実施され、文部省囑託の小田内通敏は三日間にわたり、具つさにその實際を視察し、講評と講演を行っている。郷土教育推進の第一人者を招き、佐賀県が行った郷土教育運動の一つの終結点をおもわせる研究大会であった。翌十二月五日、佐賀県学務課は小田内の講演内容と三小学校の研究施設のまとめを、各々冊子として県下の各小学校に頒布している。

一方、佐賀県学務部学務課は、郷土教育の資料を収集し、郷土教育の徹底方策を樹てる目的で、昭和八年六月「佐賀県郷土教育調査会」を設置して、県下各方面の有識知名の士四十九名を調査委員に任命した。こ



『佐賀県郷土教育資料集』

一月末原稿の完成をみ、同年六月発行された。A五版、八二五ページの大部の立派な資料集としてまとめあげられた。

第一部は助長資料からなっており、その具体的な県民性の長所として、①報国尽忠の念厚し ②尚武の気象に富む ③快活淡泊にして剛氣朴訥の風あり ④正義の念強く、犠牲的精神に富む ⑤意気に感じ勇往邁進の気象あり ⑥情誼に厚し ⑦敬神崇祖の念に富む ⑧向学心に富み、教育を尊重す、となっている。第二部は矯正資料であり、県民性の短所をあげている。①熱し易く冷め易く、持久力に乏し ②言語粗野にして、圭角多く協調性に乏し ③自負心強きに過ぎて、排他的の風あり ④旧慣を保守し、進化性に乏し ⑤公德心に乏し ⑥経済観念乏し ⑦実業軽視の風あり

これらの箇条に対して、それぞれ人物と事例をもとにして、助長あるいは矯正しようとしたものであった。この『佐賀県郷土教育資料集』は、郷土教育運動の一つの遺産であるとともに、助長・矯正の観点は別として、郷土史研究の貴重な参考書として、今日も大いに利用されている。

の会を中心に県民性の長所・短所を精査し、且つこの助長矯正の資料を収集することになった。県下の各小学校、公民学校、中等学校、及び県出身・県関係の著名人百四十名余に、県民の長所・短所と認むる事項を付会した。この回答に基づき助長矯正資料が収集され、資料を整理して『佐賀県郷土教育資料集』として編さん発行されることになった。昭和十年

参考文献

- 『教育学全集』(三)・近代教育史(小学館)
- 『郷土教育』(佐賀県師範学校・昭和七年)
- 『郷土教育』(本庄尋常高等小学校・昭和九年)

注

- ① 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』
- ② 中野光「教育における統制と自由」(小学館発行『教育学全集』(三)近代教育史)
- ③ 第一次大戦後の新教育運動の概観は唐沢富太郎『明治百年の教育』(日経新書)を参照させても良かった。
- ④ 沢柳政太郎、及川平治、手塚岸衛、木下竹次の新教育理論については、中野光「教育における統制

『郷土教育視察会・研究発表要録』(佐賀県学務部学務課・昭和十二年)

- と自由」(小学館発行『教育学全集』(三)近代教育史)を参照した。
- ⑤ 『佐賀県教育五十年史』下篇(後一三七ページ)
- ⑥ 『日本新教育百年史』(八・九州沖繩：八五ページ)
- ⑦ 『日本新教育百年史』(八・九州沖繩：八六～八八ページ)
- ⑧ 『佐賀県教育』(二八六号・大正一一年四月号)

(三) 教育活動の展開

1 佐賀育英会

大正七年(一九一八)三月、第一次世界大戦の終末段階に、佐賀育英会の設立趣意書、創立綱領、会則案が配布され、有志の寄附による金品百万円以上を育英資金総額として、佐賀県(諫早・深堀・神代を含む)

出身子弟の奨学育英事業が発起・推進され、同年五月十一日東京鍋島侯爵邸において本会が、同六月十六日佐賀市公会堂において佐賀支会の発会式が盛大に行われた。この佐賀育英会設立の背景としては、寺内正毅内閣によつて設立された臨時教育会議の諮問事項としての「高等普通教育ニ関スル件」と「大学教育及専門教育ニ関スル件」においても理解されるように

表(1) 県立佐賀中学校の上級学校受験合格人員表

中学校別		県立佐賀中学校								
学 年 度		大正8年度			9 年 度			10 年 度		
上級学校別	区 分 学 年 別	3月卒業生	5年生	計	3月卒業生	5年生	計	3月卒業生	5年生	計
		生徒総員	135	161		140	131		100	129
佐賀県在籍生徒総員		127	143		125	119		89	122	
高等学 校(官 立大 学を 含む)	受験者	51	20	71	56	51	107	35	56	91
	合格者	14	8	22	14	13	27	6	15	21
官立高 等学 校(官 立大 学を 含む)	受験者	21	—	21	58	—	58	51	—	51
	合格者	8	—	8	15	—	15	8	—	8
海軍諸 学校	受験者	27	9	36	31	22	53	6	6	12
	合格者	2	1	3	5	1	6	3	2	5
陸軍士 官候 補生	受験者	20	—	20	11	—	11	3	6	9
	合格者	—	—	—	—	—	—	1	1	2
合 計	受験者	119	29	148	156	73	229	95	68	163
	合格者	24	9	33	34	14	48	18	18	36
上級学校別	区 分 学 年 別	2年生	1年生	計	2年生	1年生	計	2年生	1年生	計
		生徒総員	163	180		173	176		161	173
佐賀県在籍生徒総員		159	168		157	165		152	162	
陸軍幼年 学校	受験者	7	21	28	4	13	17	3	18	21
	合格者	2	4	6	1	3	4	1	1	2

第一次世界

表(2) 佐賀県在籍中等学生の上級学校入校比較 (高等学校の部)

区 分 県	入 学 許 可 人 員	入 学 許 可 総 員 に 対 する 割 合 (%)	人 口	人 口 に 対 する 割 合 (%)
総 員	2,838	(%)	(人)	(%)
佐賀県	51	1.79	676,787	0.75
新潟	170	5.99	1,907,862	0.89
福岡	144	5.07	2,096,611	0.69
山口	117	4.12	1,094,549	1.09
広島	92	3.24	1,662,832	0.55
鹿児島	89	3.13	1,459,924	0.61
熊本	59	2.08	1,305,091	0.45
山形	30	1.06	984,606	0.30

(専門学校部の部)

区 分 県	入 学 許 可 人 員	入 学 許 可 総 員 に 対 する 割 合 (%)	人 口	人 口 に 対 する 割 合 (%)
総 員	4,309	(%)	(人)	(%)
佐賀県	85	1.97	676,787	1.26
福岡	197	4.57	2,096,611	0.94
新潟	142	3.30	1,907,862	0.74
広島	137	3.18	1,662,832	0.82
鹿児島	125	2.90	1,459,924	0.86
山口	114	2.65	1,094,549	1.04
熊本	95	2.20	1,305,091	0.73
山形	82	1.90	984,606	0.83

大戦を契機とするところの世界的な政治・社会・経済の変革にともなう教育施策の考え直し、拡大というのがあったことはいなめない。このような状況下において、佐賀県の教育事情、特に上級学校進学の状態はどうかというと、県立佐賀中学校の上級学校受験合格人員表は前ページ表(1)のとおりである。

また、佐賀県在籍中等学生の上級学校入校を他県と比較すると、大正八年度の段階で表(2)のとおりである。これらの数値は、人口に比していけば、決して悪いものではないが、明治維新以降、薩長土肥の四大勢力の一端を担った肥の佐賀の数値としてはいささかすくないものであった。それに加えて他県において育英事業が効果を挙げてきていた段階で佐賀育英会設立の機運がもたらがったのである。

(海軍諸学校の部)

区分 県	採用 予定 人員	採用 する 割合 総員 に 対 し	人口	
			人口	採用 予定 人員 の 割合
総員	458	(百分比)	(人口10万人に付)	
佐賀県	19	4.15	676,787	2.8
鹿児島	41	8.95	1,459,924	2.7
広島	32	6.98	1,662,832	1.9
山口	18	3.53	1,904,549	1.6
熊本	14	3.05	1,305,091	1.1
福岡	13	2.83	2,096,611	0.6
新潟	12	2.62	1,907,862	0.6
山形	10	2.18	984,606	1.0

(陸軍士官候補生幼年学校の部)

区分 県	採用 予定 人員	採用 する 割合 総員 に 対 し	人口	
			人口	採用 予定 人員 の 割合
総員	521	(百分比)	(人口10万人に付)	
佐賀県	14	2.69	676,787	1.9
山口	38	7.29	1,094,549	3.5
鹿児島	34	6.53	1,459,924	2.3
愛知県	31	5.95	2,126,094	1.5
広島	29	5.56	1,662,832	1.7
熊本	21	4.03	1,305,091	1.6
福岡	20	3.83	2,096,611	1.0
新潟	11	2.11	1,907,862	0.6

前表採用予定人員を  
士官候補生、幼年学  
校に分ける。

区分 県	陸軍士官候補生		陸軍幼年学校	
	人員	割合	人員	割合
総員	221		300	
佐賀県	5		9	
山口	15		23	
鹿児島	16		18	
愛知県	9		22	
広島	9		20	
熊本	10		11	
福岡	8		12	
新潟	5		6	

書・綱領・会則案が広く配布され、賛同の上助勢願いたいと訴えた。

大正七年三月、大隈重信と波多野敬直が發起人代表となつて、「……吾人佐賀県人が郷里に對し數百年來縁故の誼に酬ゆるの義務的情誼的事業として佐賀県育英事業を起すを以て最も適切にして且つ現下最も必要な義と思考致し今般同人談合の上育英会を創立致度……」として、設立趣意

設立趣意書

明治維新ヲ以テ帝國ノ改造ト謂フヲ得ヘケンハ、現下ニ於ケル歐洲大戦ハ世界ノ維新ト謂フヲ得ヘケン。今ヤ敵味方ノ交戦國ハ大戦ノ教訓ニ鑑ミ、政治ニ經濟ニ將タ社会事業ニ銳意改善ヲ図リ底止スル所アラサントス。然リ而シテ百ノ施設帰スル所一ノ學術ニ淵源セサルハナク、其ノ學術ノ活用亦帰スル所一ニ人物ノ如何ニ待ツ。然ラハ則チ精銳ナル國民ヲ造リ威力アル國勢ヲ養ヒ以テ世界ノ大勢ニ順応センニハ、実ニ人物ノ養成ヨリ急且先ナルモノハアラス。

『佐賀育英会々報』 (佐賀県立図書館蔵)



我肥前ノ地ハ山水秀麗ノ氣磅礴シテ世々偉材ヲ出セルコト夙ニ人ノ知ル所ニシテ、其ノ懿蹟ハ以テ郷土ノ譽ト為シ其ノ高風ハ以テ立志ノ鑑ト為シ共ニ吾人ノ常ニ誇稱スル所タリ。惟フニ承前後継世々其ノ美ヲ濟スル此レ報効ノ道ヲ全ウシ、兼テ國家ノ發展ニ資スル所以ナリ。然ルニ近年我郷党子弟ノ近状ヲ顧ルニ、其ノ成績甚タ振ハスシテ其ノ才學其ノ力量他地方人士ニ一籌シ輸スル觀アリ。此ノ如キハ雷ニ追遠報本ノ義ヲ尽スコト能ハサルモノナルノミナラス、邦家他事人材ヲ要スルノ時ニ当リ実ニ痛歎ニ堪ヘサル所ニシテ、今日吾人先進ヲ發奮進テ之カ振作ノ法ヲ講スルニアラスンハ、萎靡退嬰終ニ我郷土ノ譽ヲ失墜スルノ恨アルニ至ラントス。

夫レ我郷党子弟中必スシモ高材逸足ニシカラサルヘシ。唯之ヲ指導啓発スルノ道宜シキヲ得サル為、駿足ヲシテ空シク槽檻ノ間ニ老イシムアルノミ。宜シク速ニ其ノ根ニ培フノ策ヲ樹テ、陶冶訓練ノ法ヲ尽シ、

益々育英ノ途ヲ講シテ、切磋琢磨材器ヲ成就シ、以テ自由ニ駿足ヲ伸ハシメ、上ハ聖世ノ余沢ニ報ヒテ、国運ノ隆昌ニ裨補シ、下ハ承前後継ノ道ヲ全ウスル所アラシムヘシ。然ラスンハ光輝アル我郷土ノ歴史ヲ汚シ、我祖先ヲ辱シメンノミ。抑亦「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰セヨ」トノ聖旨ヲ奉体スルノ所以ニアラサルナリ。

従来佐賀県人育英ノ事業ニ関シテハ、先覚ノ夙ニ努力カスル所アリ。明治初年以來鍋島侯爵家、先輩及特志団体ノ或ハ巨資ヲ捐シ或ハ学舎ヲ起シ或ハ財ヲ贖シ百万施設ヲ按シテ奨学ノ道ヲ講シ、切リニ後進ノ指導扶掖ニカメ、一時其ノ効果ノ見ルヘキモノアリシモ、近年他地方育英事業ノ成績見ルヘキモノアルニ比シ、我レノ多年ノ経営ヲ以テシテ尚予期ノ成果ヲ収ムル能ハサルノ憾アリ。要スルニ是レ我規模施設ノ個々ニ偏シ狭小ニ過キ事業暢通ノ余地ナキニ出ツルモノニシテ、現状ヲ以テシテハ到底時運ノ推移ニ伴随シ育英教養ノ本旨ヲ全フスルコト能ハサルハ、是レ諸賢ト共ニ其ノ感ヲ同フシ憂ヲ一ニスル所ニシテ、吾人先進ハ此ノ間ニ処シ、須ラク其ノ施設ノ欠陥ヲ補全シ、事業ノ拡充ヲ図リ、以テ育英ノ目的ヲ貫徹スルニ努メサルヘカラサルヲ覚フ。此ニ於テ乎吾人深ク之ニ鑑ミ、先ツ事業経営ノ基礎ヲ固フセンカ為、今回広ク資金ヲ募リテ新ニ育英事業ヲ統一創立シ、別紙綱領ニ基キテ之カ実施ヲ図リ、永ク後進ノ奮起發展ヲ奨励シ以テ国家ノ進運ニ対応シ、併セテ聖旨ヲ奉体シ郷土伝来ノ声誉ヲ全フセンコトヲ思フヤ切ナリ。仰キ翼クハ同郷ノ諸賢慨然トシテ奮ヒ敢然トシテ起チ以テ斯業ニ翼賛協助ヲ与ヘラレンコトヲ。

大正七年三月 日

創立綱領

- 第一 本会ハ佐賀県（諫早・深堀・神代ヲ含ム）出身子弟ノ奨学育英ヲ以テ目的トス。
- 第二 本会ハ前項ノ目的ヲ達成センカ為メ育英資金ヲ募集ス。
- 第三 育英資金総額ヲ百万円以上トス。
- 第四 育英資金ハ財団法人ト為シ適當ノ方法ヲ設ケ之ヲ管理シ其利子ヲ以テ奨学育英事業ニ充ツ。

第五 育英事業ノ重ナル事項左ノ如シ。

- 一、佐賀県内ニ在ル中学校教員ノ俸給補助、教育材料ノ寄附、優秀薄資学生ノ学資補助等。
- 二、前項以外諸学校在学者ノ学資補助等。
- 三、東京並県下中学校所在地ニ於ケル学生寄宿舎ノ建設並維持等。

四、中学校優秀学生ニ賞品ノ授與其他奨学等。

第六 本会ハ鍋島侯爵閣下ヲ総裁ニ推戴スル希望ヲ有ス。

第七 本会会則並育英事業ニ関スル実施細則ハ別ニ之ヲ定ム。



鍋島直大



大隈重信

この創立綱領に基づいて、三十七条にわたる佐賀育英会会則が制定された。佐賀育英会事務所は、東京市赤坂区榎坂町三番地に置かれ、佐賀育英会支部は、佐賀市水ヶ江町二六一番地に置かれた。総裁には旧佐賀藩主家の鍋島直大侯爵がなり、総裁のもとに副総裁・顧問・支部長が置かれた。本会に理事・監事・評議員・書記の役員が置かれ、実際の会務をとりしきった。

さて、佐賀育英事業実施細則によって事業内容をみていくと、まず学校寄附として中学校に補助するものとして、校長及び教員の俸給補助、補習科教育補助、中学教員講習会費補助、教育材料寄附などがあつた。次に学費補助としては「成績優良将来発達ノ見込アリ学

資乏シク補助ヲ願出ツル」諸学校の学生生徒を対象にするとして、学校の種類及び人数、学費の支給額を次のように定めている。

- 一、中 学 校 八十八名 月額 四円
- 二、高等 学校 二十七名 同 十五円
- 三、高等専門学校 二十七名 同 十五円
- 四、大 学 二十七名 同 二十五円
- 五、陸軍士官学校 四十八名 同 二円
- 六、陸軍幼年学校 四十名 同 五円
- 七、海軍諸学校 四十八名 同 二円

なお、中学校八十八名は陸軍士官・主計候補生志望者二十四名、海軍諸学校志望者四十八名、陸軍幼年学校志望者十六名と陸海軍へ進む者に限られていた。育英会学生になる志望者は、中学校においては学年または入校試験成績席次が三十番（百分比）以上の者、中学校以外の学校では入学又は学年試験成績席次が五十番（百分比）以上の者及び成績優秀で無試験入学許可となった者であり、しかも身体強健・品行方正、学費欠乏の者でなくてはならなかった。また、不勉強・不品行にして訓戒を加うるも改悛かいしゅんの状なき者、勉学忍耐なるも成績不良にして進歩の見込なき者、身体不良となり成業の見込なきに至りし者は、学生を免じ学費の支給を停止し、これまで支給してきた学費を保証人が弁償することになっていた。

賞与として、中学卒業試験成績優等の者一名と、中学学年試験成績最優等の者毎学年各一名に賞品を授与

した。このほか、東京に寄宿舎を設け、本会学生並びに同郷出身子弟を収容し監督した。松濤学舎と称した。また佐賀県立中学校の所在地にも寄宿舎を置くことができた。大正十四年（一九二五）、佐賀市多布施町に松風学舎として設立された。

表(8) 佐賀育英会の養成学生人員 (大正15年)

区 分 学校別	採 用		卒 業		免 除(死亡)		現 在 者
	14年 度迄	15年 度迄	14年 度迄	15年 度迄	14年 度迄	15年 度迄	
大 学	64	7	71	34	6 (3)	6 (3)	27 休 1
高 等 学 校	52	6	58	47	—	—	11
専 門 学 校	59	8	67	43	4 (4)	4 (4)	16
海 軍 諸 学 校	59	7	66	37	3	3	26
陸軍士官幼年学校	56	3	59	44	1 (1)	1 (1)	13
中 学 校	233	13	246	96	92 (1)	4 (1)	53
計	523	44	567	301	105 (9)	4 (9)	146 休 1
指 定 学 生							
中 学 校	7			2	2		3
海 軍 諸 学 校	2			—	—		2
計	9			2	2		5

さて、この佐賀育英会の進展状況をみてみると、大正十五年段階で資金寄附申込人員二五〇五人、金額百一万九百二円となり、養成学生人員は上記の表(8)のとおりである。

昭和九年（一九三四）八月現在では、寄附金申込総額百二万一千六百十四円、払込額八十三万五千九百六十四円となっており、学生に対して支給した額は二十九万一千百十七円で、養成学生総数は八八〇名である。この内、卒業した者が大学八八名、高等学校八六名、専門学校九一名、陸海軍諸学校一七五名、師範学校三八名、中学校二五五名、総計七三三名となっている。

大正期から昭和初期にかけて、佐賀育英会のはたした役割は大きなものであったと見るべきであ



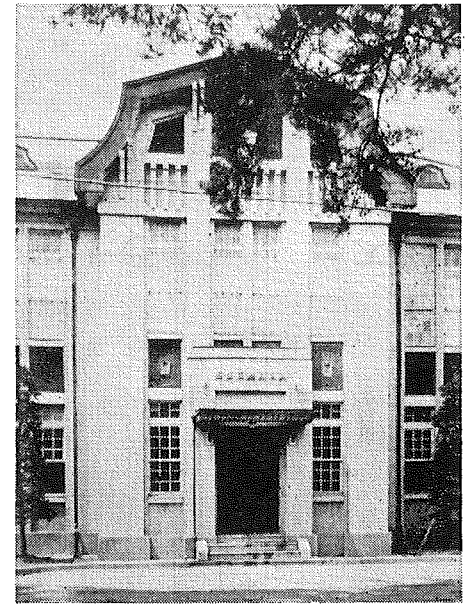
『佐賀県教育』

会則を改めて佐賀市教育会となった。佐賀県教育会の一部であると同時に一面独立の教育団体となり、市内小学校教員、学事関係者及び一般有志をもって構成された。役員として会頭には市長、副会頭には市高等小学校長、幹事には他の各学校長及び第一科長、委員には各学校首席訓導及び市学事主任書記を選任した。昭和七年十二月現在で会員は約一三〇名であった。また、事業としては連合研究会、

校長)名実ともに教育者団体として自治的経営を行い、その本部を佐賀市松原町の教育会館に置いた。教育会館は全く教育者のみの手によって建設されたという特異性を有していた。

佐賀県教育会の事業としては、昭和七年現在で列記すれば、機関誌『佐賀県教育』発行、夏季大学開設、朝鮮・満州視察団派遣、各種講演会開催、各種教員講習会研究会開催、小学校中等学校連絡協議会開催、互助会諸事業、学事関係職員録発行、パンフレット発行、教育諸集談会開催、教育会館の運営などがある。本会創立当初から出版事業をみてみると、『佐賀県教育』の発行のほか、明治三十二年十月『佐賀県地誌』、同三十五年五月『佐賀県方言辞典』、『佐賀県方言語典』、大正四年八月『佐賀県青年読本』、昭和七年『佐賀県郷土地理書』、昭和十六年『葉がくれ読本』などの出版がある。

佐賀県教育会の一部である佐賀市教育会は、創立は明治二十年以前であるといわれるが、確実な記録が残るのは明治二十三年四月私立佐賀県教育会佐賀市部会と改称して以来である。大正六年及び同十年の二回



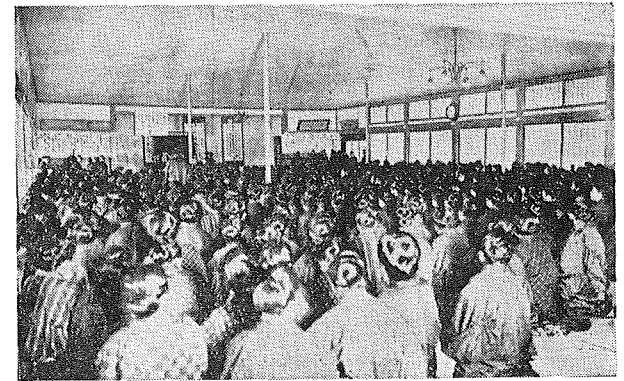
佐賀県教育会館

## 2 教育会活動

昭和八年(一九三三)に発行された佐賀県師範学校郷土教育研究会編『佐賀県大観』によると、教育関係諸団体として佐賀県教育会、佐賀市部会、中等部会などをあげている。佐賀市部会と中等部会は元来佐賀県教育会の支部であるが、実際活動は独立して運営された。

佐賀県教育会は、本県教育の普及及び改善をはかり、教育上の施設を翼賛することを目的として、明治十八年(一八八五)十一月に結成され、事務所を佐賀県師範学校内に置いた。明治三十二年五月、各郡市に一部会を置くことにし、同年社団法人組織となった。昭和七年七月現在で、二十九地方部、一市部及び一中等部に分かれていた。本部の役員は、会長・副会長・主事・主筆・評議員・書記などが置かれ、庶務会計部・雑誌部・調査部などに分かれていた。会長は最初は師範学校長であったが明治四十年代から知事、県学務課長、県内務部長らがその地位につき、県執行部の性格が強く反映していた。しかし、昭和四年(一九二九)以降これまでの慣例を破って正副会長を純然たる教育実務家の中から選び(昭和七年次は会長生駒佐賀高等学校長、副会長山下佐賀師範・春日佐賀中学両

ろう。



佐賀県女教員大会会場



『佐賀市民読本』

講演会、講習会、体育会、満鮮及び内地学事視察団派遣、市教育互助会、教育功労者表彰、「佐賀市民読本」の編さんなどがある。

会員からの徴収金は、教員各自毎月月俸の四分の一、増俸の際は月額四分の一、年功加俸を受けた時は、最初の支給においてその月額の四分の一とし、これに有志者の寄附金をあわせて蓄積することになっていた。大正十四年度において六千七百二十六銭の基本金蓄積をもっていた。

大正九年（一九二〇）五月、佐賀市教育会の附属事業として小学校教員互助会を設立し、災難・不幸に遭遇した会員または退会する会員に対して救済慰謝の目的のもとに、次のような事業を行い、その事業資金として会員は毎月本職俸給の百分の一をきよ出すことになっていた。

一、天災地変に遭遇したる会員の慰謝金百円以内。

二、家族の死亡の弔慰金十円、会員死亡の場合は在職慰勞金の外に弔慰金三十円、公務死亡の際は特に百円。

表(4) 互助会予算の変遷

年	予算額
大正5年	262.80
6年	412.40
7年	338.30
8年	530.40
9年	644.40
10年	732.80
11年	1,139.10
12年	1,136.40

三、転職・退職・休職又は死亡したる会員の慰勞金は転任退職死亡等の区別により、月俸百分の六ないし百分の十五の在職年数倍。  
四、長期間疾病に罹りたる会員の見舞金五十円以内。  
五、その他本会の目的に副ふべき事項。  
互助会にかかわる予算の変遷をみると上記の表(4)のとおりである。

なお、佐賀市教育会に対しては、佐賀市から補助がなされており、大正十五年現在で五百円である。佐賀市教育会の会合の様子を『佐賀』（五十六号・明治四十年）から摘録してみる。

佐賀市教育会は六月十五日午後一時より市会議事堂に於て開会せらる。出席会員男女六十余名にて、庶務報告、三十九年度収支精算報告に次ぎ、来賓河井第二部長は「義務教育年限延長」に就て一場の演説を為し、夫れより今回改定せる「佐賀県教育会佐賀市部会規則」の議事に入り、質問応答の後、第十一条項中「会員は部会費として年額金九十銭云々」とあるを、富永五藤治氏の協議にて「七十銭」に修正し、其他は原案通り可決確定、次に役員改選に移り其結果

○会頭石丸勝一 ○副会頭米満与三郎 ○幹事富永五藤治、宮原友一、山口又四郎 ○委員辻源六、中島治雄、石橋武一、西川利八、田中俊三、倉富半三、済木庄八、伊原梅太郎、杉野文吉、堤清三郎、迎櫛三郎、原交逸、以上諸氏当選。次に左の議題

一、本会より満韓視察するの可否（佐賀高等学校辻源六提出）を附議し討論の結果多数を以て否決。次で会員の演説に入り、富永五藤治氏は「吾人の任務」なる題下に、近來或者は市教育会の振はざるを云為すと雖も、市教育会は或者の言ふ如く爾く意気地なきものに非ずと弁じ、是れにて全く議事を終へ閉

会したり。  
佐賀県教育会、佐賀市教育会の活動は、官民一体となった教育啓蒙団体活動とみることができ、明治・大正・昭和の各時代の影響は受けながらも県下教育推進に大きな力となったことは確かであろう。

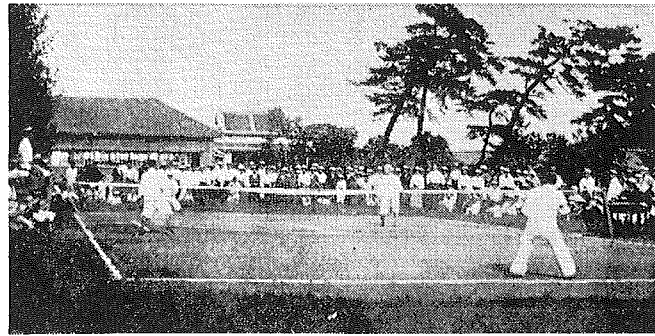
参考文献

- 「佐賀育英会会報」(佐賀育英会・大正七〜十四年)
- 「佐賀市誌」(佐賀市役所・大正十五年)
- 「佐賀県大観」(佐賀県師範学校郷土教育研究会・昭和八年)
- 「佐賀」(佐賀郷友青年会)

### 3 佐賀県学生大会

昭和四年(一九二九)七月二十日、二十一日の両日、第二十回佐賀県学生大会が開催された。二十日は佐賀市公会堂において学生の弁論大会を夕方(七時半)から開始し、六百余名の聴衆を集め、同夜十時半に盛會裏に終了した。論題と論者をあげれば、次のとおりである。

- 「田舎者」(鹿中・橋口虎二)、「創造に生きよ」(佐農・大坪為雄)、「一滴の涙」(唐中・檜崎直二郎)、「我青年の活動地は何処ぞ」(小中・一ノ瀬一郎)、「自己完成」(佐中・東島茂輔)、「所感」(佐師校長・山下直平)、「所感」(検事正・田中恵)、「国歩困難の秋」(唐商・井上政一)、「我等は將に戦はん」とす(龍中・佐竹岩雄)、「武装的平和」(佐師・野口貢)、「所感」(佐高教頭・森田喜三郎)、「弁は人なり」(京大・岸川兼輔)



小城中学校で開かれた佐賀県学生大会での庭球試合  
(明治41年7月26日)

論者を見るとわかるように、県下中等学校の学生と、県出身の大学生及び県内学校の教師などが弁論大会の弁士である。論題は、時局論があり、学生論ありである。

翌二十一日は、佐賀高等学校のグラウンドで陸上・柔道・剣道・庭球の四部に分かれて、県下中等学校生徒の対抗競技・試合が行われて優勝校が決定された。

この佐賀県学生大会は、明治三十九年(一九〇六)八月、第一回大会を開催している。場所は佐賀市の武徳殿であった。学生大会の発会趣旨は「暑中休暇全国の学生多く帰省するに際し、県下の学生大会を催し、先輩諸彦の責臨せきりんを請ひ、先後の序を正うし、郷風の振興に資し、歛瘞の裡融和一致の実を挙ぐる」を目的とした。当日の参会者は、帝国大学生以下、高等専門の各学校生及び中学生約四百名であった。来賓として、鍋島直繩子爵(鹿島)、香川輝県知事、代議士神崎東蔵、同山口小一、中学校長、女学校長、県会議員、警察署長、佐賀新聞・西肥日報記者が臨席した。

大学生五名の演説のあと、来賓演説があり、演説会後正午から余興にうつり、蓄音機演奏、筑前琵琶、講談、軍談があったのち、閉会となった。午後六時から高等学校以上の学生と来賓との晩さん会が催された。

要するに、学生大会とは夏休みを利用した県下出身の大学、高等学校、専門学校の学生の激励と、県下中  
学生との連絡・激励を、鍋島家（特に鹿島鍋島家）、県知事、代議士などが一体となって行うという形態の  
ものであった。第二回大会以後各地区まわりとなり、まず唐津にひきつがれている。そして、第二回目から  
午前中は県出身学生の演説、午後は県下中等学校生徒の競技大会という形態が整ってくる。

明治四十五年（一九一三）は、明治天皇の御不例で中止、大正三年（一九一四）は鹿島鍋島家の直彬死去  
のため中止となったが、それを除いては毎年恒例の通り開催された。ところが、大正十三年の大会は、県知  
事の命令で中止となった。この理由は、大正デモクラシーの横溢（おこぼれ）のもと、学生の演説の中に思想問題にか  
わるものがでてきたからだといわれる。しかし、知事の英断で翌十四年には再開された。大正十五年は大正  
天皇のご不例で中止し、昭和二年（一九二七）に第十八回大会、同三年に第十九回大会と開催された。この  
間に、大学生らの演説から中等学生の演説に切りかえられてきた。しかし、会の準備・運営は佐賀郷友青年  
会の大学生によって行われた。第十九回大会までは、午前中演説会、午後競技会と一日で終了していたの  
を、時間の不足を理由に演説会を前日の夜にもっていくようになったのである。

昭和八年の第二十四回大会までは記録が残されているが、翌年以降のものは不明である。満州事変後の国  
内の情勢の変化が、学生大会の存続をさえぎったものと考えられる。

注

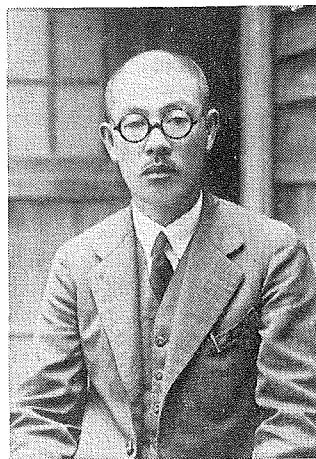
佐賀県学生大会の資料は、佐賀郷友青年会の機関誌  
「佐賀」の「雑報」の部に詳記されている。

#### （四）郷土の文化活動

明治四十五年（一九一三）七月、唐津日日新聞社を退社して、福岡九州日報にかわって創刊された佐賀毎  
日新聞社の編集主任として入社した栗原荒野は、春日高等小学校の代用教員をやめ川久保郵便局長となった  
中島哀浪、のち佐賀県師範学校の美術担当の教諭となる山口亮一と親しくなる。この栗原、中島、山口の三  
人の活動によって、大正期から昭和前期にかけての郷土佐賀の文化が進められていったといっても過言では  
ない。

##### 1 文学活動

中島哀浪は、すでに明治四十二年（一九〇九）に雑誌『新声』に詩を送ったり、明治四十五年には直塚淳  
のはしわたしで福岡日日新聞文芸主任の天野淡翠と親しみ、同紙上に短歌を発表しはじめる。翌大正二年  
（一九一三）には前田夕暮主宰の白日社発行の歌誌『詩歌』に同人として作品を発表し、次いで翌三年には  
川久保の自宅に途上社を置いて、短歌雑誌『途上』を発行するが三号で終わっている。哀浪が本格的に郷土の  
歌人としてその基礎を固めるのは、大正十一年（一九二二）七月、有田町深川欧花（平治）方「火の国社」  
から歌誌『火の国』が創刊され、その同人となったのにはじまる。同人には松岡朝音（高尾朝花）・大木時  
雄・米倉愁花・山中俊次・大石つねを（常雄）・直塚淳・佐々木輝子（のち栗原荒野夫人）・嬉野珠子など

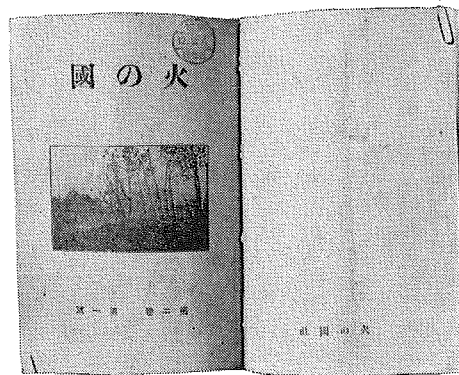


清和高等女学校教員当時の  
中島哀浪

がいた。歌誌『火の国』が、今日の『ひのくに』の第一号である。残念ながら『火の国』は三月号までで無期休刊となった。

昭和三年（一九二八）四月、福岡女子専門学校の作歌指導者として毎週一回出講することとなり、七月には五年ぶりに休刊中の『火の国』を『火乃久爾』と改称して第三巻第一号として復活し、のち

『ひのくに』と改めた。翌四年、川久保郵便局長を辞し一家九人佐賀市上多布施町日峰公銅像園裏に転居し栗原荒野・立花保夫らと隣り合って生活することになる。同年、清和高等女学校に国語担当として就職した。昭和九年、佐賀市西正丹小路にひのくに社と共に移転、待屋敷そのままの座敷でしばしば歌会を開いた。昭和十二年、佐賀農芸学校に就職し、同年四月佐賀郡春日村石井樋成富兵庫水功記念館で『ひのくに』創刊十五周年記念短歌大会を開催している。昭和十四年、神埼農学校、昭和十六年、龍谷中学校に奉職。同年九月、第一歌集『勝鳥』をひのくに社から出版している。昭和十九年一月、太平洋戦争のし烈化のもと『ひのくに』は休刊となる。



『火の国』の表紙

この間、中島哀浪は栗原荒野著『葉隠の神髓』に著者解説の標語を引用して「真剣に頑張れ仲好く」葉がくれのこの心ありて国おこるべし」と序歌を送っている（昭和十年）。昭和十二年七月、日華事変勃発後、長男一彦の出征をみ、熊本放送局から「戦線勇士の歌」を発表している。この長男一彦を昭和十七年シンガポールに失っている。

新嘉坡まさにまぢかにブキテマの

山草血ぬり死にし子ろはや

大正九年（一九二〇）に佐賀師範学校に在学中の古賀残星ら一部の生徒たちは、師範教育の封建的ふんい気に反発して「すずらん短歌会」を寄宿舎で結成した。彼らは、夜の点呼が終わると寄宿舎の談話室に集まって作歌の互選をしたり、文学論をたたかわせながら、未来の小説家や詩人を夢みていた。後に詩人となった古賀残星、小説家となった大隈三好、歌人となった服巻紫浪などがそのグループであった。



古賀残星

彼らは哀浪、荒野、朝花などの「火の国」短歌会にも顔を出して、先輩歌人たちの息吹きにふれながら、文芸のもつ魅力に引き込まれていった。なかでも古賀残星は、上京するたびに新進作家加藤武雄を訪ねたり、郷土出身の吉田絃二郎、宮地嘉六を訪ねていた。師範学校をでて東松浦郡切木尋常小学校に赴任した大正十三年七月に、仲間と



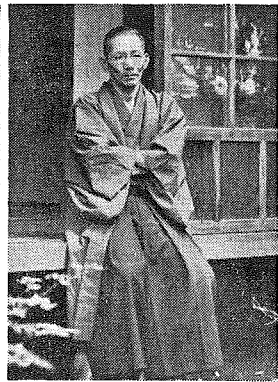
『牧人』

語って雑誌『牧人』を創刊した。この『牧人』は「郷土芸術の烽火」として芸術の土着を目標にかかげたが、同年九月残星が東京高等師範学校に入学すると、東京に編集所を移し、芸術の土着は長くは続かなかつた。この点、中島哀浪の「ひのくに社」を基盤とした郷土における短歌活動は地道に続けられた。

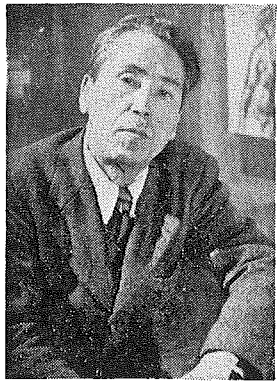
このような、郷土における文学活動に対して、郷土出身の人物で佐賀を脱出して中央で活躍した人々として、下村湖人、吉田絃二郎、宮地嘉六、三好十郎などがある。

下村湖人(内田虎六郎・夕闇)は、明治四十二年(一九〇九)東京帝国大学を卒業後、一年志願兵として佐賀の連隊に入営し、除隊後佐賀中学校の教壇に立った。大正二年(一九一三)三月、恩人下村家の長女菊千代と結婚し、下村虎六郎となり、大正年間のほとんどを佐賀中学、唐津中学、鹿島中学の教師、教頭、校長として過ごしている。昭和四年(一九二九)台北高等学校長になったが、学校騒動の責任をとって、昭和六年に辞表を出し、大日本連合青年団理事の田沢義鋪を頼って上京している。田沢の世話で青年団の嘱託になった湖人は、この時から社会教育運動にはいるのである。昭和八年、湖人は東京小金井に田沢の肝入りで設立された青年団講習所の所長に就任した。昭和十一年、青年団の機関誌『青年』の新年号から『次郎物語』を連載しはじめる。しかし、軍国主義の風潮は青年団の内部にもはいりはじめ、連載して一

年たったころ、『次郎物語』は自由主義的だ、下村湖人は自由主義者だという風評が立ち、『次郎物語』の執筆は中断せざるを得なくなり、青年団講習所長も辞任した。しかし、『次郎物語』は密に書き続けられ、昭和十六年第一部出版、同年島耕二監督のもとで映画化され、大きな反響を呼んだ。翌十七年に第二部、同十九年に第三部を出版している。第五部まで完結するのは、昭和二十九年湖人七十歳の時であった。



下村湖人

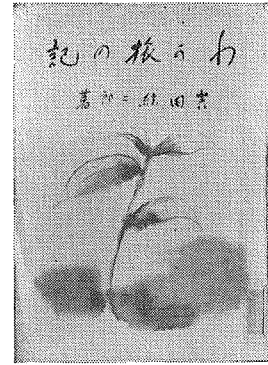


宮地嘉六

明治十七年(一八八四)生まれの宮地嘉六は、小学校を中退して洋服屋に弟子入りした後、佐世保海軍工廠の見習工となった。明治三十三年に呉海軍工廠に転じ、日露戦争中下関要塞砲兵連隊に入営した後、明治三十八年に再び呉工廠にもどった。この年嘉六は工廠のストライキ事件に参加して、その結果広島監獄に四か月拘禁された。大正二年(一九一三)に上京した嘉六は、社会主義者堺利彦の世話によって、雑誌の編集雑務に従事するかたわら、創作に手がけ、大正七年に雑誌『中外』に「煤煙の臭ひ」を発表し、作家としての基盤をつくった。しかし、生活は貧窮のどん底で、三度の食事も十分にとれなかったといわれる。しかし、大正デモクラシーの波にのり、労働者の生活を描く労働者文学の作家、後のプロレタリア文学の先駆的役割をはたした作家として出発する。「煤煙の臭ひ」、「放浪者富蔵」、「ある職工の手記」などは労働者生活そのものを書いたものであ



吉田絃二郎とその著書



り、「累」、「老残」などは私小説作家としての本領を發揮しているといわれる。

明治十九年（一八八六）生まれの吉田絃二郎は、明治三十三年に長崎のミッションスクール東山学院を中退して、佐賀工業学校に入学した。彼はその頃から文学に興味を持ちはじめ、佐賀工業学校を卒業後、明治三十八年に早稲田大学英文科に入学した。大正三年（一九一四）、絃二郎は島村抱月の推薦で『早稲田文学』に短篇「磯ごよみ」を発表し、大正五年に早稲田大学の講師となった。翌六年『早稲田文学』に発表した「島の秋」が出世作となり、大正末期を中心にはなばなしい活動を展開する。作品を年次的にあげると「清作の妻」（大正七年）、「法妙寺の叔母」（大正八年）、「大地の涯」（大正九年）、「小鳥の来る日」（大正十年）、「芭蕉」（大正十一年）、「狂人となるまで」（大正十四年）などがあり、このほかに多数の随想、小説、戯曲の作者として、昭和にはいり戦争がはじまると活躍の場を失ってくる。

明治三十五年（一九〇二）、三好十郎は佐賀市八戸町に生まれ、満州に出稼ぎに行った両親の手を離れて、祖母の手で育てられ、祖母が亡くなったあとは親戚の間を転々として、大正五年（一九一〇）に佐賀中学を

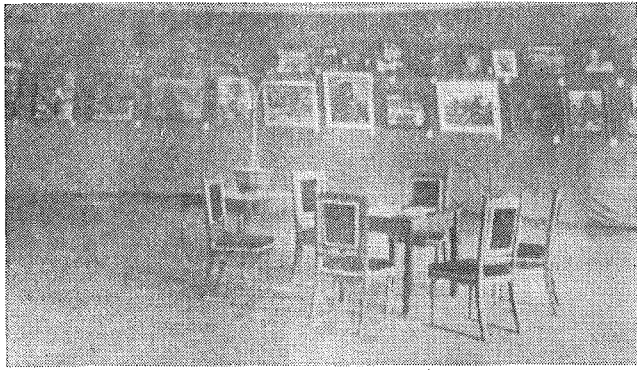
卒業した。佐中卒業後、早稲田大学英文科に入学し、大正十四年卒業前後からサンジカリズムを経てマルクシズムに近づいていった。昭和二年（一九二七）、彼は壺井繁治、上田進、高見順、新田潤などと左翼作家同盟をつくり、戯曲第一作「首を切るのは誰だ」を『左翼芸術』創刊号に発表している。昭和三年の「疵だらけのお秋」、昭和五年の「炭塵」「報国七生院」などの戯曲は、共産主義の目で現実の社会を描こうとする態度で貫かれているといわれる。しかし、昭和九年に「斬られの仙太」という水戸天狗党の乱に題材をとった作品で、これまで信奉してきたコミニズムに対して鋭い批判を投げかけることになる。三好はその後、新築地劇場に所属し、また、生活のためにPCL（東宝の前身）に入社するほか、前進座や井上演劇道場のために脚本を書いた。昭和十年から以降の三好の作品として「逃げる神様」「彦六だいに笑う」「地熱」「雙はれた街」などの風刺劇、世相劇があり、三好の大衆性、庶民性が商業演劇が要求するものと適合して、効果を發揮したといわれている。

## 2 美術芸術活動



三好十郎

大正二年（一九一三）の秋、東京上野広小路の茶屋で、佐賀出身の久米桂一郎、岡田三郎助、田維五郎工芸校長、東京美術学校出身の御厨純一、北島浅一、山口亮一、美術学校生の洋画科の藤田遜、泷弘三、工芸の江島信一、日本画の山崎善次郎らが集った時、美術の話、佐賀の話の中から佐賀で美術展覧会を開いてはと



第一回佐賀美術展覧会会場（県会議事堂）

佐賀美術協会の展覧会開催において、困難事となるのが会場設定であった。第一回展から第八回展までは県会議事堂が借用されたが、その後は断われ、毎年会場さがしをする状態であった。第九回展と第十回展は旧佐賀市公会堂（協和館）、第十一回展は丸木屋デパート、第十二回展から第二十五回展までは佐賀市新公会堂（現在、佐賀郵便局東の駐車場の場所）で開催された。この新公会堂はなかなか借用が困難で、昭和十六年の第二十五回展の時などは佐賀

で二十銭と値上りになっている。入場料は展覧会の必要経費を賄う大きな財源になっていた。第一回展が秋季ではなく、真夏の七月に開催されたのは、展覧会用の背景幕を持たず、東京方面から借用していたためであるといわれる。展覧会シーズンの秋季には借用できず、シーズンオフの夏季に開催となったのである。しかし、第三回展以降、幕購入のための募金が行われ、一年ばかりの後には一定の金額があつまり、東京において発注し作製された。色彩は岡田三郎助が決定し、長さは全部で七十四間（二二・二メートル）で、三間物、四間物、五間物、八間物、十間物と分かれている。この幕は会の貴重な財産となり、展覧会がおわると大切に保存された。しかし、写真展など他の展覧会が催される時に懇願されて貸出すこともあった。

あつたので、裸体画は出品しないということでも話がついた。会期は大正三年七月七日から十七日までの十日間、会場は県会議事堂と決定したので、印刷物がつくられ、佐賀美術協会の主旨、美術展覧会の目的、後援者名を記し、顧問として若林資蔵知事、県の各部長、野口能毅佐賀市長、佐賀高等学校の生駒萬治校長、中野致明商業会議所会頭など、賛助員として県会議長、各警察署長などがずらりと名をならべた。第一回展には久米桂一郎、岡田三郎助、小代為重、高木背水らの県出身作家の作品も陳列された。ここにおいて郷土佐賀に美術活動の烽火があがったのである。入場券には三種類があり、優待券と称する会期中有効のもの、次に特別入場券という会期中一人一回無料というもの、最後に一般入場券があった。一般入場券は第一回展から七回展位までは五銭、八回展あたりで十銭、十二回展



山口 亮一

いうことになり、佐賀美術協会が創立された。翌大正三年、佐賀美術協会の第一回展覧会を開催することとなり、郷里佐賀に帰っていた山口亮一が中心となって事業が推進されていくことになった。まず、佐賀美術協会展覧会会則が出来あがり、それを持って山口は県庁に赴き岸本内務部長に面会して、十日間展覧会会場として県会議事堂を借りることに承諾を得た。ただ、各地美術展覧会で裸体婦人画の問題に頭をいためている時でも

市長横尾敬義あてに陳情書を提出している。第二十六回展は昭和十八年に開催され、旧公会堂と徴古館が使用された。この第二十六回展をもって、太平洋戦争のし烈化のもと資材難もあり中止されてしまう。

さて、展覧会が開催されている期間に作品の売約も行われており、佐賀の名士、財界人がその購入者であった。一方、展覧会の会場は名士、財界人の社交場的な一面ももっていた。また、西肥日報の北島磯舟、佐賀毎日新聞の栗原荒野ら新聞記者がさかんに出入りし、新聞に展覧会の記事を書いて盛りたてている。

佐賀美術協会の展覧会は、山口亮一、武藤辰平、田中宗一の一致協力による努力によって継続されたといつて過言ではないが、創設期時代において、山口亮一の実父である中野致明（百六銀行頭取、佐賀商業会議所会頭）の陰からの資金援助があったと考えられている。山口亮一は佐賀美術協会の最大の推進者であり、大正十年から佐賀師範学校において教鞭を執り、大正十三年には佐賀市赤松町石長寺小路に佐賀洋画研究所を開設し、協会の会員をその指導役とした。山口は独特の人間味あふれる態度で後進の指導にあたり、多くの後輩を育てた。しかし、東京で活躍している佐賀市出身の洋画家松本弘二は山口を評して「……不幸にして環境が良過ぎたために、佐賀に留まらざるを得なくなって、大物になれなかった。……山口氏はパリの藤田嗣治氏などと美術学校時代同級生で、卒業の時は山口氏が首席だった。それが一方は世界の藤田となり、片方は佐賀以外では通用しない人となる。それは僕のいふ、環境が良過ぎて、一番大切な時期に他流試合をしているのだからだと思ふ。一人で思い上るといふような人ではなし、不勉強な人でもない。僕は佐賀の諸君は美術界ばかりでなく、もっと山口氏を大切にしてもらいたい。」といっている。郷土における芸術活動のむずかしさを示唆している。

### 3 葉隠と史談会の活動

栗原荒野は明治十九年（一八八六）東松浦郡浜崎村に生まれ、地元の小学校から佐賀県第三中学校（のち県立唐津中学校）に入学し、二年次から陸軍幼年学校に進んだが病を得て退学し、東京明治学院神学部にはいり、明治四十三年に同部を卒業している。卒業後、郷里の西海新聞（のち唐津日日新聞と改称）に入社し編集長となった。明治四十五年七月に佐賀毎日新聞が創刊されると同時に唐津から佐賀へと移り、佐賀毎日の編集主任から主筆となった。大正十一年（一九二二）には大阪毎日新聞の佐賀通信所主任に転じ、昭和十年（一九三五）に同新聞支局長を辞任退社する。次いで同年五月に佐賀県史編纂事務取扱を嘱託されて、県史編纂事務に従事し昭和二十年の終戦に至る。

栗原は、唐津から佐賀に移った時は二十七歳の若さであり、のち佐賀毎日、大阪毎日の新聞記者として佐賀美術協会に顔をだし、展覧会の時には会場に屯する常連であった。また、短歌誌『火の国』の同人とな

り、中島哀浪との関係も深かった。栗原は名前を荒野あらのといい、号

を荒野あらのと称した。栗原が国学の研究者として、万葉集の研究にた

ずさわっていたことはあまり知られていない。独学で万葉集とく

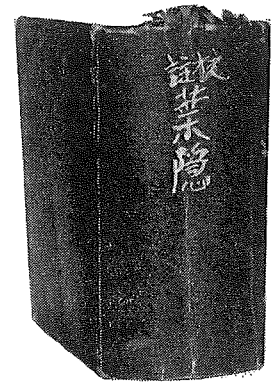
に九州万葉歌の研究に従い、歌誌『火の国』に、万葉集に関する

一般研究や「九州万葉歌」などを連載し、万葉集研究会を主宰し

ている。特に万葉集の枕詞「しらぬひ」は、白縫が本字で不知火



栗原荒野



『校註葉隠』

は仮字であると主張している。

栗原といえ、すぐ葉隠の名前がでてくるように葉隠の研究者として有名である。昭和十年『分類註釈・葉隠の神髓』（葉隠精神普及会刊）、同十五年『校註、葉隠』（東京内外書房刊）は、栗原所蔵の「孝白本」とも山本家に伝わり、のち鍋島家の所蔵となったという「山本本」を底本とし、中野五郎所蔵「孝白本」の二著書は、葉隠の全巻を網羅し、各語句・人名には詳しい注釈をつけ、索引までそなえてあるために非常にゆき届いた文献として今日においても葉隠に関する第一等の編著とされている。栗原は、葉隠の言わんとしている所は、「真剣に頑張れ仲好く」であると、結論している。

栗原は、昭和十三年（一九三八）に佐賀県師範学校教員嘱託となり、専攻科に葉隠並びに郷土精神文化を講じた。同十四年には、文部省認定講師を嘱託され、佐賀・福岡の両高等学校正科の文化講義に葉隠を講じている。また、葉隠に関する前記二著書のほか、昭和七年『葉隠講話』（東京有精堂刊）、昭和十七年『英雄藩、皇国精神講義』（山口県吉敷郡国民学校教育会発行）の共著がある。

葉隠に関する出版は、明治後期からはじまる。中村郁一による一連の出版が最も早い。大正四年の『佐賀』（佐賀郷友青年会刊）に「葉隠」という題で、久米邦武が論稿を寄せているのも注目される。しかし、葉隠に関する出版が最も多いのは、日華事変が勃発する昭和十二年から以降、太平洋戦争の期間である。佐

表(1) 「葉隠」に関する刊行物

刊行年	刊行物
明治39年	葉隠（中村郁一）
44	鍋島論語葉隠（中村郁一）
大正5	鍋島論語葉隠全集（中村郁一）
昭和5	鍋島論語葉隠概論（鶴清気）
7	鍋島論語葉隠全集（中村郁一）、輝く武勲と葉隠精神（八谷大麟、久保大来）
8	抄録葉隠（古田浩太）
9	葉隠抄（角田貫次）
10	葉隠の神髓（栗原荒野）
11	鍋島論語葉隠全集（大木陽堂）
12	葉隠（三教書院）、婦道と武士道書葉隠（中島いさ）
13	葉隠抄（大森武男）、葉隠と誓願教育（葉隠研究会）、葉隠の精神と教育（浜野素次郎）
14	葉隠武士道（松波治郎）
15	校註葉隠（栗原荒野）、現代語訳葉隠全集（大木陽堂）、葉隠武士道と禅（立花俊道）
16	葉がくれ読本（佐賀県教育会）、赤誠の葉がくれ精神（稲上四郎）
17	葉隠（上）（大木陽堂）、葉隠武士道（松波治郎）、葉隠講話（紀平正義）、葉隠講話（西田長男）、武士道葉隠精義（中村常一郎）、信念を培う葉がくれ感話（稲上四郎）
18	葉隠の精華（大木俊九郎）、葉隠抄（佐賀県中等教育会）、葉隠武士道（知野潔郎）

注 佐賀県立図書館郷土資料室の蔵書による

賀県立図書館の郷土資料室に保管されている葉隠に関する刊行本を年次的にまとめてみたのが上記の表(1)である。

栗原が佐賀にやってきた翌年、大正二年（一九一三）十一月、佐賀市松原町に鍋島閑叟（直正）の銅像が建設された。鍋島家はこれに対して謝礼の意を以て、「佐賀図書館」を建設しこれにこたえた。銅像の除幕式にひきつづき「佐賀図書館」の落成式が行われた。図

書館建設に尽力した伊東祐毅、伊東平蔵は、初代並びに二代目の佐賀図書館長になったが、二代館長伊東平蔵のもとで、大正五年三月肥前史に関する事項の研究をする肥前史談会が創立された。発起人として伊東館長のほかに、石丸勝一（元佐賀市長）、千住武次郎（佐賀中学校長）、西村謙三（成美高等女学校長）、中野五郎（佐賀軌道会社支配人）、嘉村彦四郎（佐賀市助役）、鶴清気（佐賀中学校教諭）、青木助次郎（陸軍少将）、狩野雄一（西肥日報社長）、栗原荒野（佐賀毎日記者）、西江靖（福岡日日記者）、野田久太（佐



鍋島直正（閑叟）の銅像と私立佐賀図書館  
（銅像園内・現松原二丁目）

賀新聞記者）、久保源六（西肥日報記者）、伊東祐毅（東京）などがいた。毎月一、二回会合を開き談論を交え、近郊の名勝旧蹟の踏査が行われたが、約一年ばかりで自然消滅の形となった。大正十四年十一月、天祐寺住職八谷大麟の奔走があり、肥前史談会は再興された。再興発起人として、西村謙三（佐賀図書館長）、岡部瑾一（佐賀内庫所主任）、鶴清氣（松原社社司）、徳久秀次（与賀社社司）、中野五郎（佐賀軌道会社支配人）、森四郎（松風学舎舎監）、副島以辰（陸軍大佐）、堤清（同）、東虎彦（同中佐）、興梶菊四郎（佐賀新聞社主筆）、藤島紫郎（佐賀新聞記者）、栗原荒野（大阪毎日通信所主任）、北島磯舟（福岡日日記者）、末次藤太郎（佐賀毎日記者）、牧瀬新三（肥前日日記者）、野中義昌、八谷大麟、永田義彦（佐賀図書館司書）、久保源六らが名をつらねた。同年十二月、佐賀図書館において第一回会合を開き、

会の目標を「肥前史に関する事項の研究、郷土に関する図書、郷土に関する図書の刊行、古器物天然物及び遺蹟の研究、並に保存その他講演会開催等」とした。翌大正十五年一月、第一回講演会を佐賀図書館で開催し、以後毎月一回講演会を開き、講演集を刊行しはじめた。また、同年六月には佐賀郡市において歴史上著名なる遺蹟、偉人傑

士の墓所又は旧宅などに標木を建設することにし、同年十一月刀工肥前忠吉の墓（佐賀市八戸町長安寺）など三十二か所が決定、建設された。

昭和二年（一九二七）五月、再び規程が改正され、会長に鍋島直繩（子爵・旧鹿島藩主）を迎え、講演集を雑誌の体裁とし、同年八月より実施した。役員組織もできあがり、会長・主幹・幹事・評議員となり、事務局には史料蒐集部、史蹟調査部、講演部、図書刊行部、雑誌編集部などができた。この年の十月末に鍋島家の資金で古器物展示の徴古館が落成している。この後、鍋島直繩は総裁となり、会長には佐賀図書館長西村謙三が就任した。会の目的も「肥前に関する図書、人物、地理、史蹟名勝、金石文、古器物、古墳等の調査研究及び同図書の刊行」と字句の変更があった。講演会は毎月一回行われ、一般講演会と児童婦人講演会に

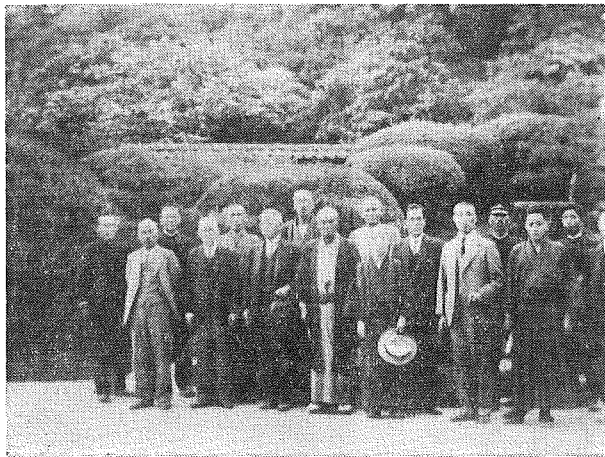


西村謙三

わけられた。また、各地に史談会支部ができ、小城・多久へと活動の輪を広げていった。会の本部は徴古館内に置かれた。図書の刊行としては、大



『肥前史談』



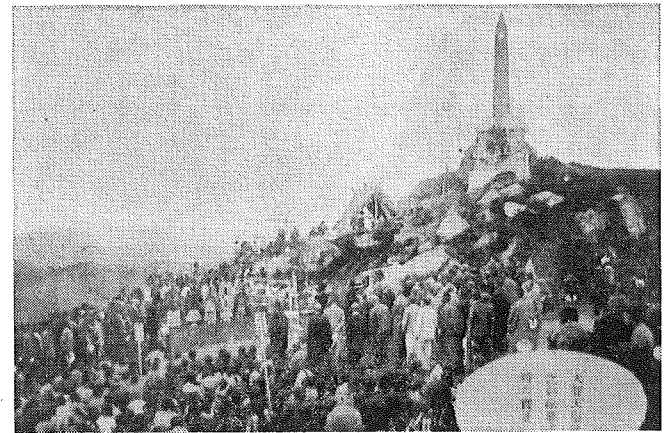
肥前史談会調査員たち

佐賀郷友社は、郷土史研究団体の肥前史談会にくらべて、現実面を重視し、郷友の親睦と後進者の指導啓発、県外在住者の消息、郷土における人事・教育・産業その他行政一般の記事を掲載して、相互間の連絡をはかるうとするものであった。昭和四年二月、月刊雑誌『佐賀郷友』を発行し、昭和十八年まで第十五巻をかぞえ、『肥前史談』と『佐賀郷友』は佐賀における二大郷土誌であった。

このほか、県外在住の佐賀県下の親睦雑誌として、明治二十六年十月創刊の『佐賀』（佐賀郷友青年会）、明治二十九年十月創刊の『肥前協会』、昭和六年六月創刊の『大肥前』などがあった。

参 考

- 1 文学活動は『中島哀浪全集（下巻）』と西日本新聞（昭和四十三年二月〜九月）掲載の「はがくれ百年」田中艸太郎分担執筆の部分参照してもらった。
- 2 芸術活動は山口孝行の「佐賀美術協会・五十四年の歩み」（『新郷土』）、同じく「佐賀美術協会の思い出」（『新郷土』）を参照してもらった。



天智天皇欽仰の碑除幕式当時の光景

となり、昭和十九年にいたり、肥前史談会の雑誌『肥前史談』は佐賀郷友社発行の『佐賀郷友』と合併し、同年十二月『郷土佐賀』創刊号が発行される。しかし、戦争の末期的状態の中で三号の発行がやっとであった。

正十五年『佐賀先哲遺墨集』、昭和三年『伊勢道中不案内記』（蒲原大蔵著）、昭和九年『佐賀藩銃砲沿革史』（秀島成忠編）、昭和十二年『肥前叢書』（第一輯）、昭和十三年『肥前叢書』（第二輯・九州治乱記）などがある。月刊雑誌『肥前史談』は、昭和二年以降昭和十九年まで十八巻をかぞえた。

肥前史談会の活動は、郷土先覚者祭、元寇六百五十年祭、建武中興肥前将士慰霊祭などをおして、純粹な郷土研究の地方組織から非常時意識の時流に流されていく。その中でも特徴的なものが、昭和八年基肄城跡頂上に「天智天皇欽仰碑」を六千五百円の浄財を集めて建立したことや、昭和十年秋、黒土原（佐賀市金立町）の山本常朝草庵跡に「常朝先生垂訓碑」を建立したことである。昭和十八年三月、肥前史談会の目的を「国体の本義に基づき郷土伝統精神昂揚のため」の事業を行うと改正している。しかし、太平洋戦争のし烈化にともない資材不足

## (五) 戦時下の教育

### 1 戦時期の教育事情

昭和十二年（一九三七）十二月、満州事変後における内外情勢の著しい変化に基づいて、「皇国民を育成する教育の精神とその実態を、どのように確立するか」ということを審議するために内閣総理大臣のもとに教育審議会が設置された。教育審議会の答申に基づいて、実施にうつされた教育制度に関する主なものは、青年学校の義務制（昭和十四年実施）、国民学校令（昭和十六年公布）、中等学校令（昭和十八年公布）などである。教育の基本精神及び内容・方法については次のように答申している。教育の基本精神は、皇国の道をもととし、よく国家有為の人材を育成する方法をたて、国民としての負荷の重任を果たしうる者を錬成することを主眼目とした。教育の内容は、従来分科していた学科課程を改めて、これを国民生活に即応させて総合的に取り扱い、皇国の道を修練するという目標に帰一させる方針をとった。教育方法は、心身を一体とした皇国民錬成の方法を確立することを求めた。要するに、教育審議会の答申は、高度国防国家体制に見合った教育制度改革の意図がみえるのである。

昭和十年に実業補習学校と青年訓練所を合併して、勤労青少年に対する統一的な教育機関として青年学校制度が確立されたが、尋常及び高等小学校を卒業し職場にはいった勤労青少年のすべてが青年学校に行くわ

けではなく、毎年行われる壮丁教育調査でも尋常小学校卒業のまま壮丁になった場合の学力の低さは目をみはるものがあつた。また、軍部は軍事教練のわく外にある勤労青少年を把握するためにも青年学校の義務制化を強く希望した。政府はこのような見地から、勤労青少年に小学校卒業後さらに七年間一様に教育にあずかる機会を得させるべく、青年学校の義務制化を決定していたが、教育審議会の答申をも得て、昭和十四年四月、青年学校令を改正して、男子普通科二年、本科五年の義務制を公布した。この結果、青年学校は短期間に普及し、今まで十分把握できなかった都市の勤労青年も、官公庁や工場・事業所に私立の青年学校が設けられることによつて糾合されていった。しかし、設備及び教員体制はなお不備の状態で、特に専任教員養成のため昭和十九年二月青年学校教員養成所を官立の青年師範学校として発足させた。

表(1) 青年学校の学校数・教員数・生徒数の推移

年次	学校数	教員数	生徒数
昭和10	16,678	68,179	1,902,157
11	17,017	74,043	1,964,599
12	17,318	75,749	2,041,321
13	17,743	79,022	2,207,022
14	18,593	91,045	2,542,047
15	18,845	96,820	2,619,684
16	19,037	103,210	2,797,170
17	21,272	85,462	2,710,986
18	16,267	86,050	3,063,638
19	13,917	85,178	3,005,036
20	12,409	77,234	2,280,282

文部省『学制百年史』より。

昭和十六年三月、小学校令を改正して「国民学校令」が公布され、同年四月一日より施行された。今まで親しまれた小学校の呼称はなくなることについては反対意見もあつたが、名実ともに国民教育の面目を一新するという立場から国民学校令は断行された。国民学校の目的は、国民学校令第一条の「国民学校は皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」に示されている。「皇国ノ道」とは、教育勅語に示された。「国体の精華と臣民の守るべき道との全体」をさし、「端的にいえば皇



している。中学校規程によると、教育に関する勅語の旨趣を奉体して、「教育ノ全般ニ亘リテ皇国ノ道ヲ修練セシメ国体ニ対スル信念ヲ深メ至誠尽忠ノ精神ニ徹セシムベシ」、「皇国ノ東亜及世界ニ於ケル使命ヲ明ニシ皇国民タルノ責務ヲ自覚セシメ職分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ト実践力トヲ涵養スベシ」などとしている。また、教育内容としては、国民学校の場合と同様に、国民科（修身・国語・歴史・地理）、理科（数学・物象・生物）、体錬科（教練・体操・武道）、芸能科（音楽・書道・図画・工作）、実業科（農業・工業・商業・水産）、外国語科（英語・独語・仏語・支那語・マライ語・その他）の六教科とし、実業科と外国語科は第三学年以上にあつてはそいづれかを選擇履修させることとした。修練とは「行的修練ヲ中心トシテ教育ヲ実践的綜合的ニ發展セシメ教科ト併セ一体トシテ尽忠報国ノ精神ヲ發揚シ献身奉公ノ実践力ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」として、修練には「日常行フ修練、毎週定時ニ行フ修練及学年中隨時ニ行フ修練」の三つがあるとした。教科外の行事及び作業等の教育的意義を重視し、教科外における行事等を組織化して修練と名付けたものであった。

高等女学校の教科は、基本教科として国民科、理科、家政科（家政・育児・保健・被服）、体錬科（体操・武道・教練）、芸能科とし、増課教科として家政科、実業科（農業・商業）、外国語科があつた。増課教科はそのうちの二または二を課さないことができるため、外国語科がなくなることがあつた。実業学校の教科は、国民科・実業・理科・体錬科及び芸能科とし、女子には家政科を加えた。実業学校のなかの商業学校は昭和十八年十月の「教育に関する戦時非常措置方策」によって、工業学校に轉換する方策を実施した。ここにおいて、全国の商業学校四五〇校のうち、四八校を除いてそれぞれ轉換、あるいは廃校とな

った。

中等学校入学者選抜制度に関して、昭和十四年九月、文部省次官通牒による中等学校収容力の拡張、小学校の教科に基づく筆記試験を廃止し、小学校長の報告書、人物考査及び身体検査の三者綜合判定制度をとることを指示した。昭和十八年十二月、選抜の公正を期するため、①考査の方法、②学区制及び総合考査制による選抜制度の改革が行われた。考査の方法は、「報告」に公文書としての責任と權威をもたせるとした。学区制及び総合考査制をもってきたことは注目に値する。

教育審議會の答申に基づく制度の改革のほかに、特徴的なものをいくつか拾ってみよう。戦時下において科学の研究を振興して、これを戦力の基礎となるように動員計画が、内閣及び文部省内において行われた。昭和十四年企画院に科学部が増設され、昭和十六年五月「科学技術新体制確立要綱」が決定された。さて、太平洋戦争のゆく手は、特に航空機の優劣にかかつていたので、昭和十七年一月「就中航空ニ関スル科学技術ノ躍進ヲ図ル」として、技術院が設けられ、十二月には科学技術審議會が発足した。文部省の中にも同十七年に科学局を設け、科学行政の充実をはかった。国民学校や中等学校では、科学教育が強調された。この結果、青少年の間に模型飛行機の作製がはやり、中等学校や高等学校において滑空機の訓練が行われた。

「皇国民としての鍊成」という言葉がさかんに叫ばれたが、昭和十七年一月文部省は国民鍊成所を設置し、高等学校長・視学・地方教学官・専門学校主事らを召集して、指導者の鍊成を行った。国民鍊成所は、昭和十八年には国民精神文化研究所と合併して教学鍊成所となった。教学鍊成所は文部省の鍊成の聖地であった。鍊成の理念は、①世界の道義的秩序を確立するは、皇国の世界史的な使命と認識する。②至誠奉公、

背日向公の「まこと」の心をもって生活原理とする。③歴代天皇の遺徳・詔勅や、古事記などの古典や忠臣の史籍の中からその精神を学ぶ。④体得した自覚と精神をひたむきに実践する。「随順」の実行力をそなえる、などであった。教学錬成所における「錬成」は、みそぎ禊↓行↓講義↓武道↓勤勞↓神拝の順序で早朝（四時半）からまる一日の日程で行われた。これを長期で一、二か月から半年、短期で二、三日から一週間の期間行われた。

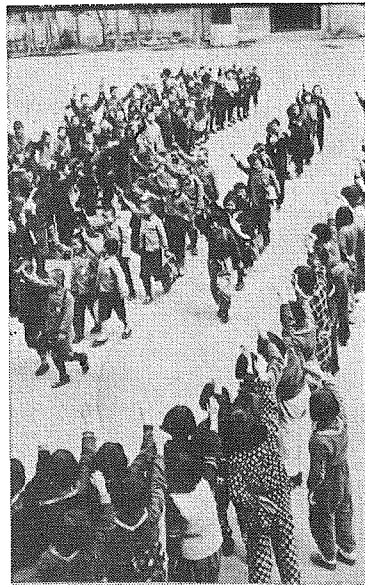
昭和十二年、文部省思想局は国体明徴の決定版として『国体の本義』を編纂した。次いで、昭和十六年、思想局が発展した教学局から『臣民の道』が発行され、支那事変以後の戦争の正当化と「聖戦観」を主張した。これらの冊子は、小学校・青年学校など各学校と各官庁に配布された。

昭和十六年、大日本青年団、大日本女子青年団、大日本少年団連盟、帝国少年協会の四団体は、「大日本青少年団」として統合され、翌十七年には、大日本連合婦人会（文部省）、愛国婦人会（内務省）、大日本国防婦人会（陸・海軍省）は一本に統合して「大日本婦人会」となった。国民教化に大きな役割を持つ青少年団、婦人会を統合することによって、中央集権的な全国的な組織に拡大・再編されていった。

日華事変の進展、国際情勢の緊迫に伴い、戦時体制はしだいに強化されて国防上及び労働員上に多くの要員を必要とした。昭和十三年の国家総動員法、同十四年の国民徴用令の制定もあって一層促進され、太平洋戦争がはじまるといよいよ教育の戦時体制は強化され、学校の修業年限の短縮、学徒の労働員が開始された。昭和十八年十二月には学徒出陣が、同十九年六月には都市学童の集団疎開がはじまり、二十年本土決戦が迫るとともに、三月「決戦教育措置要綱」が閣議決定されて、国民学校の初等科を除いてそのほかの

学校における授業を四月から一年間停止することとなった。さらに五月には「戦時教育令」が公布されて、「学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ」とし、食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究などに挺身し、戦時に緊要なる教育訓練を行うため各学校ごとに学徒隊を組織することを定めたが、その後三か月にして終戦を迎えるにいたった。

修業年限の短縮は、昭和十六年十月に大学・高等学校・専門学校の修業年限を六か月以内短縮することとなり、同十八年には高等学校高等科・大学予科の修業年限三年を二年とし、中等学校の修業年限五年を四年と改め、それぞれ一年を短縮し、同年四月より実施にうつされた。



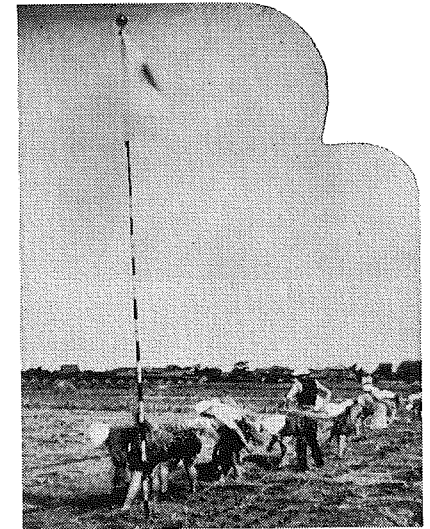
昭和19年の学童の集団疎開

学徒の労働員は、昭和十三年「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」において、中等学校低学年は三日、その他は五日を標準として、夏季休暇を利用して、農事・家事作業・清掃・修理・防空施設や軍用品に関する簡易な作業・土木に関する簡易な作業をさせることにした。昭和十四年三月、中等学校以上に対し、集団勤労作業を漸次恒久化し、正科に準じて取り扱うことにした。昭和十六年二月「青少年学徒食料飼料等増産運動実施要項」において、この運動は「国策ニ協力

表(2) 学徒動員数(1945年3月現在)

種 別	軍需生産	食糧増産	防空防衛	重要研究	計
大 学・高 専	137,000	25,000	16,000	2,000	180,000
中 等 学 校	1,220,000	280,000	129,000	—	1,629,000
国民学校高等科	587,000	710,000	—	—	1,297,000
合 計	1,944,000	1,015,000	145,000	2,000	3,106,000

文部省『学制八十年史』より。



学徒動員による収穫作業

セシムル実践的教育」であるとし、「一年ヲ通ジテ三十日以内ノ日数ハ授業ヲ廢シ」作業にあてることができ、その日数・時数は授業をしたものと認めた。同年八月には、文部省の指示によって全国の諸学校に「学校報国隊」が結成された。

太平洋戦争の勃発・し烈化にともない昭和十八年六月「学徒戦時動員体制確立要綱」が決定され、学徒の戦時動員体制を確立して「有事即応ノ態勢」に置き、動員を強化することがねらいであった。昭和十八年十月「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を決定し、動員を「教育実践ノ一環」として、「在学期間中一年ニ付概ネ三分ノ一相当期間」実施することとした。ついで翌十九年一月「緊急学徒動員方策要綱」を決定し、学徒動員を「勤労即教育ノ本旨ニ徹シ」て強化し、動員期間は一年ニ付概ネ四ヶ月ヲ標準トシ且継続シテ行うこととした。同年三月「決戦非常時措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」が決定され、詳細な学校別動員基準が決定・指令された。同年四月、文部省

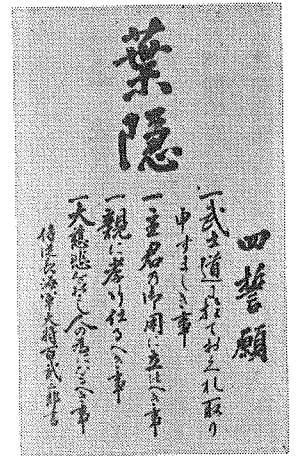
は「学徒動員実施要領ニ関スル件」を指令し、作業場を「行学一体ノ道場」たらしめ、学徒の「奉公精神・教養規律ニヨリ、作業場ヲ純真且明朗ナラシムルコト」を要請し、教職員の「率先垂範陣頭指揮」を要請した。五月文部省は「勤務時間中軍事教育、教授訓育ノタメ一週六時間ヲ原則トスル時間ヲ設ク」べきことを指示したが、七月「学徒動員ノ徹底強化ニ関スル件」を通牒し、①一週六時間の教育訓練時間停止、②国民学校高等科児童の継続動員、③供給不足の場合は中等学校低学年生徒の動員、④深夜業を中等学校三年以上の男子のみならず女子学徒にも課する。⑤出勤後二か月たたない学徒にも深夜業を課する。などを指令した。そして、同年八月二十三日「学徒動員令」が「女子挺身隊動員令」とともに公布され、学徒動員の法令上の措置が決定された。

参考文献

- 『学制百年史』(上・下巻)
- 『教育学全集』(『近代教育史』(小学館)

2 佐賀市の教育事情

昭和六年(一九三一)九月、満州事変が起こり、同八年三月わが国は国際連盟から脱退し国際的孤立を深めた。同年滝川事件が起こり学問研究への圧力が強くなり、昭和十年には天皇機関説排撃事件があり、貴族院議員美濃部達吉は弁明をするが、ついに貴族院を追われる。ここにおいて、議会は国体明徴決議案を可決



葉隠 四誓願

し、岡田啓介内閣は八月と十月の二回にわたって国体明徴声明を發した。これから全体主義的思想・言論統制などが強化されていく。翌十一年二月、皇道派青年將校による二・二六事件が起こり、次の昭和十二年七月には日華事變が勃發し、わが国はどろ沼の戦争の中にはいりこんでいくのである。昭和十一年度の『佐賀市学事一覽』は、例年とちがって一

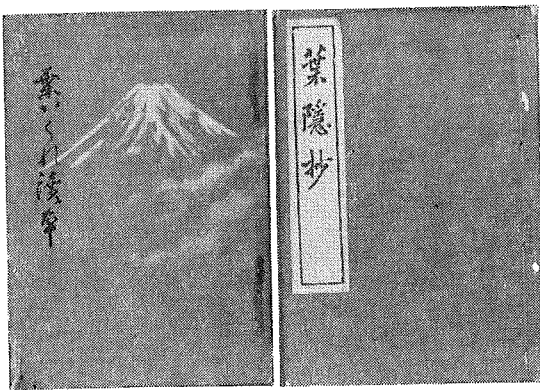
覽表ではなく小冊子となっている。「教育概況」として、

市立学校ハ尋常小学校五、高等小学校一、実業青年学校一、高等女学校一ニシテ、高等小学校ハ昨年市ノ中央ニ新築移転シ、内外觀共ニ整備シ、愈々高等小学校独自性ノ發揮ニ努メ、同校ニ併置スル実業青年学校ハ専用教室ヲ設ケ、公民教育・職業指導並ニ教練修練ニ重キヲ置キ、本市教育史上ニ画期的偉彩ヲ呈スルニ至レリ。然リト雖モ我カ国現下ノ情勢ハ、弥國體ノ根源ト国民精神トヲ基調トシテ教育ノ刷新ヲ図リ、以テ一君万民奉國一體ノ美ヲ顯現スルニ最善ノ方途ヲ講ズベキ要切ナルモノアリ。此ノ秋ニ当リ本市ニ於テ特ニ左記綱領ノ徹底ヲ期シ、各校連絡提携ヲ緊密ニシ關係者一同協心戮力、全市協和ノ統制アル活動ノ下ニ教育力増大ヲ企図ス。

とあり、わが国の内外情勢が大きく反映していることが知られる。さて、佐賀市の教育綱領は次のようになっている。

一 教育 綱領

一、精神教育ヲ第一義トシ、国體觀念ノ明徴並國民精神ノ振作更張ニ全幅ノ力ヲ效スベキコト。  
1、教育勅語並神勅其ノ他詔勅ニ明示シ給ヘル聖旨ヲ明ニシ、国體觀念ヲ明徴ニシ、教育ノ指導原理ヲ此ニ求メ、聖旨奉



『葉がくれ読本』と『葉隠抄』

体ヲ以テ教育ノ中心生命トスルコト。

- 2、修身科・国史科・国語科ハ勿論其ノ他ノ各科ヲ通ジテ之ガ涵養ニ努メ、以テ國民的自覺ヲ深カラシムルト共ニ、体操科ヲ重視シ、尚ホ武道ヲ課シ其ノ実効ノ顯現ニ努ムルコト。
- 3、國民的儀式並行事ノ嚴肅ヲ期シ、且平常作法教育ノ徹底ヲ図ルコト。
- 4、敬神崇祖ノ念ヲ厚クスルコト。
- 5、葉隠ノ神髓ヲ檢討シ、其ノ涵養徹底ニ一段ノ力ヲ須フルコト。

二、公民教育ヲ重ンジ、立憲自治ノ精神涵養ニ今一層ノ努力ヲナスベキコト。

- 1、自治団体的訓練ノ機会ヲ多クシテ、自治共同奉仕ノ精神涵養ニ一層重キヲ置クコト。
- 2、公民的訓練ヲ施シ、責任觀念ノ養成ニ努ムルコト。
- 3、實際的教育ヲ重ンジ、実学ノ拡充ヲ図リ、全人教育ノ發揮ニ力ヲ效スベキコト。

1、現地ノ見学・実習・実験ヲ進展シテ教育ノ實際化ニ努メ、特ニ環境ノ整理ト共ニ社会國家乃至自然界ヲ檢覆シテ知識ノ統合ヲ図リ、以テ生命アル教育ヲ施スコト。

2、産業推移ノ状況ヲ調査シ、郷土ニ立脚セル実業教育ヲ達成シ、以テ特能ヲ發揮シ職業の指導ヲ適正ナラシムルコト。

四、郷土教育ヲ重ンジ、市民訓練ノ徹底ヲ図リ、社会教育ノ普及振興ニ力ヲ效スベキコト。

1、近世ノ名君閑叟公ノ神格ニ率由スル精神教育ノ顕現ニ最メ、郷土史ニ躍動セル魂魄ヲ紹護シ、以テ敬虔報謝・報国尽忠・質実剛健ノ氣風ヲ一層發揚スルコト。

2、社会教育ノ機構ヲ統制拡充シ、市制ノ實際並公民知識ノ普及徹底ニ努メ、愛市ノ精神ヲ作興シテ奉仕ノ実効ヲ挙グルコト。

3、公衆衛生ノ思想普及ニ努メ、衛生訓練ヲ徹底シ生活ノ適正ヲ期スルコト。

4、師道ヲ重ンジ、教員ノ品格ヲ高メ、志氣ヲ作興シ、職分精神ノ顯揚ニ努ムベキコト。

5、職業ノ重要性ニ鑑ミ至誠一貫・自発自励・一校共働・全市協和ノ統制アル活動ノ下ニ、教育力ノ増大徹底ヲ図ルコト。

2、公私ノ生活ヲ反省シ、教育者トシテノ精神生活及ビ家庭生活ノ健全ヲ図ルコト。

3、本県「師道綱領」各項ノ精神ヲ体现シ、優良ナル教育者タル自信ト抱負トヲ以テ職ニ当ルコト。

精神教育を第一義として、その根源を教育勅語及び詔勅などに求め、国体明徴を確立し、葉隠にその一端を求めている。郷土教育において鍋島閑叟（直正）をとりあげ、また、師道実践を訴えているところは注目される。全体的にみて、国家的な立場と郷土的な資料を強調した特色ある教育綱領となっている。

主なる施設事項として、一校一研究・一人一研究をあげている。一校一研究は本年度の研究の主眼点ともしている。

- 1、精神教育振興ニ関スル施設ノ實際 勸興小学校
- 2、実業教育施設ノ實際 赤松小学校
- 3、高等小学校教育ノ独自性發揮ニ関スル實際 高等小学校

- 4、青年学校教育施設ノ實際 青年学校
  - 5、小学校体育施設ノ實際 日新小学校
  - 6、社会教育振興施設ノ實際 神野小学校
  - 7、郷土教育資料調査研究 循誘小学校
- 一人一研究及び学校教育査閲会は三学期に行うものとし、講習会としては、職員精神修養に関する講習を毎月二回あて午後、男子職員の剣道講習を五月下旬、女子職員の薙刀講習を五月下旬、市教育会主催の夏季講習を夏休みに実施するとしている。また、体育会は小学校児童の連合運動会として十月上旬に行うものとし、少年団運動会と称した。昭和十六年から、佐賀市国民学校連合体錬大会と改称している。
- 『佐賀市学事一覽』は、昭和十七年度まで発行されているが、昭和十一年度の様なまとまったものはこれ以後でいてない。

昭和十年（一九三五）から同二十年頃までの佐賀市の戦時下の教育事情を新聞・雑誌などから資料をあつめ、次に綴っていくことにする。



芙蓉国民学校職員児童の国民体操



昭和十六年十二月、わが国は太平洋戦争に突入し、米英に宣戦が布告され愛国心昂揚のため学校において  
はひたすら国体の尊厳が説かれ、県の教育綱領及び佐賀中学校教学綱領、職員信条、佐中三誓が次のように  
定められた。

佐賀県教育綱領

維新ノ大道ニ遵ヒ「教育ニ関スル勅語」ノ聖旨ヲ奉体シテ、伝統葉隠ノ士風ヲ振起シ、鍊磨育成以テ天攘無窮ノ皇運ヲ扶翼  
シ奉ランコトヲ期ス。

佐賀中学校綱領

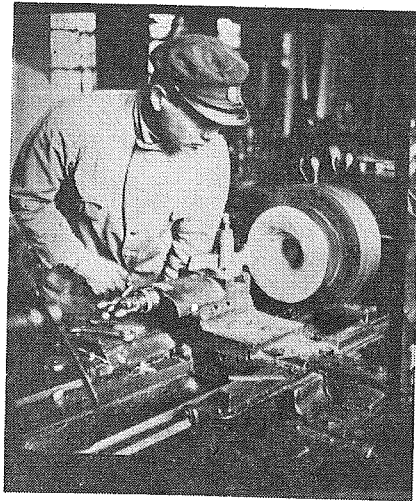
虔ミテ聖旨ヲ奉体シ、尊厳ナル国体ノ本義ニ徹シ、至誠以テ行学ノ二道ヲ励ミ、一死以テ無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ル皇国臣民  
ヲ錬成ス。

教員信条

我等ハ陛下ノ赤子ヲ育成スル重責ヲ自覚シ、ソノ負荷ノ大任ニ感激シ、和衷協力、実践垂範・師道ノ昂揚ニ励メ、ソノ職ニ  
挺身センコトヲ期ス。

佐中三誓

- 一、尊厳ナル国体ヲ信奉シ、君ニ忠ニ父母ニ孝ニ、文ヲ修メ、武ヲ練リ、誓ツテ皇国民ノ道ニ殉ゼン。
  - 一、旺盛ナル気力、鞏固ナル意志、強靱ナル身体ヲ鍛錬シ、誓ツテ興亜日本ノ棟幹トナラン。
  - 一、気節ヲ尚ビ、廉恥ヲ重ンジ、伝統葉隠ノ士風ヲ振起シ、誓ツテ郷土先輩ノ遺業ヲ継承セン。
- なれ、佐中三誓は、昭和十九年十一月、簡潔化し、力強く実施することになった。
- 一、我等はすめら御国の学徒なり。一死尽忠、誓って国体を護持せん。



生徒動員で旋盤操作をする生徒

一、我等は葉隠の学徒なり。修文練武、誓って遺烈を継承せん。  
一、我等は決戦下の学徒なり。挺身勤労、誓って米英を撃攘せん。

昭和十六年次の佐賀中学校の教員組織は、教務部・教授部・訓育部・体錬部・作業部に分かれ、教授部は「皇国ノ道ノ修練及顕現」を目標とし、訓育部は「皇国民ノ錬成」を期し、体錬部は教練・武道・体育運動・体育訓練を通して「献身奉公ノ実践ノ培養」に努め、作業部は「国家緊要ノ諸業務ニ服シ勤労報國ノ誠」を致さんとするものであった。

昭和十六年十二月には、各学校に設置すべく指示があった「学校報國隊」の趣旨のもとに佐賀中学校生徒隊が結成され、学校長が学徒隊長となった。これを県全体でまとめて、佐賀県中等学校生徒団が結成され、県

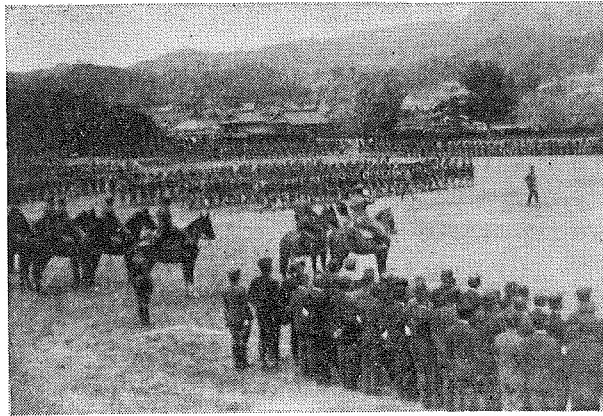
知事が学徒団長に就任した。団則は次のとおりである。

第一条 全佐賀県中等学校教職員及び生徒に対し、皇国の道に

則り一元的編成機関の下に集団としての実践的な鍛錬を  
施し、一致団結・一体精神を体得せしめ、進んで皇国に  
殉ずるの気魄を昂揚せしむるの目的を以て佐賀中等学校  
生徒団を組織す。

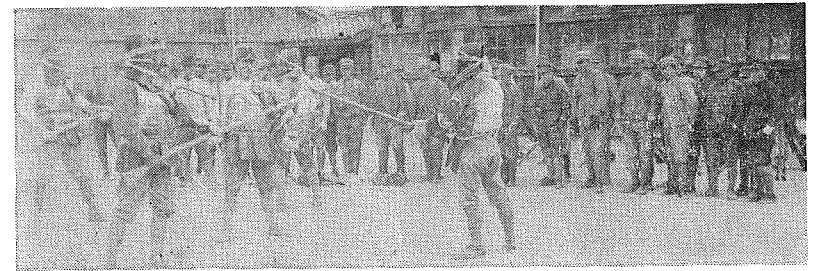
第二条 本団は一切の自由主義的、民主主義的傾向を排除し、

上下忠誠の至情に和し、上級者の権限と責任、下級者の服  
従と信頼とを根幹とし、学校教育と不離一体の連絡を確  
保し、一貫したる訓練体制を樹立し、目的の徹底を期す。



佐賀県下中等学校生徒の連合演習分列式

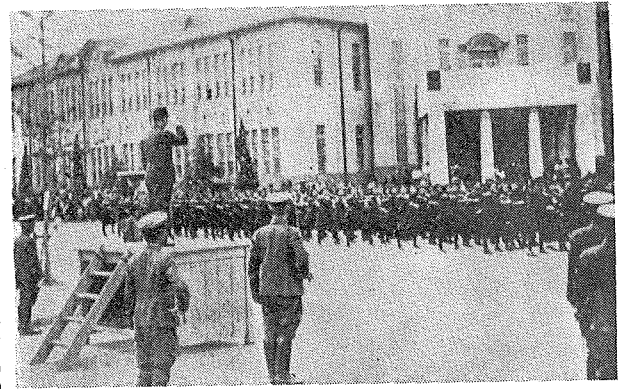
昭和二十年の元旦、佐賀市内の中等学校の生徒（佐賀中・佐賀商・佐賀工・龍谷中・佐賀高女・成美高女・清和高女・佐賀高等実業女）数千人が佐賀中学校の運動場に集合し、宮崎謙太知事（学徒団長）の閲兵を受けた。男子の生徒は戦闘帽にゲートル、女子の生徒はモンペ姿であった。宮崎知事は「決戦の春を迎え、学徒たるものは、挺身隊として職場にあると学園にあるとを問わず、全員特攻隊の大精神で突き進み、生産に勉学に心身の鍛錬



蓮池青年学校の軍事教練

第三条 訓練課目は次の如し。  
 一、勤労作業、学校経営に係る各種勤労作業、国策に協力する各種勤労作業。  
 一、国防訓練、連合演習、野営訓練、防空訓練。  
 一、非常災害に対する警防訓練、鍛錬行軍等。  
 県下中等学校の野外連合演習は、昭和十三年十二月二日、三日に藤津郡・鹿島町一帯においてはじめて行われ、小山知一知事統監のもと三千人の中等学徒が参加した。「大陸の戦線を彷彿とさせる」ものがあった。以後、昭和十四年（小城平野）、昭和十六年（佐賀・神埼両郡）、昭和十七年には青年学校の教練振興隊との連合発火演習を計画している。青年学校の野外演習は昭和十一年からはじまっており、昭和十五年十一月には、皇紀二千六百年記念・教育勅語五十周年記念・青年訓練所設立十五周年記念を祝して、県下青年学校連合演習が小城・佐賀・杵島の三郡下で、真崎長年知事統監のもと一万人が参加して行われている。  
 昭和十六年には、各中等学校の校友会を發展的に解消し、選手中心の野球部・庭球部・柔道部・剣道部などが、学校の訓練体形に一元化して、総務部・鍛錬部・国防訓練部・生活部・文化部などに改変され、皇国民修練の体制に切りかえられた。

昭和十八年一月、「中等学校令」が公布され、中学校、高等女学校、実業学校が中等学校としてまとめられ、年限が五年から四年と削減された。同年十二月には、中等学校の入学試験制度が「国民学校長の報告」（個人成績表と当該学級成績一覧表）と中等学校の「人物考査」と「身体検査」の三者綜合判定によるものとし、その上に「学区制」がもたらされた。昭和二十年三月の佐賀中学校の入学試験は「人物考査」と「身体検査」を五日間にわたって行っている。入学志願者心得には「警報発令ノ場合考査開始一時間前マデニ解除ニナレバ其ノ日ノ考査ハ行ヒマス」「考査中ハ毎日防空頭巾ヲ持ツテ来ナサイ」など、太平洋戦争末期の様子がうかがわれる。この時の人物考査のための口頭試問の問題は、「飛行機雲」に関するものなどがあった。



佐賀市内中等学校学徒団の行進

に、一層の努力をお願いする」と訓辞した。終ってから生徒たちは佐賀署前から佐嘉神社まで、市民の見学するなかを、校旗を先頭に歩武堂々の分列行進をし、同神社で戦勝祈願をした。この年の卒業生は五年生と四年生がいっしょであった。佐賀中学校の『学徒動員を中心とせる学校経営の実際』によると、卒業生に対する進学指導方針は次のようになっている。

- 一、総員軍人を志願すべし。身体に欠陥なき限り総員陸海軍志願を以て原則とす。
- 二、自由主義的進学は認めず。陸海軍学校に合格しえざりし生徒は他の学校志願を認むるも、本人の成績、壮行、家庭状況を検討し組主幹を中心として、学校長其他の職員協議の上、その進むべき学校を指示す。

佐賀中学校は、昭和十九年春全国一の軍人志望校として陸軍大臣表彰を受けていた。五年生一九〇名のうち一五〇名、四年生二二二名のうち一八〇名、三年生二五〇名のうち三〇名が陸海軍学校を志願し、合計八一名が合格入学している。

この背景には、陸海軍上層部に佐賀中学出身の古賀峯一、宇都宮太郎、真崎甚三郎、牟田口廉也、香月満、土橋勇逸、村上格一、百武三郎、百武源吾、吉田善吾らの大将、中將級の人物が多数いて、軍人養成学

校としての佐賀中学の名称があった。

「科学技術の総力を戦争へ」「一機でも多くの飛行機を」の二つのスローガンが強く叫ばれるなか、軍当局及び文部省よりの奨励もあって、滑空機の訓練及び模型飛行機展がさかんに行われた。滑空機の訓練の意義を、佐賀高等学校助教授中島茂は「時局と青少年滑空訓練の意義」（『佐賀県教育』・昭和十七年十月号）の中で次のように述べている。



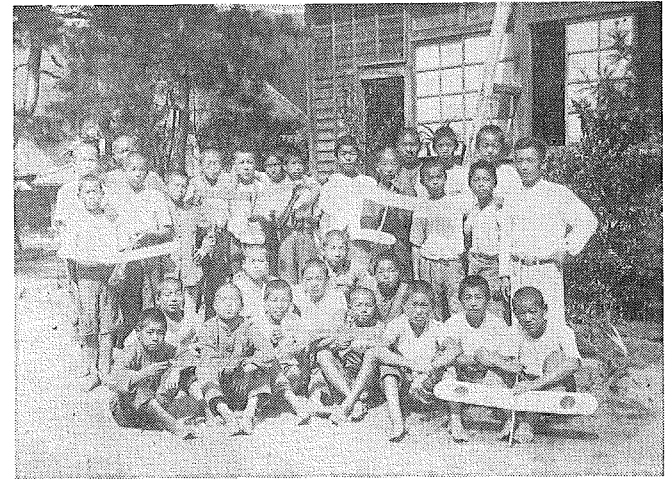
真崎甚三郎



古賀峯一

滑空訓練の目的は、航空に関する知識の普及発達を計るとともに、滑空機により協同一致の精神を体得し心胆を練り体位を向上し、あわせて航空技術、技能の涵養と理科的知識の實際化を計るにあるのである。就中青少年に対して滑空訓練を行はしめるのは、航空に関する確実なる知識を涵養し航空機乗員適性の検知とその培養に裨益するところ尠からず、我国空軍要員補充ならびに一航空技術員の補充上大なる意義を有するもので、……機体の修理、製作および氣象観測等理科的知識を総合的に實際化し得るのみならず、更に勤労を愛好し犠牲的精神に基く真個の団体訓練を徹底する上に著るしい効果があるものと信ずる。

すなわち、高度国防国家政策に基づく航空国力の根基培養と航空国力の充実を計る上に重要な意義があるとしている。中等学校における滑空訓練の実施校数は、昭和十年六校、同十一年一六校、同十二年四五校、同十三年一一五校、同十四年三一〇校、同十五年五



昭和16年に開かれた模型飛行機大会（久保泉国民学校）

○四校、同十六年六〇二校と急増し、昭和十七年度にいたって文部省が滑空訓練を正科に準じて取扱うとしたため、実施校は全国で千校を突破した。

佐賀県に滑空訓練がはいるのは、全国的立場から見たら若干遅かったようで、昭和十六年二月、佐賀高等学校において、「佐賀グライダー連盟」が結成されている。昭和十七年初頭において、佐賀高等学校、佐賀師範学校、龍谷中学校に各一機、大日本飛行協会県支部に二機保有という状態で、協会支部、佐賀中学、武雄中学が各二機、鳥栖工業、佐賀工業、唐津中学、唐津商業、鹿島中学、相知青年学校、武雄朝日青年学校、鳥栖国民学校、唐津国民学校が各一機、合計十五機が注文中であった。昭和十九年二月、大日本婦人会県支部は朝日式駒鳥型（ブライマリー・初級）滑空機十機を県内十中等学校に寄贈した。滑空訓練は高木瀬の練兵場で行われ、指導者は佐賀高等学校の中島茂があたっている。昭和十九年二月、佐賀中学校生徒隊の航空部には、文部省式一型滑空機（B―四七五〇）一機、朝日式駒鳥型初級滑空機（C―八〇六三、C―八一九〇）二機の合計三機があった。C―八一九〇は、昭和十八年十一月に朝日新聞社から寄贈を受け

たものであった。

昭和十七年（一九四二）十一月、県文化協会主催の第一回自作航空機展覧会が佐賀玉屋四階で開催され、中等学校七校、国民学校十二校が参加し、出品数二〇六点にのぼった。特別出品として、九大航学部教室の風洞実験機などもあった。真崎甚三郎県教育会長の激励の辞などがあって、入選・団体賞・参加出品記念賞・参加奨励賞が授与された。

昭和十三年（一九三八）二月、佐賀郡久池井の春日山に県民錬成道場として春日山道場が完成した。これは、鍋島侯爵家、原田隆一の敷地寄附と大倉邦彦の建築費寄附によって建設されたものである。最初は特異な教育施設「葉隠塾寮」などと呼ばれていたが、春日山道場が通称となった。昭和十六年八月、佐賀県と大政翼賛会佐賀支部の共催で、錬成の第一回指導者講習会が五日間にわたって、七〇余名の各階層の代表者を

### 時局と青少年滑空訓練の意義

佐賀高等学校助教

中 島 茂



近年、青少年生徒の滑空訓練に志す者は、軍務局の特別なる援助と文部省の特別なる努力、指導によつて年々増加して来たことは誠に喜ばしいことである。最近の文部省の調査によれば、中等学校の滑空訓練施設は次の如くである。  
昭和十一年六校、同十二年六校、同十三年一五校、同十四年三校、同十五年五〇四校、同十六年六〇三校。  
本年度においては文部省が滑空訓練をして正課に準じてこれを取扱ふやうになつてから、その増加は一千校を超過してゐるに少くない。滑空訓練が国家より特別なる保護を受け、取高もならびに文部省より青少年に奨励される所以は、高度国防政策に基づく航空国力の根柢増進と航空国力の充實を計る上に重要な意義があると認められたことによるものである。

「佐賀県教育」（昭和十七年十月号）

あつめて実施された。参加者は白手拭の鉢巻姿で「みそぎ」「行」を行い、胆と体の錬磨育成にはげんだ。また、中央訓練所の錬成部長筒井凡夫が「翼賛運動と国民錬成」という講演を行っている。春日山道場は、



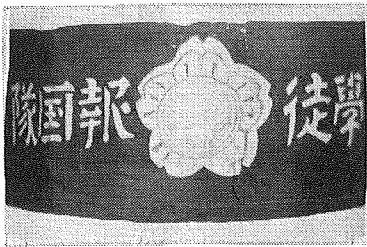
春日山道場における女子師範生のなぎなた訓練

戦争のし烈化とともに、皇国民錬成の道場として活況を呈する。

昭和十二年七月、日華事変が勃発し、翌十三年四月一日「国家総動員法」が公布され、総力戦体制が確立されていく。同年六月、県下の中等学校生徒の勤労奉仕がはじまる。昭和十三年一月、佐賀裁縫高等女学校は、毎月一日から十日は応召軍人遺家族に対して「仕立物無料奉仕デー」として勤労奉仕を開始した。初期の勤労奉仕は、応召軍人家族に対して実施される。七月、中等学校生徒の応召軍人遺家族への田植奉仕が実施された。清和高等女学校では、七月二十一日から二十五日にかけて、三、四年生は校内に交代で宿泊し、市内神社清掃の集団勤労作業を実施し、この時の朝食はご飯に香物だけ、昼食は一菜主義を行った。この年の秋は、市の産業課の肝いりで学生稲刈奉仕団が組織され、応召軍人家族師範学校生徒も、本科・専攻科一四名を稲刈奉仕団として嘉瀬村に勤労奉仕を行った。昭和十六年二月、食糧増産のために青少年学徒は年間三〇日以内をその作業にあたることになり、作業日数は授業日数として

認めることになった。同年夏、大授搦の荒廃田八十町を大陸の沃土になぞらえ、食糧増産を期して、学徒の農業報国修錬道場とすることになった。中等学校長が作業主任となって、学徒四〇〇〇人が動員されてバラック建築建設がはじまった。同年十月、二五〇名収容の宿舍二棟、事務所、農具舎、収納舎、浴場、炊事場ができあがり、第一回研修生として農業報国推進隊員二五〇名が入所した。麦作を中心として食糧増産にあたることになった。佐賀高等学校学生六〇〇名は、十一月にはいって毎日一〇〇名ずつ交代して約三町歩の麦作開墾にあたった。麦踏み、麦刈、田植、稲刈と、昭和十三年以来、学徒隊の勤労奉仕活動は継続され、昭和十六年秋の稲刈奉仕は三日間にわたって総勢七三〇〇人が出動した。

・男子師範（三〇六人） 新北、東与賀、久保田、高木瀬  
 ・佐賀中（二〇八七人） 東川副、中川副、西与賀、嘉瀬、佐賀市



学徒報国隊の腕章

・龍谷中（二〇四九人） 北川副、大詫間、南川副、本庄、巨勢、兵庫  
 ・佐賀商業（四一一人） 西川副、東与賀、金立  
 ・佐賀工業（六〇〇人） 鍋島、高木瀬、久保泉、川上  
 ・佐賀農芸（二七七人） 春日、川上、松梅  
 ・女子師範（一七九人） 本庄、東与賀  
 ・裁縫高女（五二八人） 久保田、鍋島  
 ・清和高女（八六八人） 西与賀、嘉瀬、高木瀬  
 ・佐賀高女（二八六人） 北川副、西川副、本庄

・成美高女(一一五五人) 東川副、新北、巨勢、兵庫、佐賀市  
 昭和十八年十二月、学徒出陣がはじまり、同十九年三月、「決戦非常時措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」により、中等学校三年以上の勤労働員がはじまる。昭和二十年一月編「学徒動員を中心とする学校経営の実態」によって佐賀中学校の昭和十九年四月より同二十年三月までの勤労働員の経過を抽出すると次のよ

- 一九・四・二六 泥土運搬作業(二年以上)
- 二七 川上馬鈴薯畑作業(一年)
- 二八 大授搦作業(一年)
- 五・二五 大授搦蚕豆収穫(四年)
- 六・六 麦刈作業(全員)
- 一九 大日本化学諸富工場動員(五ノ一)
- 二〇 川上馬鈴薯収穫作業(二年)
- 二七 川上甘藷植付作業(三年)
- 諸富工場動員(五ノ二)
- 七・四 田植作業(四年)
- 六 川上甘藷植付作業(二年)
- 一一 水田除草作業(五年、三年)

- 三一 大日本化学諸富工場動員(五年)
- 八・四 川上甘藷除草作業(二年、一年)
- 大授搦除草(四年)
- 五 水田除草作業(二年)
- 九 学校林手入作業(四年)
- 一〇 長崎県南風崎作業動員(三年)
- 二八 大日本化学工場動員(五年)
- 九・五 通年動員、大日本化学工場(五年)
- 八 草刈・堆肥作業(二年、一年)
- 一一・一 稲刈作業(全員)
- 一九 三年動員部隊小佐々へ移動
- 一二・一 大日本化学工場全員三直制実施
- 一六 麦播作業(二年、一年)
- 二〇・一・五 三年通年動員
- 二一 麦手入全員動員
- 二・一九 第二回麦手入出動(二年、一年)
- 三・一九 南山村学校林植林(二年)

このなかの、昭和十九年四月二十六日の二年生以上による泥土運搬作業の実施計画書をあげれば次のようになっている。

第一回 校外出動作業計画

一、作業種類 土工作業（泥土運搬）

二、出動方面 本庄、嘉瀬、久保田村

三、出動学年 三年以上（協力令ニヨル）

二年（奉仕作業）

※陸士志願者三二〇名ハ除ク

四、期 日 四月二十六日～同月二十八日

五月一日～同月四日 計七日間

五、時 間 集合 七時半学校集合九時出発、第二日以後ハ現地ニ八時集合

解散 十五時 作業終了後適當ナル場所

六、編 成 本庄村 第一中隊（七小隊）三五〇人

嘉瀬村 第二中隊（二小隊）一〇〇人

久保田村 第三中隊（三小隊）一〇〇人

自転車隊

七、服装、其ノ他

従来通り、諸注意前日編成時

出動期間中ニ於ケル一学年ノ作業配当

二十七日 川上馬鈴薯畑作業

二十八日 大授搦馬鈴薯、麦、蚕豆ノ手入れ

集合七時半、解散十六時

其ノ他ノ日ハ教務ノ特別時間割ニヨリ校内ニ於ケル食糧増産作業ニ従事ス

三年以上は「協力令ニヨル」とあるのは、「国民勤労報国協力令（昭和十六年十二月一日施行）」の適用を受けていることを指している。期間はほぼ五日から十日間位になっている。勤労動員の期間、陸海軍学校志望の生徒が除かれているのは注目される。服装は大体「地下足袋ノ着用ヲ可トス」とあり、昭和二十年二月の麦手入作業の時は、「防空頭巾着用ノコト」と注意書きが付してある。

昭和十九年八月二十三日、「学徒勤労令」が公布され、これまで中等学校三年以上の勤労動員が、中等学校一、二年、国民学校高等科、青年学校生徒まで範囲が広められた。同日「女子挺身隊勤労令」も公布されて、結局国民学校初等科を除いた青少年が勤労動員されることが法的に決定した。

九月三日付の『佐賀新聞』には「勤労即教育を顕現、佐賀県第三次学徒勤労員計画成る」として、各中等学校などの担当工場を次のようにあげている。

佐賀中学（大日本化学）、小城中（日東航機）、鹿島中学（第二十一空廠）、唐津中学（大日本航機）、三養基中学（日清製粉）、武雄中学（杵島）、龍谷中学（川南）、鹿島立教（第二十一空廠）、唐津商業（唐津鉄工所）、佐賀工業（内田）、有田工業（岩屋）、鳥栖工業（第二十一空廠）、佐賀高女（戸上）、鹿島高女（川棚）、唐津高女（大日本航機）、武雄高女（香蘭社）、小城高女（日東航機）、伊万里高女（岩屋）、鳥栖高女（太刀洗）、神埼高女（片倉製糸）、成美高女（大和紡績）、清和高女（三菱兵器）、佐賀実女（日東航機）、鳥栖青年学校（片倉製糸）、小城青年学校（大和紡績）、



「勤勞即教育を顯現」の新聞報道  
(昭和19年9月3日付『佐賀新聞』)

有田青年学校(岩屋)、武雄青年学校(大阪特殊鋼)、東山代国民学校(大伊万里)、神陽学館(日華ゴム)

この割りあては、学校によっては一部変更があったよう  
で、龍谷中学は川南造船所となっているが、五、四年生は  
浦の崎(川南)造船所、三年生は南風崎での土木工事、二  
年生は戸上電機であった。五、四年生はのち佐世保の海軍  
工廠へ、三年生は佐世保の日宇に転属している。一年生  
は、市内の家屋疎開作業に従事した。

この時、生徒の受け入れ側に要望事項としてされた点  
は次の七点であった。

一、身心の発達を図り、保健に留意すること。

二、県内動員においては、通勤を原則にすること。  
二、作業は一日八時間とし、その間食事、休憩に各一時間を与えること。残業は一カ月に十日以内とし、深夜業は認めない。又、休日は月四回設けること。

四、国民学校児童の動員に当っては、青少年団単位、又は学校単位の隊組織とすること。

五、保健衛生に関しては、特別の注意を払うこと。

六、保護者並に受入者は、処置に十分留意し、生徒として安じて勤勞に挺身せしむる様、適切な方途を講ずること。

七、動員生徒をして皇国勤勞観に徹せしめること。

生徒勤勞動員に出動した生徒たちは、ただ勤勞するのみならず、引率の教師による「工場成績」が評価された。昭和十九年九月十二日より翌二十年八月二十日まで大和紡績佐賀工場に勤勞動員された成美高等女学校の生徒は、縫製部(縫上、織布、梳綿、練篠、精紡、裁断)、織維部(梳綿保全、初紡、打綿、精紡、ローラー、仕上)、織機部(織布、保全)、織布部(準備、検査)に分かれて勤勞に従事した。成績は出欠状態と、秀・優・良・可・不可の五段階評価され、例えば「優・真剣ナル作業振ナリ。生活態度極メテ良シ。綜合力実践力ニ富ム。」などと表わした。

佐賀高等学校においては、昭和十九年五月から三年生が川南造船所へ。同年七月から二年生が長崎造船所へ学徒動員された。一年生は十一月に稲刈作業のため県下各地に動員されていた。

「学徒勤勞令」によって、県内及び長崎県へと勤勞動員された生徒たちの中には、終戦まで男女学徒一六人が犠牲となり、四六人が生涯残る傷を負った。県内での学徒の勤勞動員での最初の犠牲は、昭和十九年八月二十五日、杵島郡山内町鳥海の県宮滑空訓練場の建設現場で、作業に動員されていた武雄中学校三年の前田健(一五)が土砂崩れで頭を石で強打し、下半身を土砂に埋められて死亡したものであった。同年十月末、大村航空廠に動員されていた唐津中学校四年生の加藤達三と平田竜彦は空襲した米軍艦載機の銃・爆撃で死に、動員中に病気になる、大村市の共済病院に入院していた鹿島高等女学校生五人も同じころ空襲で爆死した。昭和二十年一月、伊万里市浦ノ崎の川南造船所の作業場で龍谷中学校五年生宮地正人、竹本虎二郎が事故死した。昭和十九年四月、佐賀商業学校は栄城工業学校に転換したが、これまでの商業学校の生徒はその形で卒業することになった。昭和二十年一月、長崎市大橋の三菱兵器への動員令がでた。前年の佐世保

針尾島白毛浦の海軍火薬庫の道路建設について、二度目の動員令であった。五年生、四年生は同年三月に同時に卒業したが、三年生はそのまま三菱兵器に動員され、運命の八月九日の原子爆弾の被害を受けた。この結果、古川正己、中川健爾、森僚昭、陣内司郎の四名が尊い犠牲となった。

昭和二十年八月十二日、佐賀市空襲の時、松原川沿いで疎開建物の運搬作業にあっていた龍谷中学校二年生の前山稔、古賀郁郎、立野正義は、大きな建物の中が一番安全と考えて旅館三栄館に避難し、爆弾を受け爆死した。三日後の八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏を喫した。

## 参考文献

- 『佐賀郷友』（昭和十年～十七年）  
 『佐賀県教育』（昭和十一、十七、十八年）  
 『不知火燃る』『栄城』（創立八十周年記念誌・創立百周年記念誌）、『あゝ龍谷の流れは清く』、『佐商相星』、『大村動員・青春の哀歌』（田中勲）、『佐賀の八十五年』（佐賀新聞社）、『激動二十年』（毎日新聞社）、『知事物語』（読売新聞社）、『佐賀県議会史』（上巻）

## 八 戦時中の市民生活

### (一) 戦時統制の強化

昭和六年（一九三一）九月十八日夜、当時の満州奉天郊外の満鉄線柳条溝において、「中国兵によって鉄道が爆破され、わが守備隊が襲撃される」という事件が起こったため、わが軍は直ちにこれに応戦し、さらに進んで中国軍の兵営（北大営）を占領するにいたった。これがいわゆる九・一八事件、あるいは柳条溝事件と称せられるものであって、これから満蒙の各地に戦火が拡大して『満州事変』となるのである。しかし、この事件がわが関東軍の謀略によるデッチ上げであったことは、今日では否定できない事実として天下に明らかにされている。

ところで、この時期におけるわが国の満蒙（現在の中国の東北各省及び蒙古）との関係は、日清・日露両戦役の勝利によって特殊権益を認められていた地域であることに基ついている。特殊権益とはいろいろあるが、例えば右の満鉄線（南滿州鉄道）もわが国の南滿州鉄道株式会社の経営するところであり、従ってこの鉄道を保護し、かつ日露戦争によってロシア帝国から租借権を移譲された旅順・大連地区（関東州といわれ